

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2015（平成27）年10月

2018（平成30）年3月改定

伊 賀 市

目 次

はじめに

第1部	人口ビジョン	1
1	人口問題に対する基本認識	2
	Ⅰ. 国の「長期ビジョン」から ～国民の認識の共有が最も重要である～	2
	Ⅱ. 伊賀市における人口問題	3
2	人口動向分析	4
	Ⅰ. 時系列による人口動向分析	4
	Ⅱ. 年齢階級別・地域ブロック別の人口動向分析	10
	Ⅲ. その他参考となる指標	14
3	将来人口推計	22
	Ⅰ. 将来人口推計	22
4	人口の将来展望	24
	Ⅰ. 目指すべき人口の将来展望	24
	Ⅱ. まち・ひと・しごと創生の推進に向けて	33
第2部	総合戦略	35
1	位置づけと取組体制	36
	Ⅰ. 位置づけ	36
	Ⅱ. 取組体制	37
2	基本的な視点	39
	Ⅰ. 『「まち・ひと・しごと創生」政策5原則』との整合	39
	Ⅱ. 三重県及び近隣自治体との連携	40

Ⅲ. 伊賀市独自の視点	41
3 基本的な考え方	42
Ⅰ. 現状分析と課題	42
Ⅱ. 「まち」「ひと」「しごと」の創生による課題の解決と好循環づくり	59
Ⅲ. 取組のテーマと目指すべき姿	62
4 基本目標と基本的方向・政策パッケージ	63
《基本目標 1》 男女問わず希望どおり働くことができる“伊賀”にする	64
《基本目標 2》 安心して子どもを産み、育てることができる“伊賀”にする	65
《基本目標 3》 生涯住み続けたいと思える“伊賀”にする	66
《基本目標 4》 来たい・住みたいと思われる“伊賀”にする	67
5 効果検証のしくみ	68
Ⅰ. 行政総合マネジメントシステムの活用による評価	68
Ⅱ. 伊賀市総合計画審議会による評価	68
Ⅲ. まちづくりアンケートの活用	68
6 伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定【中間見通し】	69
Ⅰ. 改定主旨	69
Ⅱ. 改定の基本的視点と具体的方向性	70
Ⅲ. 将来を見据えた重点課題	71
Ⅳ. 政策パッケージ別計画【2018(平成 30)年度～2019(平成 31)年度】	73
主な用語の説明	108

はじめに

国では、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本市においても、近年の人口減少の進展は著しく、早急な対策が求められているなか、「まち・ひと・しごと創生法」に掲げる基本理念のもと、人口減少に歯止めをかけ、引き続き活力あるまちを維持していくために、2015（平成27）年1月に「伊賀市まち・ひと・しごと創生本部」を組織し、本市の50年後のあるべき姿を示した「人口ビジョン」と、その実現に向けた最初の5か年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「総合戦略」からなる「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び同戦略に基づく事業の実施にあたっては、国、県の総合戦略を勘案すると同時に、伊賀市総合計画の基本構想及び再生計画との整合を図りながら進めていくこととします。

「まち・ひと・しごと創生」とは

市民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会の担い手となる多様な人材の確保（ひと）、多様な就業の機会の創出（しごと）を一体的に推進することにより、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるための取組です。

第1部 人口ビジョン

第1部 人口ビジョン

1 人口問題に対する基本認識

I. 国の「長期ビジョン」から ～国民の認識の共有が最も重要である～

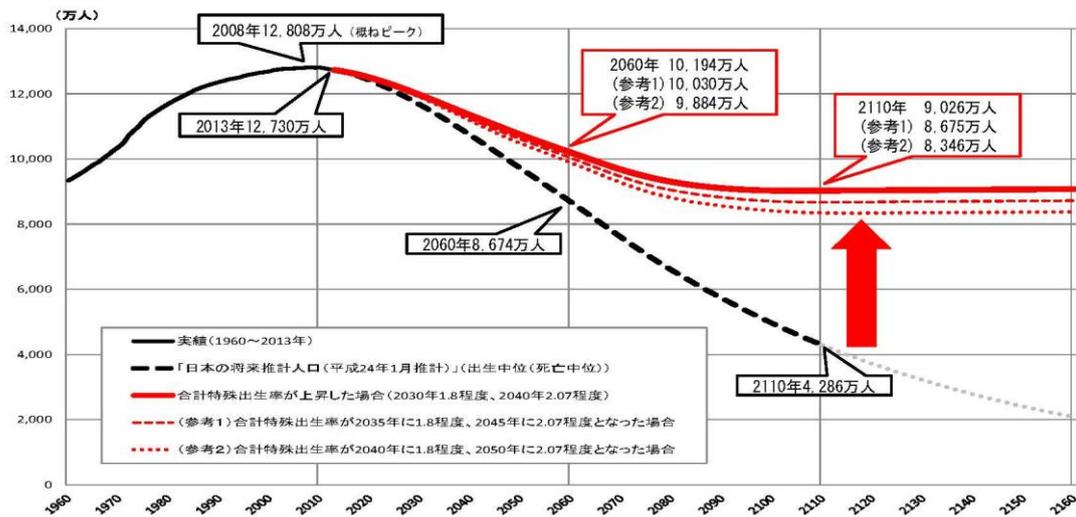
- 「人口減少時代」の到来
 - ・ 2008（平成 20）年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
 - ・ 人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。
 - ・ 人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- 「人口減少」が経済社会に与える影響
 - ・ 人口減少は、経済社会に対して重荷となる。
 - ・ 地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。
- 東京への人口の集中
 - ・ 東京圏には過度に人口が集中している。
 - ・ 今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。
 - ・ 東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

図表 1-1 わが国の人口の推移と長期的な見通し

○国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060 年の総人口は約 8,700 万人まで減少すると見通されている。

○仮に、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年には 1.6 程度）まで上昇すると、2060 年の人口は約 1 億 200 万人となり、長期的には 9,000 万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。

○なお、仮に、合計特殊出生率が 1.8 や 2.07 になる年次が 5 年ずつ遅くなると、将来の安定人口が概ね 300 万人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

Ⅱ. 伊賀市における人口問題

日本全体の動向に違わず、本市においても人口減少の進展は著しく、1995（平成7）年に10万人を超えた人口が、2010（平成22）年には再び10万人を下回り、その後減少を続けています。

人口は、主に自然動態（出生、死亡）と社会動態（転入、転出）の増減により推移しています。

今後も引き続き活力あるまちを維持していくために、まず過去から現在に至る本市の人口動向の分析や、将来人口推計などを踏まえ、50年後の2060年の本市の目指すべき姿を展望します。

●人口を展望するうえで必要となる「出生率」に関する用語について

- ・合計特殊出生率・・・15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
- ・人口置換水準・・・長期的にみて人口が増加も減少もしない均衡した出生水準（合計特殊出生率）。若年期の死亡率が低下すると、この値は減少する。社人研の指標では、「静止粗再生産率」と表記されている。現在の日本の人口置換水準は2.07。
- ・国民の希望出生率・・・若い世代の結婚・子育てに関する希望が実現した場合に見込まれる出生率。国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、この数値を「1.8程度」とし、我が国においてまず目指すべきは、出生率の向上を図ることとしている。

●本書における外国人住民の取り扱いについて

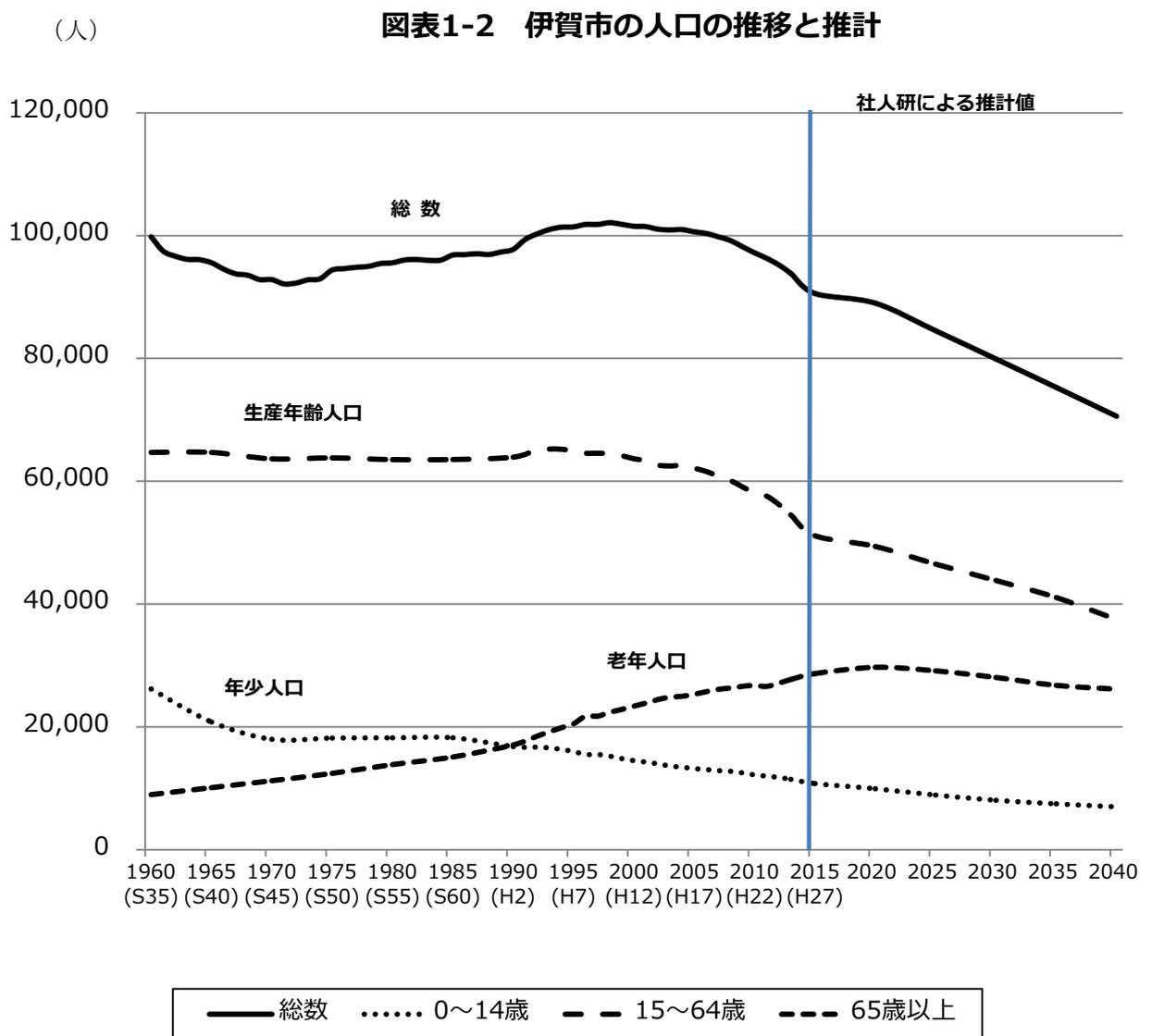
- ・本書における人口に関連する数値（国勢調査、住民基本台帳等に基づく図表データ等）は、特段の記載がある場合を除き外国人住民を含むものとする。

2 人口動向分析

I. 時系列による人口動向分析

1. 年齢別人口の推移と将来推計

本市における1960（昭和35）年から2015（平成27）年までの人口及び2020年から2040年までの将来推計人口について、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で見たのが次の図です。



※2015（平成27）年までは国勢調査、2020年以降は社人研推計値

(1) 総人口の推移

本市では、1960年代において人口は減少傾向でしたが、1970年代の高度経済成長期以降に人口増加に転じました。その後1990年代後半までは人口増加が続き、一定水準が維持される高原状態が続き、1998（平成10）年の102,100人を境として、現在まで人口減少が続いています。

図表 1-3 近年の伊賀市の総人口の推移（人）

	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
総人口	101,435	101,527	100,623	97,207	90,581

※国勢調査

(2) 年齢3区分人口の推移

年少人口は、1970年代の「団塊ジュニア世代」の誕生により維持された期間がありましたが、1960（昭和35）年以降、現在まで長期的には減少傾向にあり、1980年代後半には老年人口を下回っています。

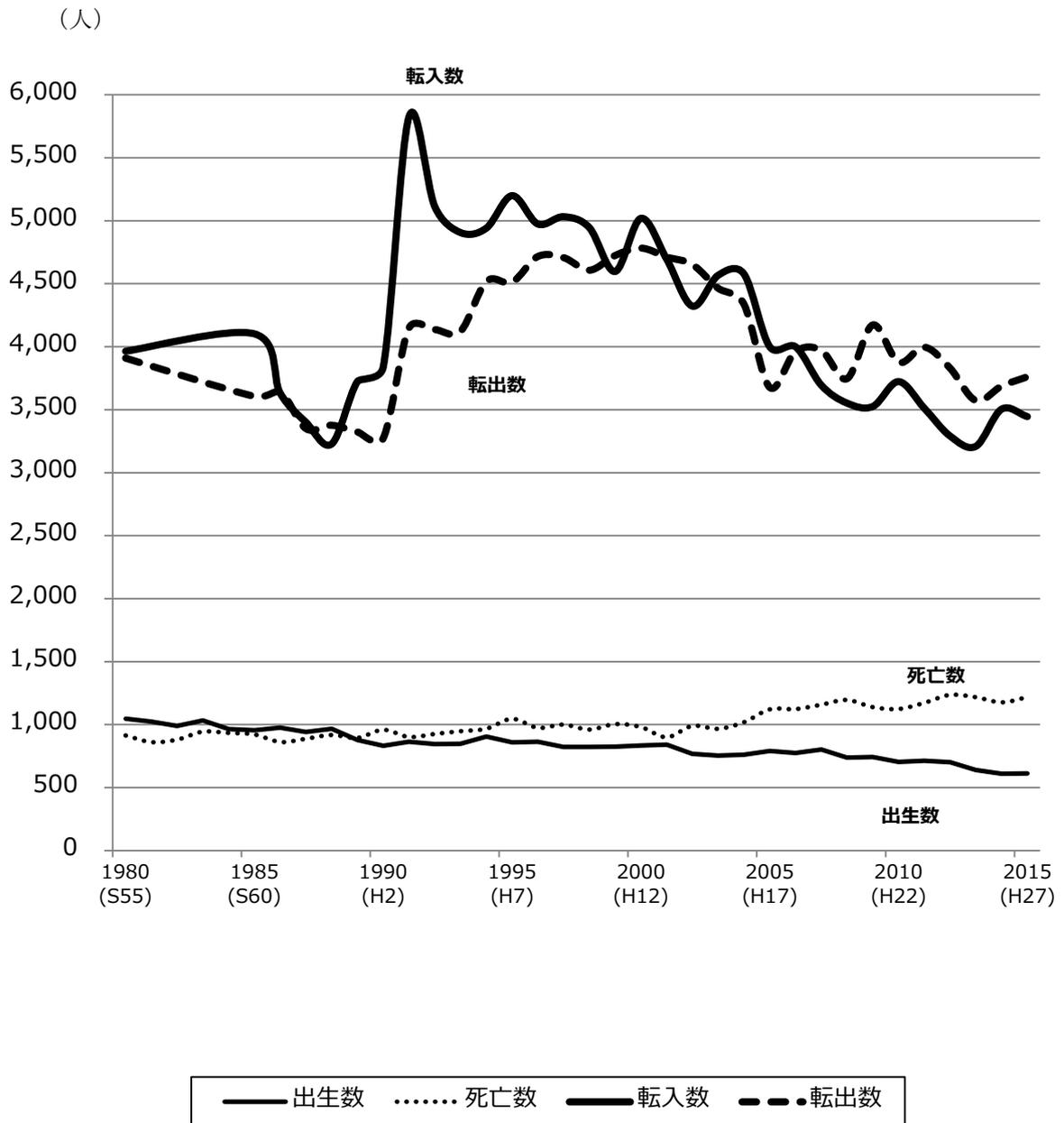
生産年齢人口は1960年代以降一定水準を維持し、「団塊ジュニア世代」により1990年代前半に微増した時期がありましたが、その後は減少に転じ、現在まで減少が続いています。

老年人口は、平均寿命も伸びていることから、増加を続けています。

2. 出生・死亡、転入・転出の推移

本市における1980（昭和55）年から2015（平成27）年までの出生・死亡数及び転入・転出数の推移を見たのが次の図です。

図表1-4 出生・死亡数、転入・転出数の推移



※県統計課「月別人口調査」

※2004（平成16）年以前の数値は、合併構成市町村間での移動を含む

出生数は、図示されている 1980（昭和 55）年以前の 1960（昭和 35）年から 1970 年代半ばまで一定水準を維持していましたが、1975（昭和 50）年以降、減少に転じ、その傾向が現在まで続いています。また、死亡数については、1990 年代まで一定水準で推移し、それ以降は、老年人口の増加に伴い、微増傾向にあります。「自然動態」として見ると、1988（昭和 63）年を境に出生数が死亡数を上回る「自然増」から死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

一方、「社会動態」については、1990 年代は、ゆめぼりす伊賀の宅地開発等により転入が増加したものの、2007（平成 19）年以降は、一貫して転出超過（「社会減」）の状態が続いています。

下表からも分かるように、近年の伊賀市の人口動向の状況は、年によって変動が見られますが、自然動態では概ね 500 人弱程度の減少、社会動態では概ね 400 人弱程度の減少で推移しており、さらに自然動態においては、減少数が増加傾向にあることがうかがえます。

図表 1-5 近年の伊賀市の出生・死亡、転入・転出の推移（人）

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	平均
出生	767	761	688	673	675	712
死亡	1,196	1,209	1,247	1,163	1,243	1,211
自然動態	-429	-448	-559	-490	-568	-498

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	平均
転入	3,512	3,291	3,209	3,504	3,445	3,392
転出	3,997	3,830	3,572	3,687	3,761	3,769
社会動態	-485	-539	-363	-183	-316	-377

※県統計課「月別人口調査」

※いずれも前年 10 月から当年 9 月までの数値

※転入は職権記載及び国籍取得等、転出は職権削除及び国籍喪失等を除く

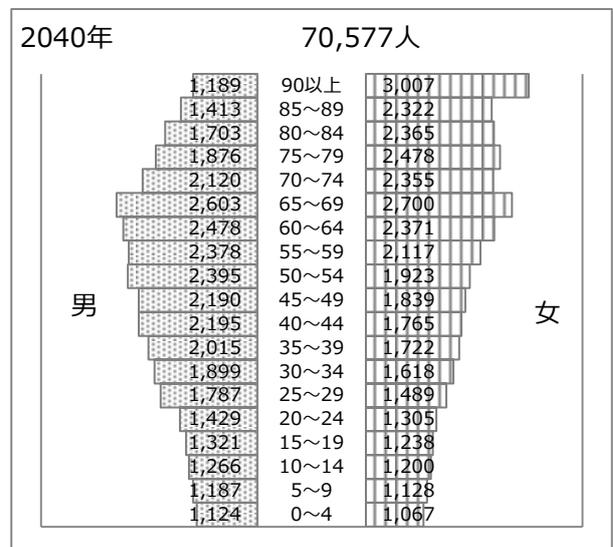
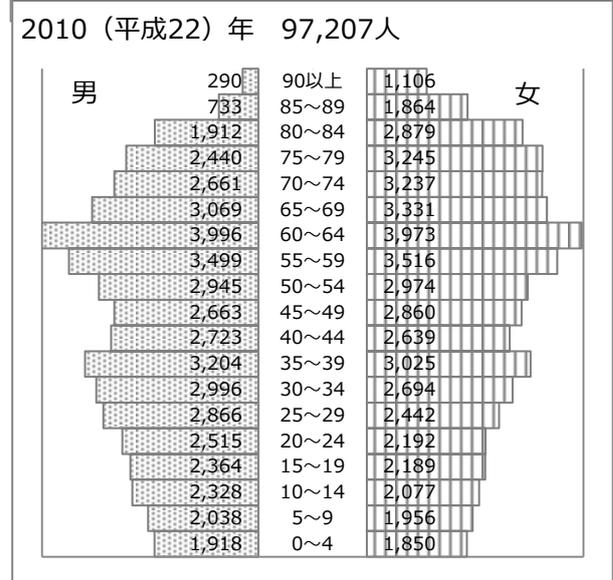
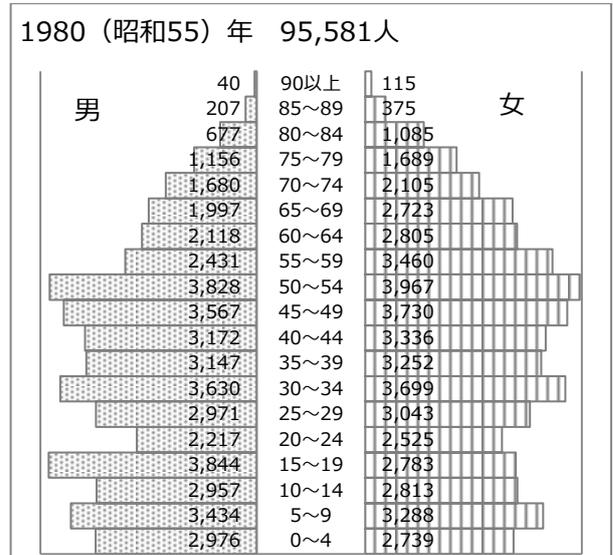
図表 1-6 1980年・2010年・2040年の人口ピラミッドの比較

3. 人口ピラミッドによる比較

本市における 1980 (昭和 55) 年と 2010 (平成 22) 年の国勢調査及び 2040 年の社人研による将来推計人口における人口構造を表したのが、右の図です。

それぞれを比較すると、1980 (昭和 55) 年は 0~4 歳から 50~54 歳までの各年齢区分の人口が概ね同数でしたが、その後、出生数が減少傾向に転じ、2010 (平成 22) 年の人口ピラミッドでは下すぼみの壺型へ向かう傾向がみてとれます。

また、2040 年には、その傾向が更に顕著になるとともに、人口減少によりピラミッド全体の大きさが小さくなります。

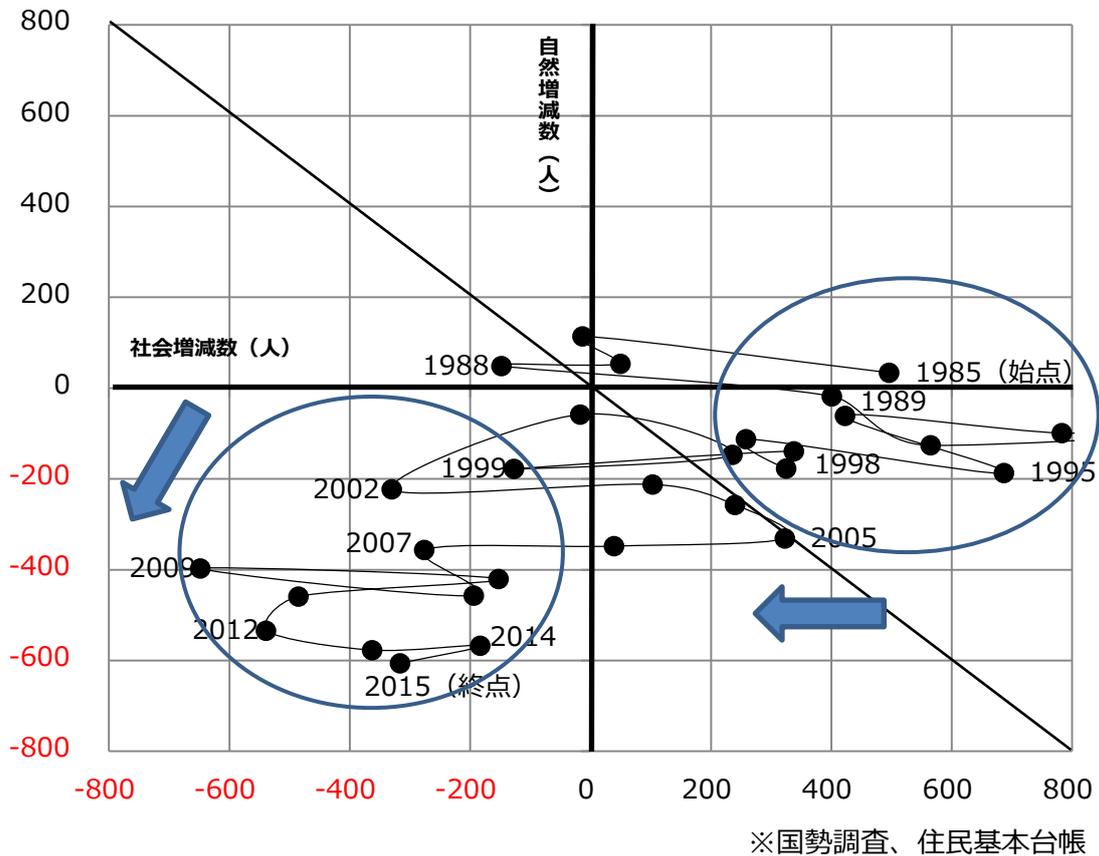


※1980年及び2010年は国勢調査、2040年は社人研推計

4. 総人口の推移に与えてきた自然動態と社会動態の影響

自然動態と社会動態が総人口の推移に与えてきた影響を見たのが次の図です。

図表1-7 総人口に与えてきた自然動態と社会動態の影響



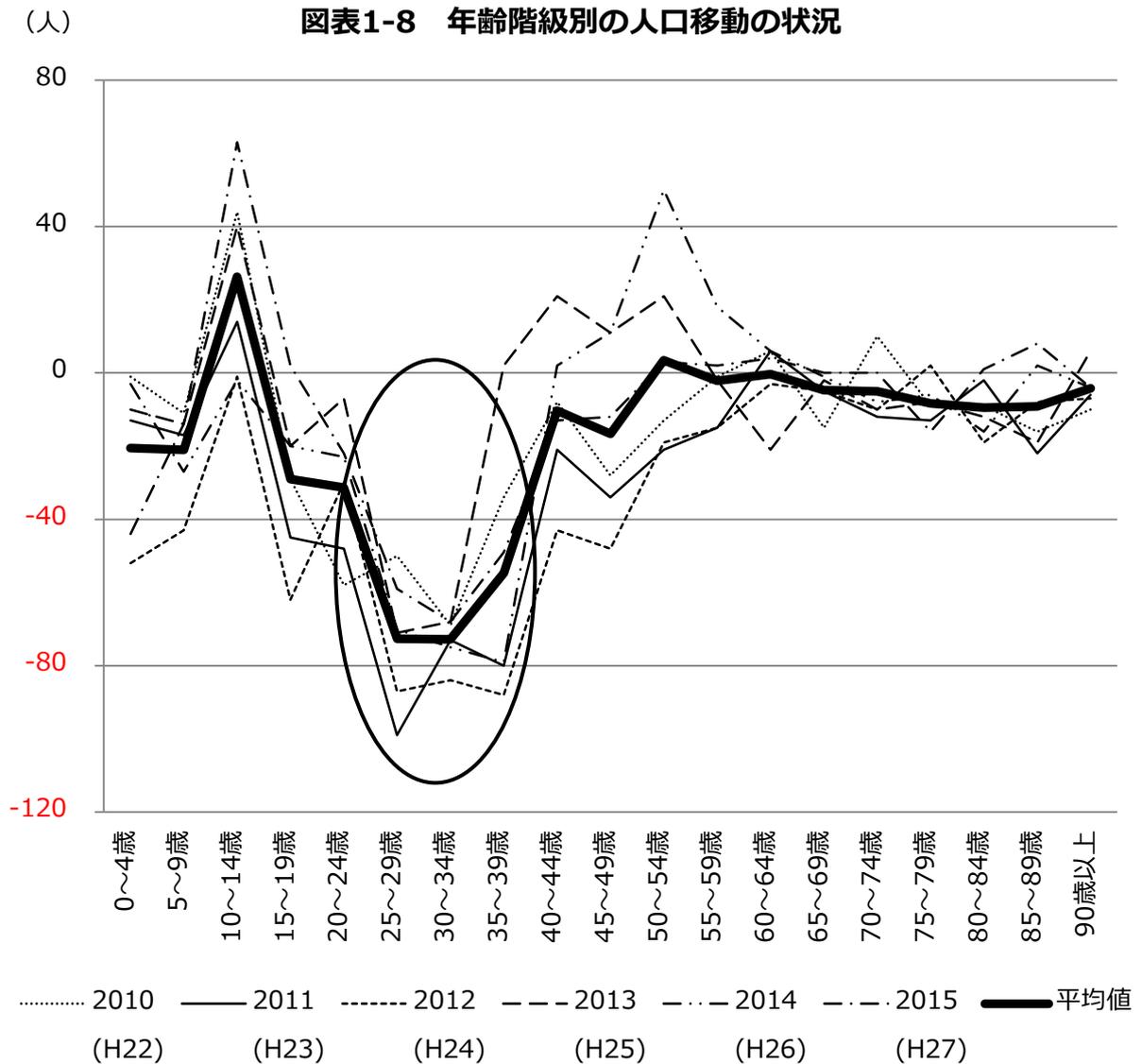
1989（平成元）年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入ったものの、宅地開発等に伴う人口流入等により、1998（平成10）年までは、「社会増」が「自然減」を上回っていたため、総人口は増加していました。

しかし、1998（平成10）年の人口ピークを境に、社会動態も減少傾向に転じ始め、2007（平成19）年以降は「自然減」と「社会減」が同時に進行する局面に入っています。

Ⅱ. 年齢階級別・地域ブロック別の人口動向分析

1. 年齢階級別

本市における2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口移動について、年齢階級別に見たのが、次の図です。

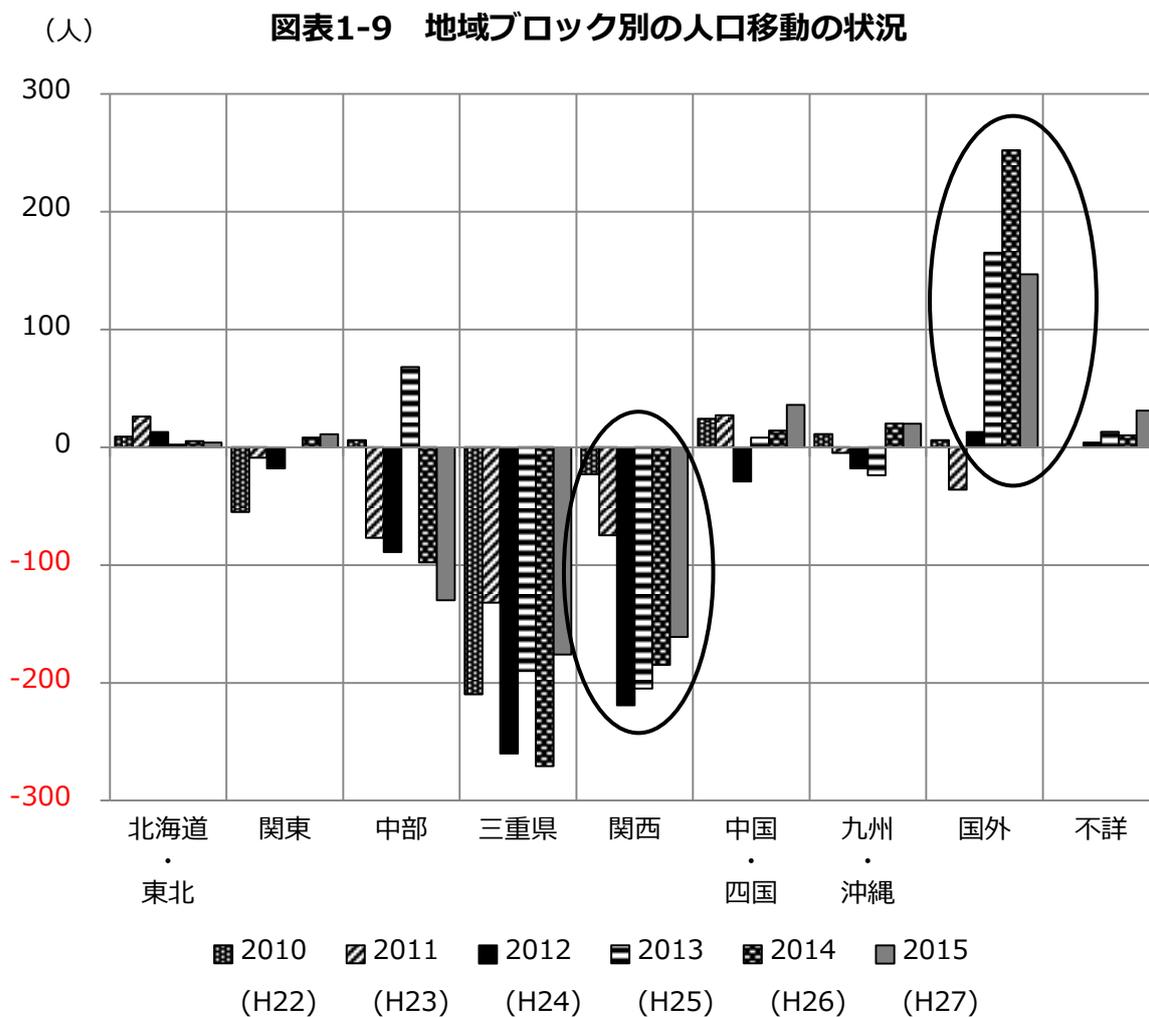


※住民基本台帳

近年の人口移動の状況を見ると、全体的に転出超過となっており、特に25歳から39歳にかけての割合が高くなっています。

2. 地域ブロック別

本市における2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口移動について、地域ブロック別に見たのが、次の図です。



※住民基本台帳

※地域ブロック別の区分は下記のとおり

北海道・東北：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東：茨木、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

中部：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知

関西：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国・四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

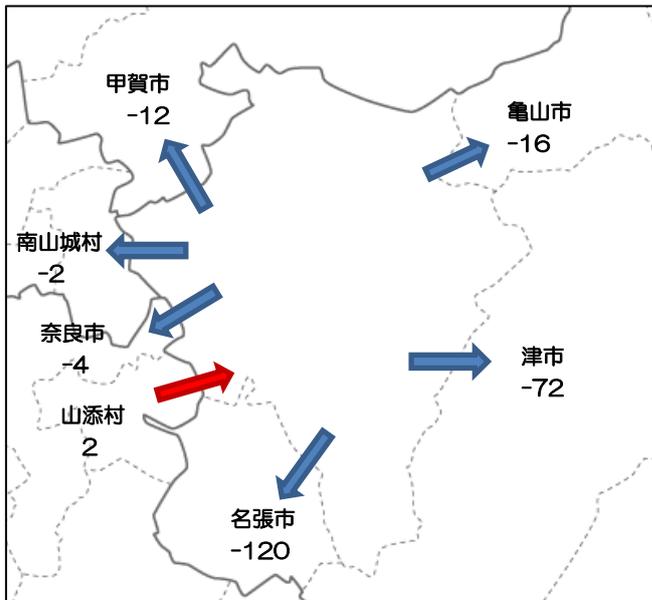
本市からは、三重県内での移動は別として、関西圏への転出傾向が強くなっています。三重県全体としては、東京圏・中部圏への傾向が強いことから、本市は比較的関西圏への結びつきが強いことがうかがえます。

また、もう一つの特徴として、国外移動が多いことが挙げられます。これは本市の総人口に占める外国人住民の割合が高いことによるものと考えられます。

3. 近隣自治体間での人口移動の状況

2012（平成 24）年と 2015（平成 27）年における近隣自治体間での転入超過数を示したのが、次の図です。

図表 1-10 2012（平成 24）年 転入出の状況（人）

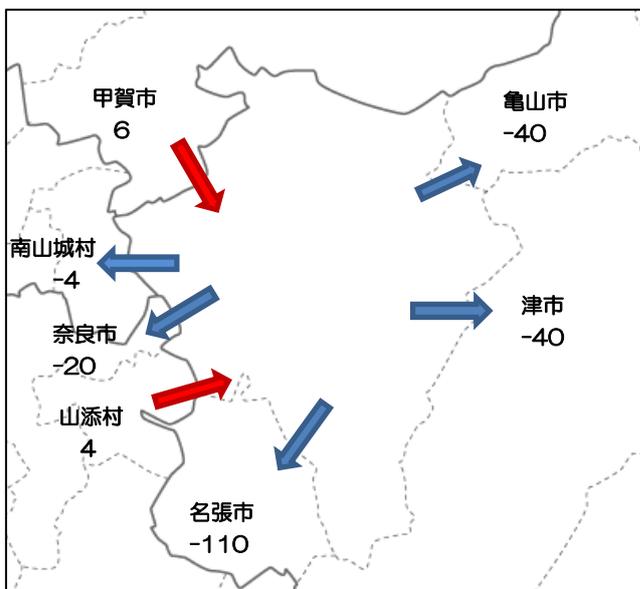


	転入	転出
津市	101	173
亀山市	34	50
名張市	291	411
甲賀市	42	54
南山城村	8	10
奈良市	51	55
山添村	11	9

【参考】

大阪府	310	482
愛知県	179	225
東京都	66	114

図表 1-11 2015（平成 27 年） 転入出の状況（人）



	転入	転出
津市	134	174
亀山市	49	89
名張市	244	354
甲賀市	72	66
南山城村	6	10
奈良市	42	64
山添村	10	6

【参考】

大阪府	385	444
愛知県	335	434
東京都	103	129

※住民基本台帳

本市は、ほぼ全ての近隣自治体に対して転出超過となっています。

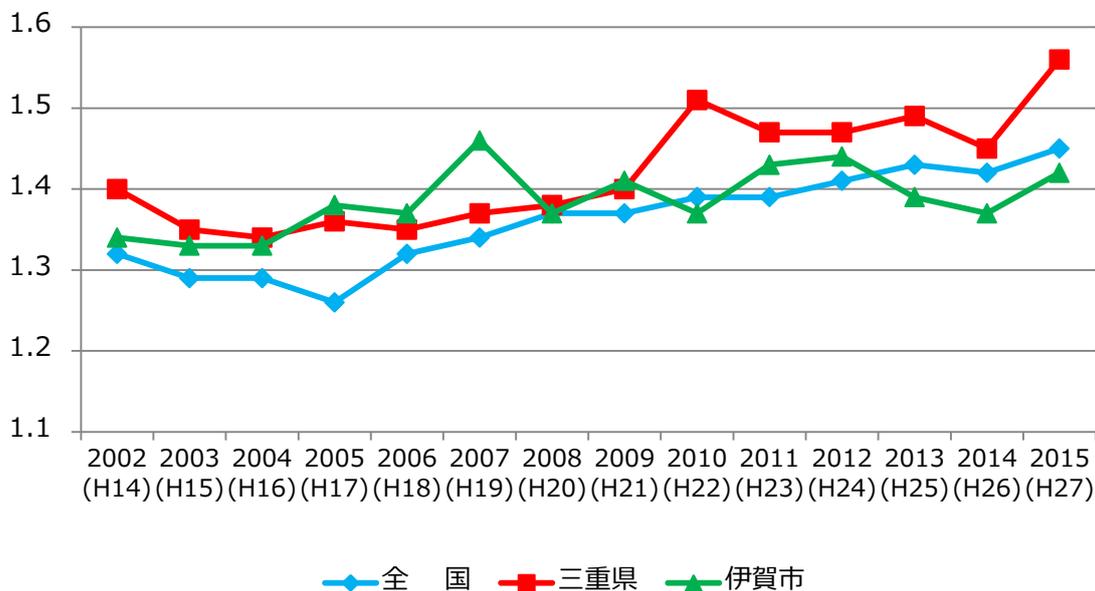
Ⅲ. その他参考となる指標

1. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の全国平均は、全体的に緩やかな上昇傾向となっておりますが、本市では直近の10年間を見るとほぼ横ばいとなっております。

なお、市町村別の合計特殊出生率は標本数（出生数や死亡数）が少ないために、数値が不安定な動きを示すことがあります。直近の10年間を見ると、概ね1.4程度で推移しており、人口置換水準（2.07）はもとより、国民の希望出生率（1.8）にも届いていません。

図表1-12 合計特殊出生率の推移



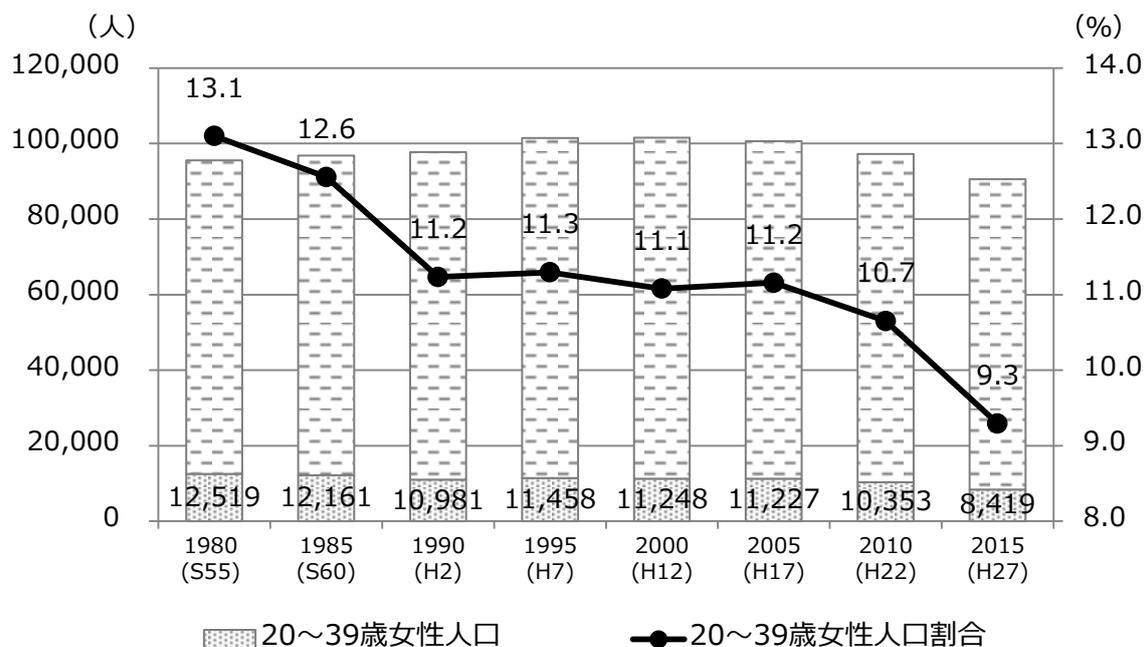
	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
全 国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45
三重県	1.40	1.35	1.34	1.36	1.35	1.37	1.38	1.40	1.51	1.47	1.47	1.49	1.45	1.56
伊賀市	1.34	1.33	1.33	1.38	1.37	1.46	1.37	1.41	1.37	1.43	1.44	1.39	1.37	1.42

※三重県伊賀保健所年報

2. 若年女性（20～39歳）人口の推移

本市における若年女性（20～39歳）の人口及び総人口に占める割合の推移は次の図のとおりです。

図表1-13 総人口に占める若年女性（20～39歳）人口（割合）



	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
総人口	95,582	96,846	97,752	101,435	101,527	100,623	97,207	90,581
若年女性 (20～39歳) 人口	12,519	12,161	10,981	11,458	11,248	11,227	10,353	8,419
若年女性 (20～39歳) 割合	13.1%	12.6%	11.2%	11.3%	11.1%	11.2%	10.7%	9.3%

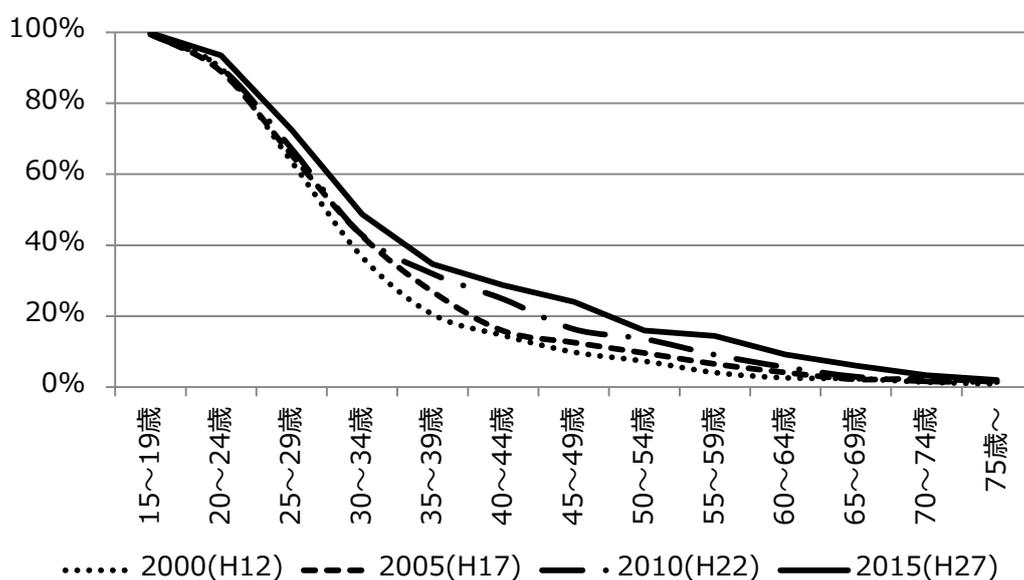
※国勢調査

若年女性（20～39歳）人口は、総人口と同じく減少傾向となっています。また、総人口に占める割合も減少傾向にあり、出生数と密接に関連する若年女性の減少は、長期的な人口減少対策の視点からも懸念されます。

3. 未婚率の推移

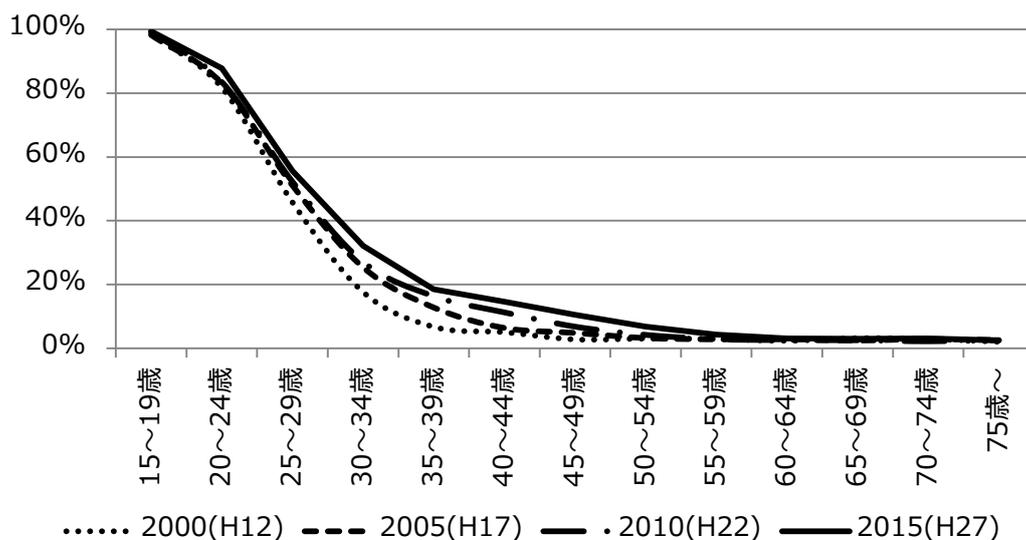
本市の未婚率は、全年代において増加傾向にあります。性別・年代別に見ると、男性は35歳以降、女性は30歳～39歳の未婚率が特に増加していることから、これらが合計特殊出生率の低迷に少なからず影響を及ぼしているものと考えられます。

図表1-14 未婚率の推移（男性）



男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
2000 (H12)	99.53%	89.82%	63.54%	36.67%	20.48%	14.54%	9.84%	7.28%	4.07%	2.59%	2.35%	1.38%
2005 (H17)	99.67%	88.98%	65.42%	42.57%	26.87%	15.83%	12.55%	9.60%	6.50%	4.10%	2.18%	2.36%
2010 (H22)	99.41%	89.96%	67.18%	42.82%	31.91%	24.79%	16.33%	13.56%	9.09%	5.60%	2.91%	1.62%
2015 (H27)	99.82%	93.50%	72.44%	48.74%	34.65%	28.71%	24.04%	15.94%	14.42%	9.22%	6.00%	3.32%

図表1-15 未婚率の推移（女性）



女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
2000 (H12)	98.58%	81.74%	45.76%	17.64%	6.71%	5.04%	2.78%	3.04%	2.94%	2.37%	3.16%	2.93%
2005 (H17)	98.24%	83.07%	51.06%	25.38%	12.78%	6.38%	4.82%	3.21%	2.80%	2.84%	2.45%	2.88%
2010 (H22)	99.27%	83.52%	52.23%	27.11%	16.34%	11.26%	6.79%	4.20%	2.84%	2.57%	2.52%	2.19%
2015 (H27)	99.38%	87.84%	55.63%	32.08%	18.54%	14.63%	10.51%	6.77%	4.33%	3.05%	2.94%	3.04%

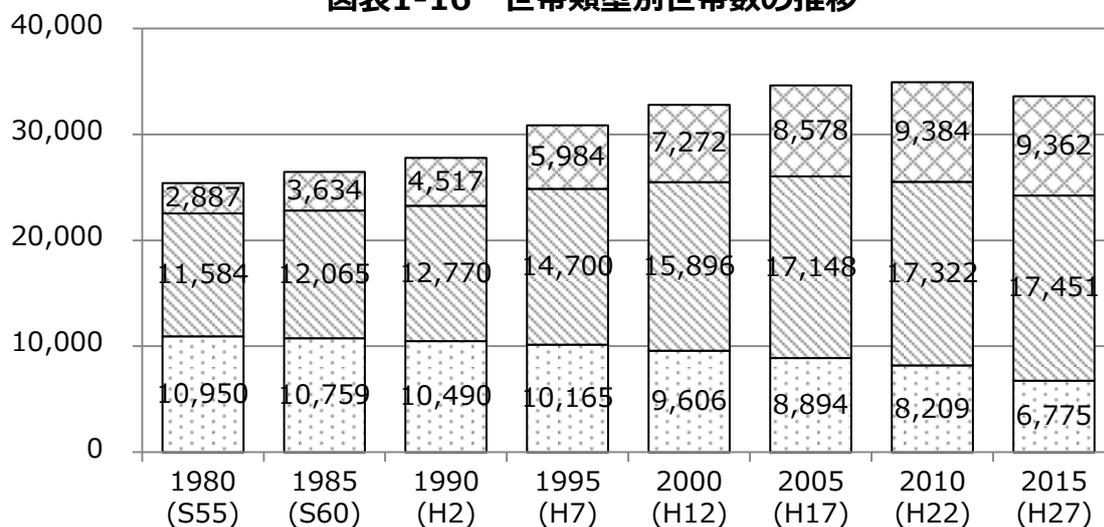
※国勢調査

4. 世帯数の推移

近年は世帯数が横ばいである一方、核家族世帯と単身世帯の割合が増加しています。1世帯あたりの人数が少なくなると、子育てや介護など、何らかの原因で支えが必要になった時に公共的なサービスに頼らざるを得なくなる人が増えたり、社会的孤立に陥る可能性が高まるといった影響が懸念されます。

(世帯)

図表1-16 世帯類型別世帯数の推移



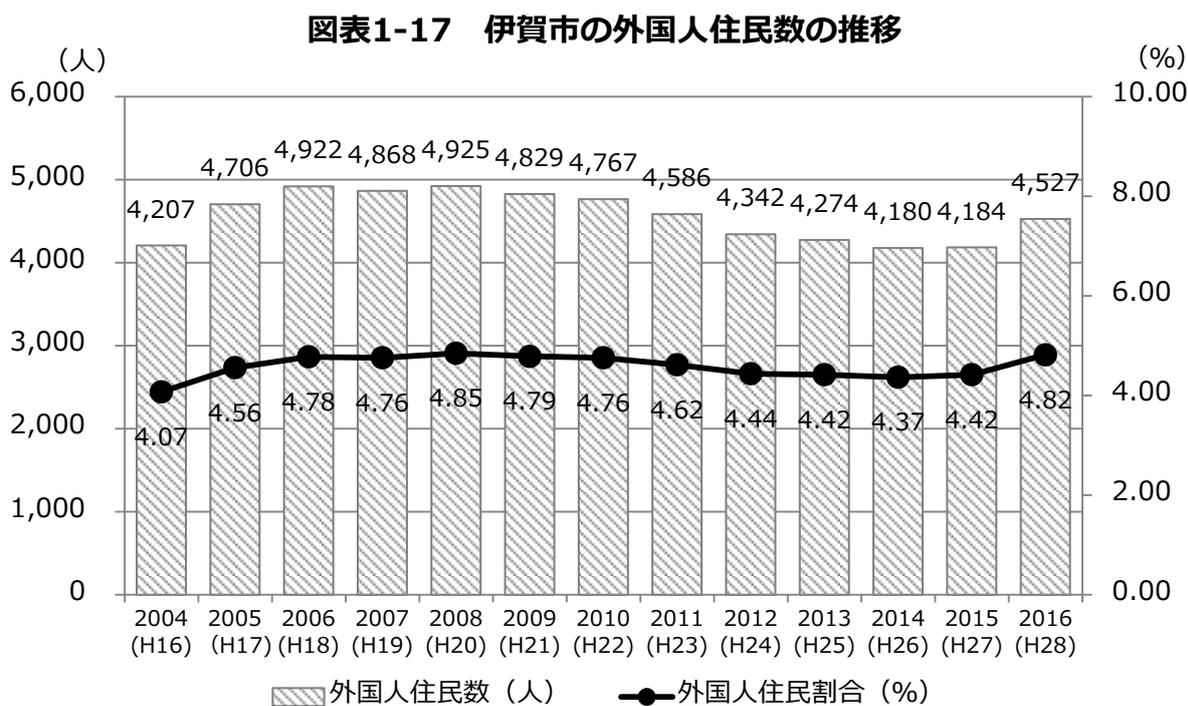
□ その他世帯 □ 核家族世帯 □ 単身世帯

※国勢調査

5. 外国人住民の推移等

(1) 外国人住民数の推移

本市は、総人口に占める外国人住民の割合が三重県の中で常に高く、外国人住民の移動が本市の人口動向に与える影響は大きいと考えられます。



※県多文化共生課「外国人住民数（外国人登録者数）」

図表 1-18 外国人住民割合が上位の市町【三重県市町】（2016（平成 28）年）

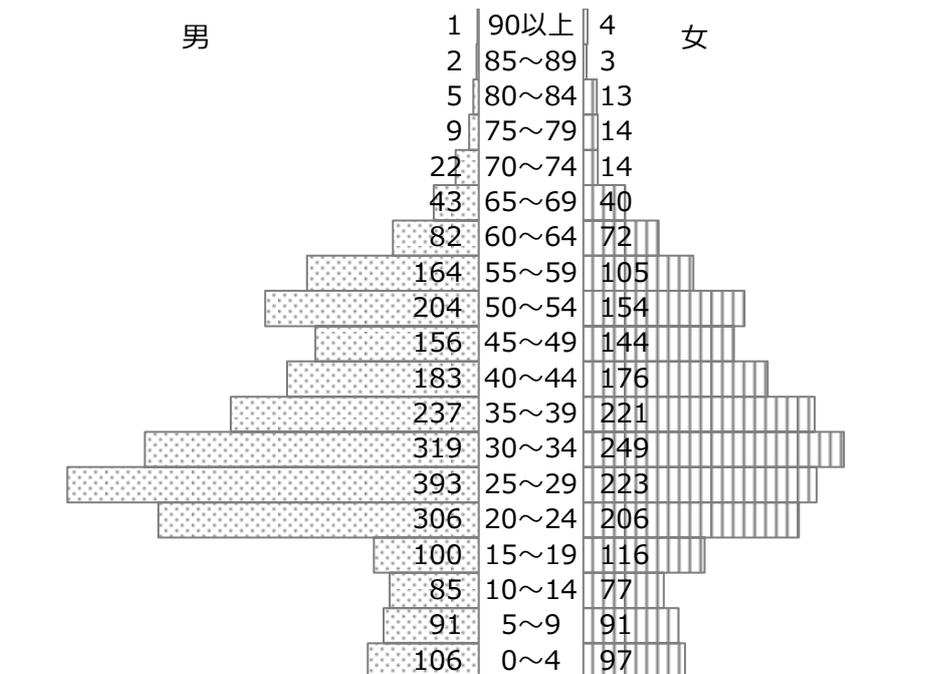
順位	市町名	外国人割合 (%)
1	木曽岬町	5.19
2	伊賀市	4.82
3	鈴鹿市	3.62
4	亀山市	3.48
5	いなべ市	3.34
参考	三重県	2.36

※県多文化共生課「外国人住民数（外国人登録者数）」

(2) 外国人住民の年齢区分別人口の割合

本市における外国人住民の年齢区分別の人口構造は以下のとおりです。

図表1-19 外国人住民の人口ピラミッド (2016(平成28)年)



※住民基本台帳

図表 1-20 外国人住民の年齢区分別人口割合 (2016(平成 28)年 12 月末現在)

	人数 (A)	割合	市総数 (B)	市全体に占める割合 (A/B)
外国人住民数	4,527 人	—	93,896 人	4.82%
年少人口 (0~14 歳)	547 人	12.1%	10,843 人	5.04%
生産年齢人口 (15~64 歳)	3,810 人	84.2%	53,796 人	7.08%
老年人口 (65 歳以上)	170 人	3.8%	29,257 人	0.58%
若年女性人口 (20~39 歳)	899 人	19.9%	9,140 人	9.84%

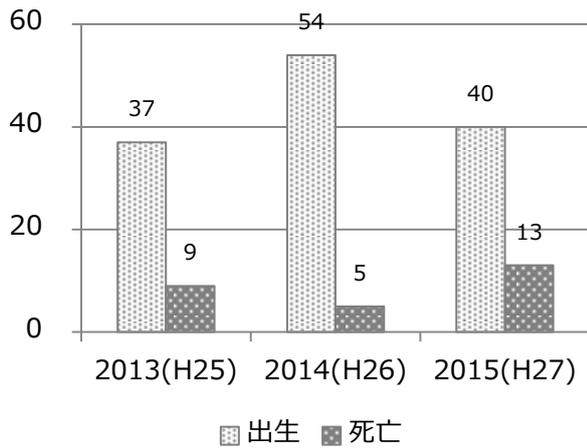
※住民基本台帳

生産年齢 (15~64 歳) 人口が 3,810 人で、全外国人住民の 84.2%を占めています。また、生産年齢 (15~64 歳) と若年女性 (20~39 歳) の人口は、それぞれの区分における市全体の人口に占める割合が高く、特に、本市の若年女性のうち、約 10%は外国人となっています。

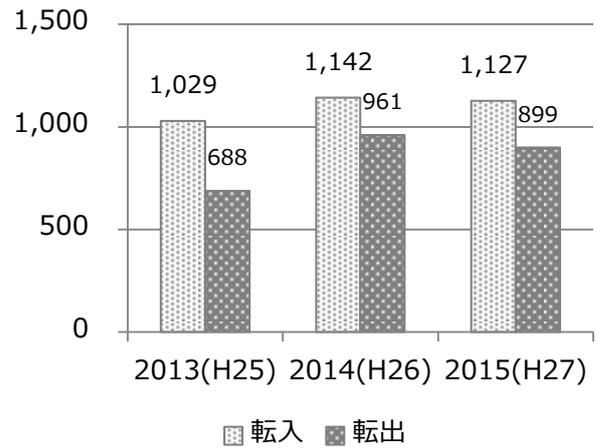
(3) 外国人の人口動向

2013（平成 25）年から 2015（平成 27）年までの外国人の人口動向を見ると、自然増、社会増の状態です。年齢区分別の転入転出状況では、転入転出の大部分を生産年齢人口が占めており、両年度とも大幅な転入増となっています。

図表1-21 自然増減（人）

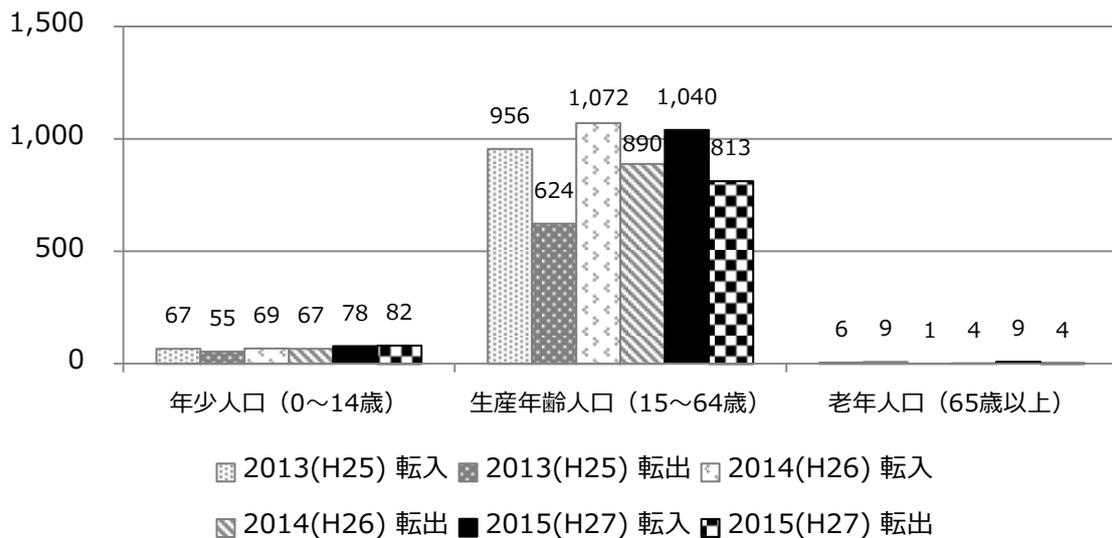


図表1-22 社会増減（人）



※住民基本台帳

図表1-23 年齢区分別の転入転出状況（人）



※住民基本台帳

6. 通勤・通学流動

通勤流動をみると、市内在住者の大半が市内で通勤しており、さらに名張市や奈良県からの通勤者が多く流入超過となっています。一方、通学流動では、在住者の約43%が市外へ通学しており、隣接するほぼすべての地域に対し流出超過となっています。

図表 1-24 2015（平成27）年通勤・通学流動の状況（15歳以上）

	通勤	通学
市内	37,207人	2,265人
流入	<p>伊賀市内への通勤流入 13,188人</p>	<p>伊賀市内への通学流入 548人</p>
	13,188人	548人
流出	<p>伊賀市内からの通勤流出 7,222人</p>	<p>伊賀市内からの通学流出 1,750人</p>
	7,222人	1,750人

※国勢調査（従業地・通学地「不詳」を除く）

3 将来人口推計

I. 将来人口推計

1. 将来人口推計

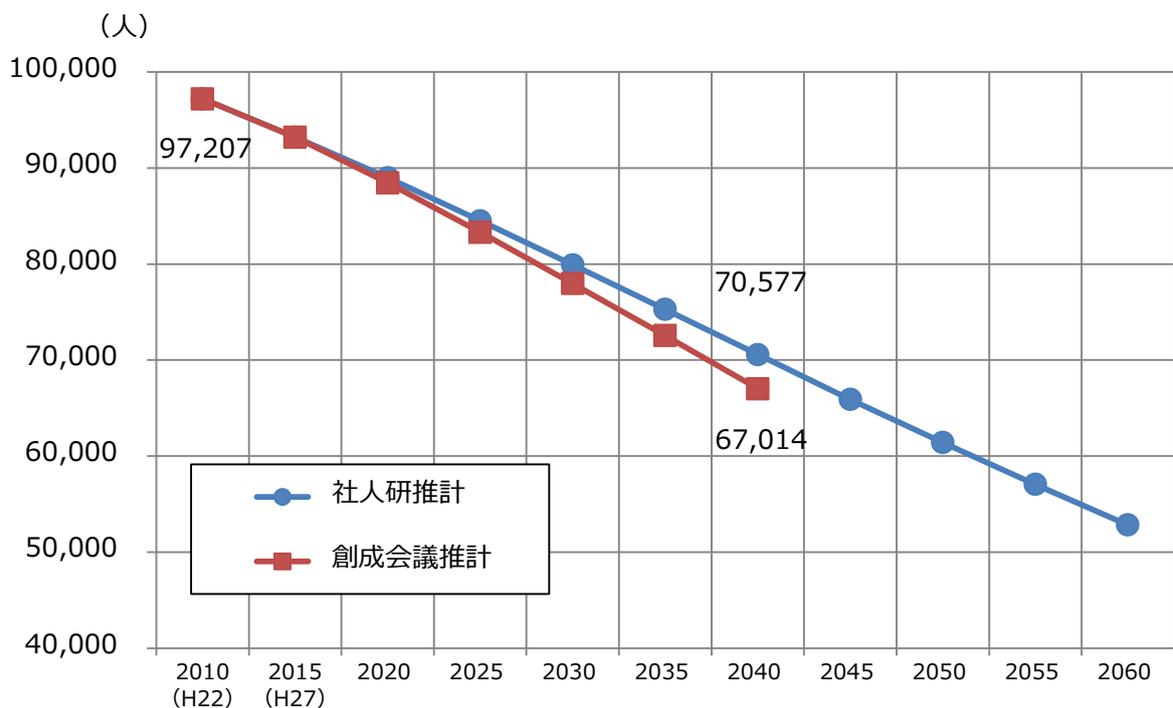
(1) 社人研推計と日本創成会議（以下「創成会議」という。）推計の総人口の比較

本市の将来人口について、社人研及び創成会議により推計されています。推計における前提の違いは下記のとおりです。

【社人研推計】全国の人口移動が、今後一定縮小すると仮定した推計

【創成会議推計】全国の人口移動が、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年の推計値から縮小せず、2035 年から 2040 年まで概ね同水準で推移すると仮定した推計

図表1-25 社人研推計と創成会議推計の比較



社人研推計と創成会議推計による 2040 年の総人口は、それぞれ 70,577 人、67,014 人となっており、約 3,500 人の差が生じています。本市は人口が転出超過傾向にあり、全国の人口移動が 2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年までの水準で概ね推移するとの仮定に基づく創成会議推計では、人口減少がより一層進む見通しとなっています。

（2）人口減少段階

社人研推計により、本市における人口減少段階を表したのが次の表です。

図表 1-26 本市の「人口減少段階」（人）

	2010 (H22) 年	2040 年	2010 年を 100 とした場合の 2040 年の指数	人口減少段階
老年人口	26,767	26,131	98	2
生産年齢人口	58,273	37,474	64	
年少人口	12,167	6,972	57	

本市においては、2010（平成 22）年から 2040 年にかけて、老年人口については微減ですが、生産年齢人口や年少人口が大幅に減少すると想定される「第 2 段階」となっています。

※「第 1 段階」は、老年人口（65 歳以上）が増加する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）や年少人口（0～14 歳）が減少する段階

「第 2 段階」は、老年人口が増えず、維持・微減（0～▲10%）する一方で、生産年齢人口や年少人口が大幅に減少する段階

「第 3 段階」は、老年人口、生産年齢人口、年少人口すべてが大幅に減少する段階

2. 人口減少や人口構造の変化が本市の将来に与える影響

- ① 人口減少による労働力や地域活動の担い手の減少
- ② 団塊の世代の高齢化による介護や医療など社会保障経費の増大
- ③ ①と②の要因による働く世代の負担増

4 人口の将来展望

I. 目指すべき人口の将来展望

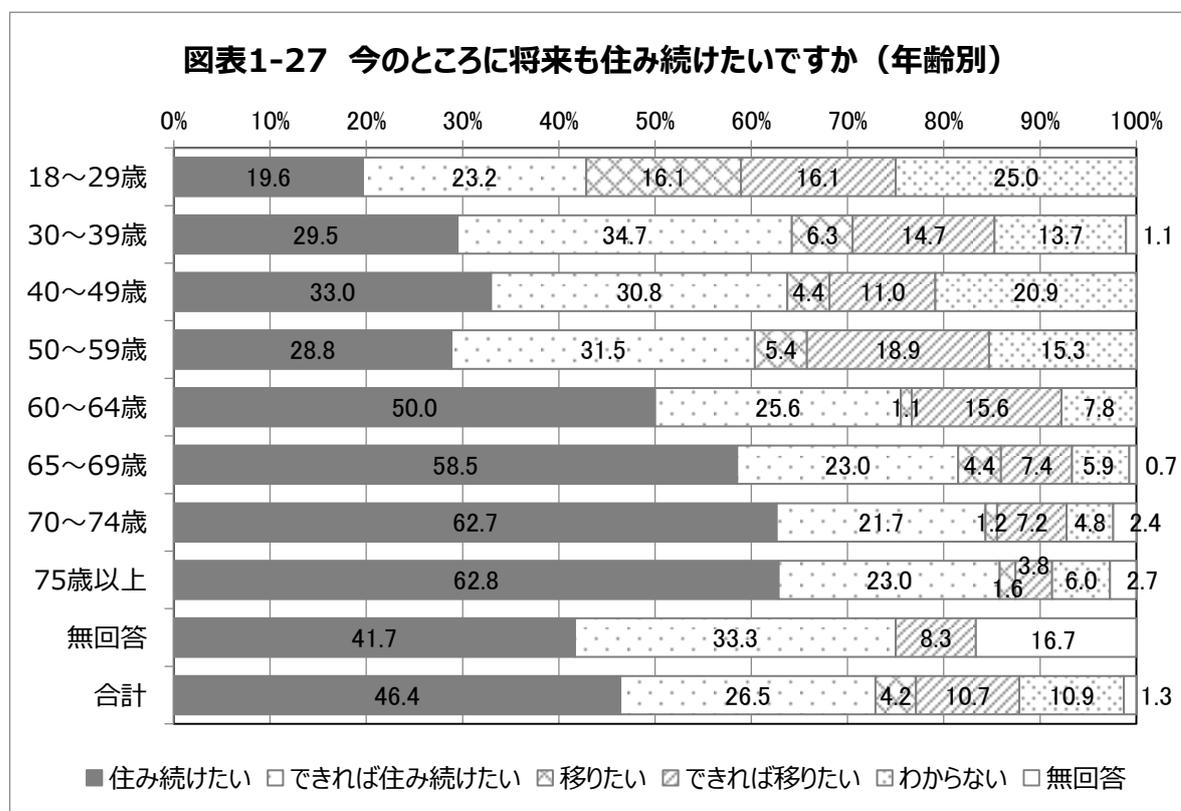
1. 子育てや定住・移住等に関する市民の意識

本市が目指すべき人口の将来展望を行うにあたり、まずこれまでに行った子育てや定住・移住等に関するアンケートや意識調査から改めて検証します。

【まちづくりアンケート】（2017（平成 29）年 3 月実施）

対 象	市内在住 18 歳以上の市民		対象人数	2,222 人	
抽出方法	無作為	有効回収数	856 件	有効回答率	38.5%

今後のまちづくりの参考として実施したまちづくりアンケートでは、「今のところに将来も住み続けたいか」といった定住意識について、約 73%の人が「今のところに住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」と考えており、本戦略策定時（2014（平成 26）年調査）と比較して 2 ポイント上昇しています。年齢別に見ると、60 歳を境に定住意識の差が大きく変化しています。



まちづくりアンケート 問3：定住意識について

【子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童用）】（2013（平成25）年10月～11月実施）

対 象	市内在住 就学前児童の保護者		対象人数	2,500人
抽出方法	無作為	有効回収数	1,415件	有効回答率 56.6%

子育てをしている母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人が最も多い一方で、約75%の人が「就労したい」という希望を持っています。就職を希望しながら働いていない理由として、「子育てや家事に専念したい」という人が50%を超える一方で、「利用できるサービスがない」、「子育てしながらできる仕事がない」という意見も約20%を占めています。また、育児休暇からの職場復帰について、希望より遅く復帰することになった人の理由として、「希望する保育所に入れなかった」ことや、「職場の受け入れ体制が整っていない」ことなどが挙げられています。一方、産休・育休・介護休暇中と回答した父親は0.1%に留まっています。なお、子育てに関しての悩み・不安は、「子どもの教育に関すること」に次いで、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」という意見が多くなっています。

【男女共同参画に関する意識調査】（2014（平成26）年11月実施）

対 象	市内在住 満20歳以上の男女		対象人数	2,000人
抽出方法	無作為	有効回収数	965件	有効回答率 48.3%

男女共同参画に関する意識調査では、女性の働き方について聞いています。「子どもができてもずっと職業を持ち続けるのがよい」という継続型の割合が約50%割と最も高く、次いで「子どもができたなら辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という再就職型の割合が高くなっています。

また女性が働き続けていくうえで障害となっていることについては、「育児休業など制度が整っていないこと」、「病人、高齢者等の看護・介護を女性が担わなければならないこと」、「保育施設などが整備されていないこと」の割合が高くなっています。

【みえ県民意識調査】（2017（平成 29）年 1 月～2 月実施）

対 象	県内居住の 20 歳以上の男女			対象人数	10,000 人
抽出方法	無作為	有効回収数	5,317 件	有効回答率	53.2%
伊賀管内の標本数	949 件	有効回収数	531 件	有効回答率	56.0%

みえ県民意識調査は、県民の「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するために、毎年実施されているものです。

本意識調査において、子どもを希望する割合として、県内全体では 82%の人が「子どもがほしい・ほしかった」と回答しています。また、理想の子ども数については 2.4 人となっています。

未婚者（離別・死別除く）の結婚に対する考え方については、伊賀地域（伊賀市・名張市）では、約 68%の人が、いずれ結婚するつもりと考えており、本戦略策定時（2014（平成 26）年調査）と比較して 10 ポイントも減少しています。

【中学生・高校生世代アンケート】（2015（平成 27）年 6 月実施）

対 象	市内公立中学校に通う中学 3 年生及び高校生世代		
対象人数	3,679 人（中学生 900 人、高校生世代 2,779 人）		
有効回収数	1,554 件	有効回答率	42.2%

伊賀市の将来を担う中学 3 年生・高校生世代を対象に、まちづくりへの意見や希望を把握するため実施したものです。本市への定住意識については、約 40% が「進学や就職で一度は市外に出てみたいが、また戻ってきたい」、約 15% が「住み続けたくない」と答えており、住み続けたくないと思う主な理由として、「進学したい高校・大学が伊賀市にない」「一人暮らしをしてみたい」「都会で生活してみたい」などが挙げられています。

また、就職時の条件として「自分のやりたい仕事」「きちんと休みがとれる」「給料が高い」などを重視しています。就職したいと思う仕事は、「医療・介護・福祉関係」「教育・保育・学習支援関係」を選択する割合が高く、特に女性にその傾向が強くなっています。

一方で、将来伊賀市内で就職したいかという問いに対しては、約 25% が伊賀市内で就職したくないと回答し、特に女性ではその割合が 30% 近くに及んでいます。

2. 目指すべき将来の方向

本市には、まちが醸し出す風情、自然と人との近しい関係、風土の中ではぐくまれた人情が息づいています。市民の多くは、そうした伊賀市が持つ特色や良さがあるからこそ、この地に愛着を感じ、ずっとこの地に住み続けたいと願っています。しかしその一方、今の暮らしに不便を感じ、将来に不安を感じている市民もいます。

大正以来9万人を切ることがなかった現在の伊賀市域における人口は、9万人を切ることが目前に迫っています。

こうした人口減少に歯止めをかけ、引き続き活力あるまちを維持していくために、本市の人口の自然動態と社会動態の状況から見た目指すべき将来の方向を定めます。

【自然動態から見た目指すべき将来の方向】

近年の本市の出生数は、死亡数を大きく下回っています。(p.6～p.7参照)

また、近年の合計特殊出生率については、全国平均をやや上回るものの人口置換水準(2.07)や国民の希望出生率(1.8)を大きく下回る1.4程度で推移しています。(p.14参照)

人口減少に歯止めをかけ、均衡の取れた人口構造を維持していくためには、出生数を増やし、出生率を向上させる必要があることから、2世代先を見据えた2040年までに人口置換水準に引き上げるべく、まずは2025年までに合計特殊出生率を国民の希望出生率へ上昇させることを目指します。

●合計特殊出生率の引き上げ

現在	2025年	2040年
1.4	1.8	2.1

【社会動態から見た目指すべき将来の方向】

近年の本市の社会動態は、転出が転入を大きく上回っています。(p.6～p.7参照)

人口減少に歯止めをかけるためには、転出を抑え、転入を増やすことが必要なことから、将来的には社会増への転換を図ることを視野に入れながら、2040年までに社会増減の均衡を目指します。

●転出抑制と転入促進

現在	2040年までに	2040年以降
転入<転出 約-400人/年	転入=転出 社会増減の均衡	転入>転出 社会増への転換

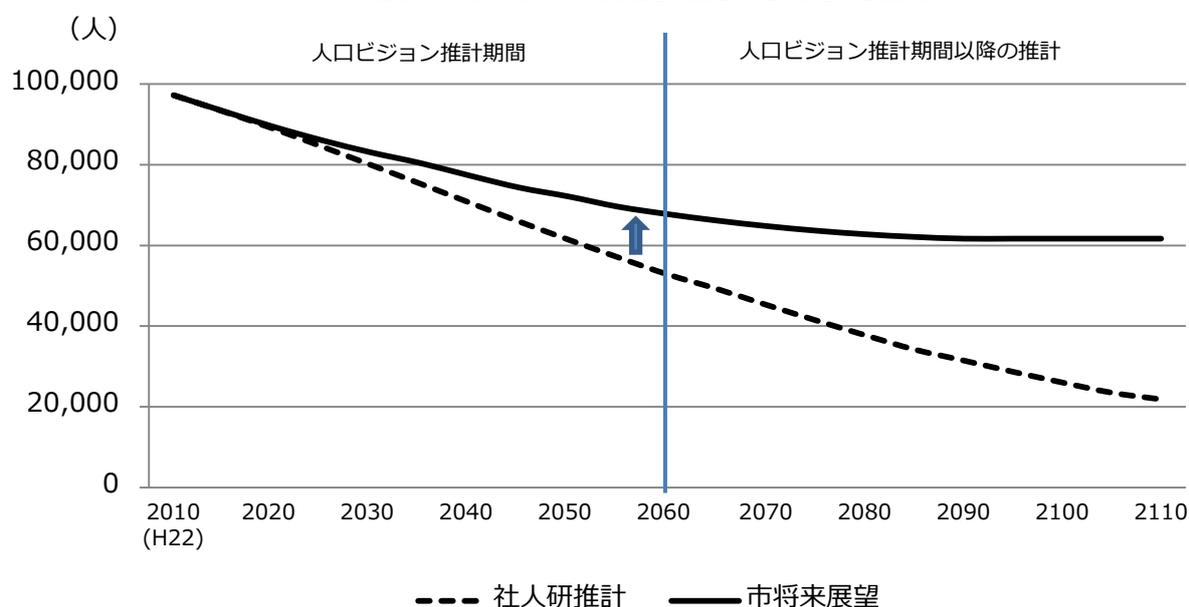
3. 人口の展望

(1) 将来人口の展望と社人研推計の比較

前述のとおり、自然動態と社会動態の両面から人口減少に一定の歯止めがかかれ
ば、2060年の本市の人口は、社人研推計と比較して約15,000人の改善が見込ま
れます。

ただし、2040年までに合計特殊出生率を人口置換水準まで回復したとしても、
人口減少に一定の歯止めがかかるには長い年月を要し、概ね2100年頃までは、人
口減少が続くものと推計されます。

図表1-28 人口の推移と長期的な見通し



	2010 (H22)	2020	2030	2040	2050	2060
市将来展望	97,207	89,480	83,031	77,284	72,121	67,764
社人研推計	97,207	89,000	79,913	70,577	61,407	52,834

(人)

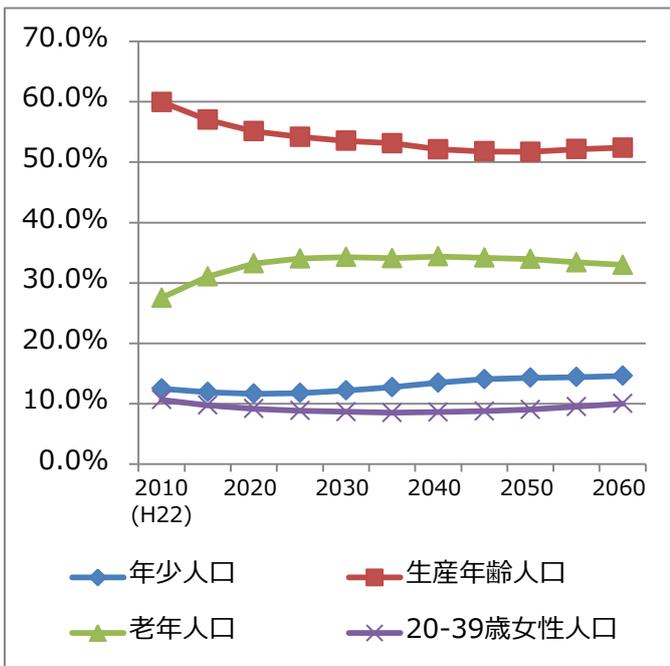
(2) 年齢区分別人口の展望

本市の将来展望人口を年齢区分別にみると下記の表のとおりです。

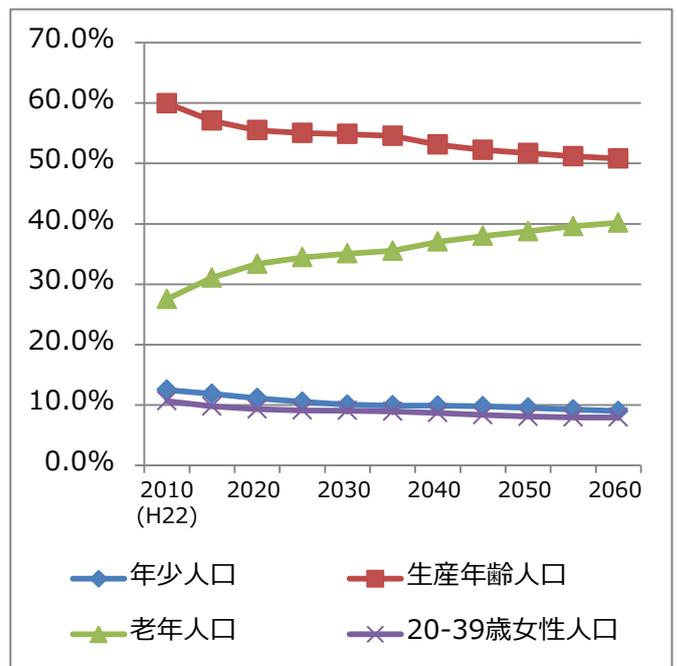
図表 1-29 年齢3区分人口の展望（人）

	2010 (H22)	2020	2030	2040	2050	2060
市将来展望	97,207	89,480	83,031	77,284	72,121	67,764
年少人口 (0～14歳)	12,167 (12.5%)	10,428 (11.7%)	10,121 (12.2%)	10,417 (13.5%)	10,323 (14.3%)	9,903 (14.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)	58,273 (59.9%)	49,322 (55.1%)	44,453 (53.5%)	40,289 (52.1%)	37,297 (51.7%)	35,510 (52.4%)
老年人口 (65歳以上)	26,767 (27.5%)	29,729 (33.2%)	28,457 (34.3%)	26,579 (34.4%)	24,501 (34.0%)	22,351 (33.0%)
20～39歳 女性人口	10,353 (10.7%)	8,209 (9.2%)	7,207 (8.7%)	6,652 (8.6%)	6,529 (9.1%)	6,794 (10.0%)

図表 1-30 市将来展望

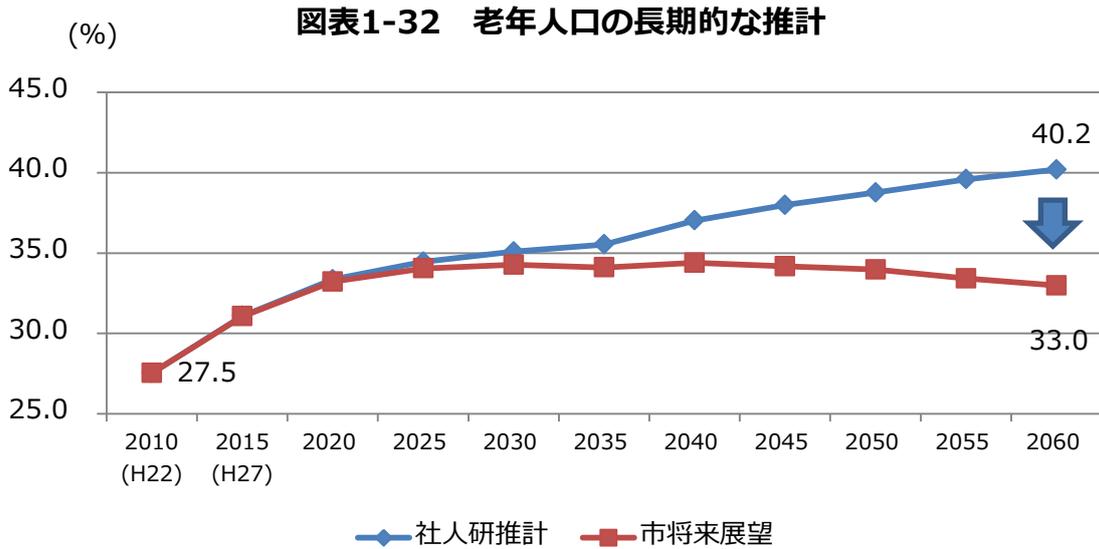


図表 1-31 【参考】社人研推計



(3) 高齢化率の比較

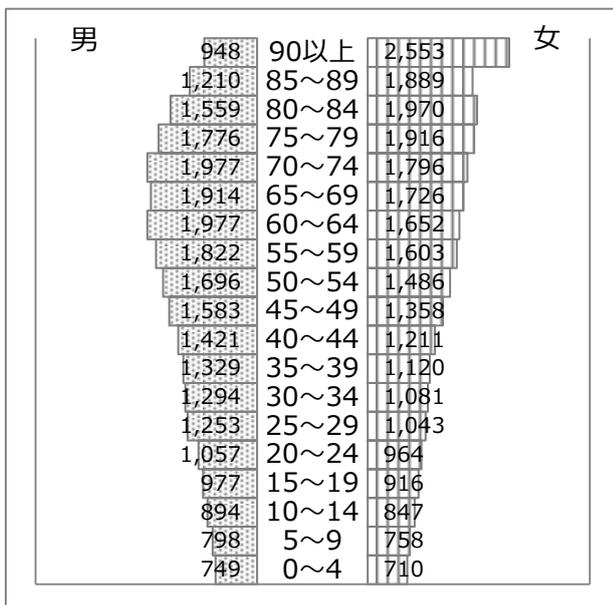
社人研推計では、本市の高齢化率（65歳以上人口比率）は2060年には、40.2%まで上昇するとされていますが、自然動態と社会動態の両面から人口減少に一定の歯止めがかれば、高齢化率についても33.0%まで改善されることが見込まれます。



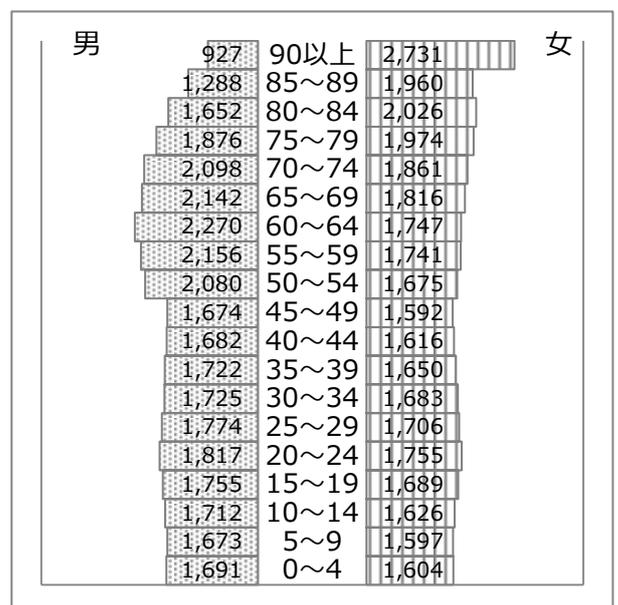
(4) 人口ピラミッドの比較

社人研推計では、2060年には、さかずき型となりますが、自然動態と社会動態の両面から人口減少に一定の歯止めがかかれば、各世代がほぼ均等な人口構造になることが見込まれます。

図表 1-33 2060年 社人研推計数値 (人)



図表 1-34 2060年 市将来展望数値 (人)



Ⅱ. まち・ひと・しごと創生の推進に向けて

人口減少対策は、取組の成果がすぐに現れるものではありません。長期的な視点から、本市が今後も活力のあるまちを維持するためには、一刻も早く取り組む必要があります。

人口減少に歯止めがかかり、均衡の取れた人口構造に近づくことで、高齢化率が下がり、生産年齢人口・年少人口の割合が安定します。その結果、高齢者等を支える働き手一人あたりの負担が軽減することなど、地域社会の活性化につながります。

今後もこのまちの活力を子や孫たちの世代につなげていくため、『まち・ひと・しごと創生』に取り組めます。

第2部 総合戦略

第2部 総合戦略

1 位置づけと取組体制

I. 位置づけ

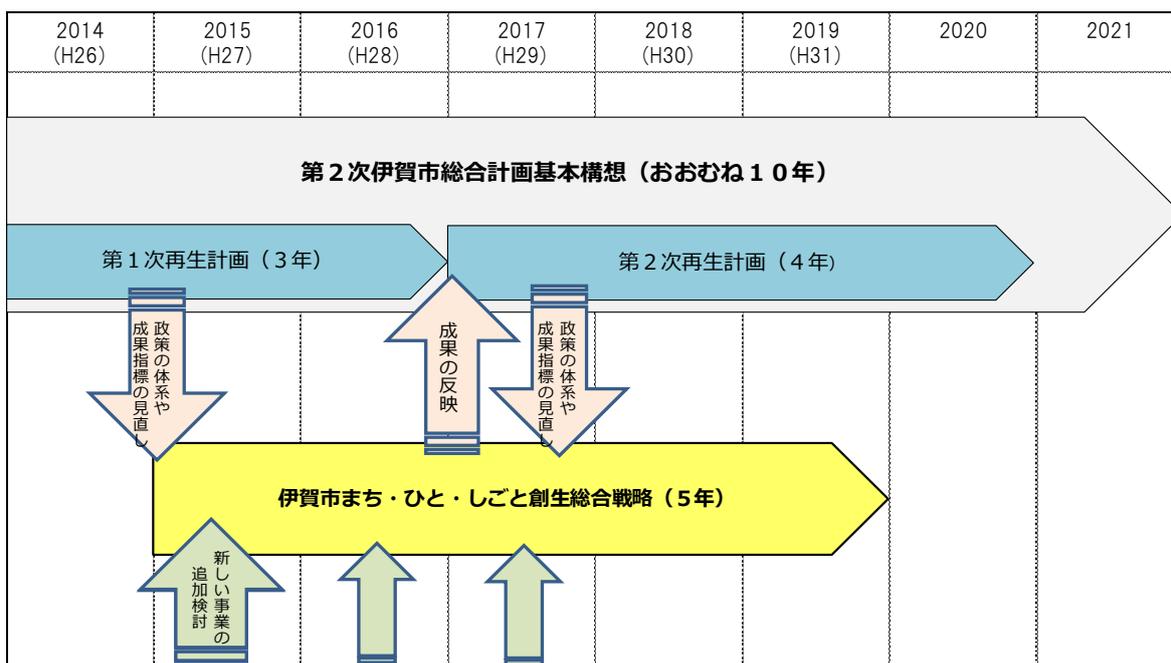
1. 第2次伊賀市総合計画との関係性

本戦略の基本的な考え方やまちづくりの姿勢は、本市が2014（平成26）年度に策定した第2次総合計画「基本構想」において示された、本市のめざす将来像や、その実現に向けた「3つの基本政策」の方向性に合致するものです。

また、本戦略の具体的な施策や事業については、第2次総合計画「第1次再生計画」（2014（平成26）年度～2016（平成28）年度）及び「第2次再生計画」（2017（平成29）年度～2020年度）における分野別の政策及びその施策を基本として、政策の体系や成果指標を本戦略の目的や実施期間に合致するよう見直すと同時に、今般のまち・ひと・しごと創生に関する国の施策や地域の課題、人口ビジョンなどを勘案し、実施すべき新たな事業を追加しています。

2. 実施期間

本戦略の実施期間は2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5カ年とします。



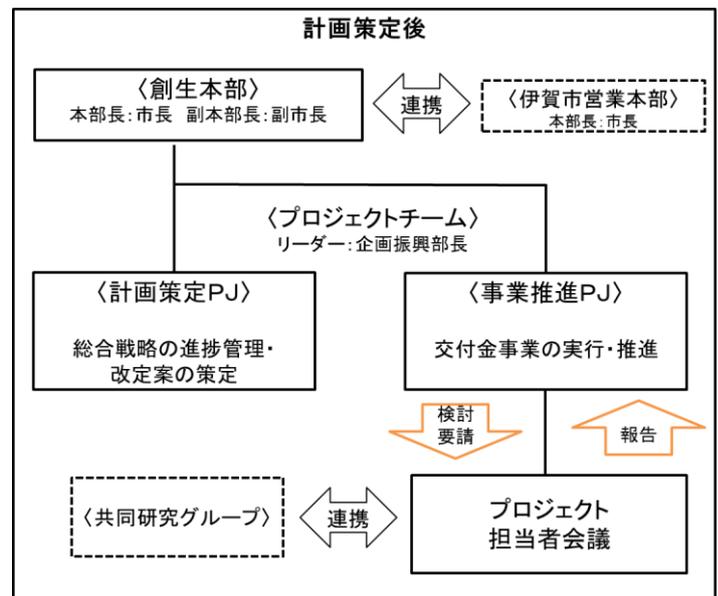
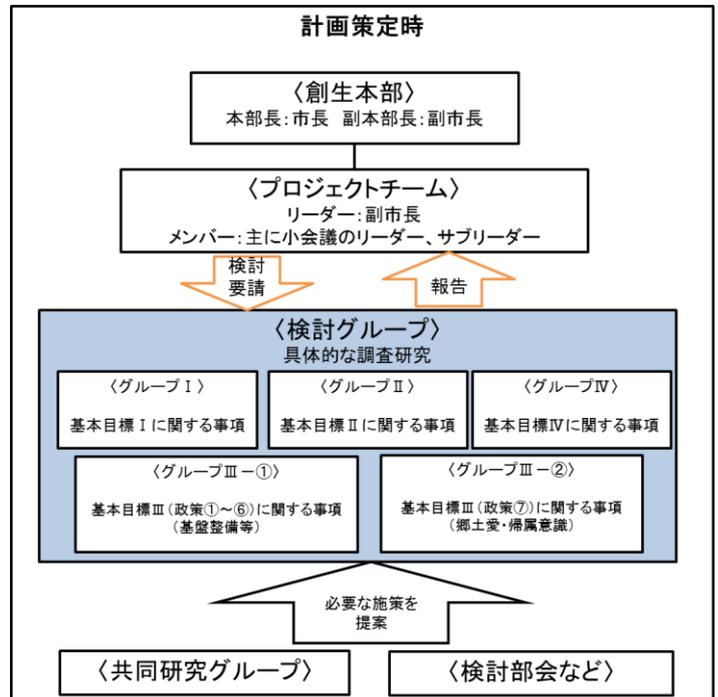
II. 取組体制

1. 庁内取組体制

本戦略を策定するにあたり、2015（平成 27）年 1 月に市長を本部長とした「伊賀市まち・ひと・しごと創生本部」を組織し、同本部のもと、調査研究及び総合戦略案を策定するためのプロジェクトチーム及びワーキンググループ（中間案策定まではプロジェクトチーム小会議）において庁内における具体的な検討を行いました。

また、部課横断的な課題に対し、関連部署による検討部会や希望する職員を中心に関係課の担当者などで構成する共同研究グループを組織し、「人口減少対策」「移住・交流」「空き家対策」などをテーマとした検討及び研究を行いました。

策定後は、部局横断的な体制の下で具体的な取組を推進するため、2017（平成 29）年 1 月に関係部署による新たなプロジェクトチームを組織するとともに、伊賀市営業本部との連携を図りながら地方創生推進交付金を活用した事業等に取り組んでいます。

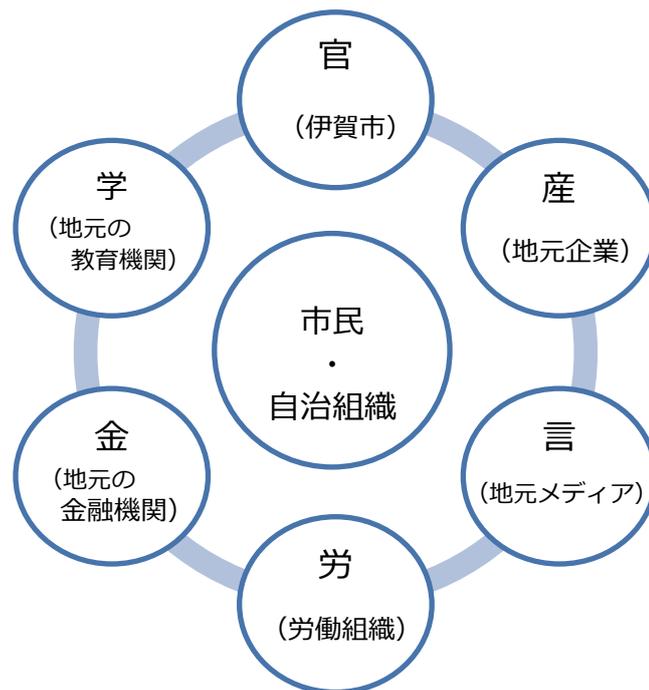


2. 外部委員会

総合戦略の策定にあたっては、総合計画審議会条例に基づき、外部有識者及び一般市民から組織される総合計画審議会において、様々な角度からの意見をうかがいました。

3. 地域を担う各主体との連携体制（産官学金労言）

まちづくりは行政だけが行うものではありません。「地域にまち・ひと・しごとを創生する」という観点から、総合戦略に基づく具体的な施策や事業の実施にあたっては、まちづくりの主体である市民や自治組織、従来から推進している産官学連携のほか、地域経済イノベーションサイクルの確立に重要な役割を担う地元金融機関、雇用の創出に関する労働団体、地元メディアなどと広く連携し、各主体の専門的な知見を活かしながら、「実施する主体」「連携する主体」について明確にしていきます。



4. PDCA サイクル

総合戦略の策定後は、庁内の行政総合マネジメントシステムを活用した各施策、事業の評価を行うと同時に、地域を担う各主体（市民や産官学金労言など）にも広く意見をうかがいながら効果の検証を行い、その取組内容を不断に見直していくことにより、将来にわたり継続的に取り組んでいきます。（効果検証のしくみについては後述しています。）

2 基本的な視点

I. 『「まち・ひと・しごと創生」政策5原則』との整合

本戦略に基づく事業の実施にあたっては、国の総合戦略に盛り込まれた「まち・ひと・しごと創生」政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえ、事業の妥当性について個々に判断しながら取り組みます。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

（1） 自立性

地方・地域・企業・個人の自立に資するものであること。この中で、外部人材の活用や人づくりにつながる施策を優先課題とする。

（2） 将来性

地方が主体となり行う、夢を持つ前向きな取組に対する支援に重点をおくこと。

（3） 地域性

「縦割り」を排除し、客観的なデータにより各地域の実情や将来性を十分に踏まえた、持続可能な施策を支援するものであること。

（4） 直接性

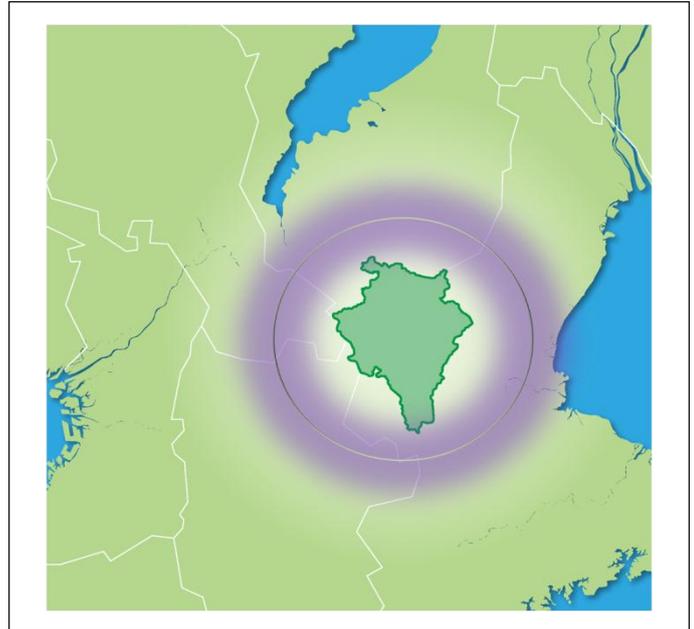
ひと・しごとの移転・創出を図り、これを支えるまちづくりを直接的に支援するものであること。

（5） 結果重視

プロセスよりも結果を重視する支援であること。このため、目指すべき成果が具体的に想定され、検証等がなされるものであること。

Ⅱ. 三重県及び近隣自治体との連携

本市の人口減少を解決するためには、市単位の取組だけでなく三重県及び近隣自治体と連携した取組も必要です。総合戦略の策定においては、三重県が策定する「三重県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」などとの整合を図ると同時に、本市を中心市とし、京都府笠置町及び南山城村により構成される「伊賀・山城南定住自立圏」や、伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議（いこか連携推進プロジェクト）など近隣自治体と連携した取組を検討・実施することにより、医療・防災・観光・地域公共交通などの各施策における共通課題の解決に向けて、市域を越えたエリアでの対策を進めていきます。



Ⅲ. 伊賀市独自の視点

1. 伊賀流自治のしくみ

本市には、伊賀市自治基本条例の基本理念や基本原則に掲げられている「補完性の原則」や「協働の原則」に基づき、市民が主役となった住民自治を実現するための「伊賀流自治のしくみ」があります。このしくみの大きな特徴は、自治の担い手となる市民、市議会、市（行政）の連携の中に、地域住民により自発的に組織される住民自治協議会が機能的に位置づけられていることです。

本戦略においても、このしくみの考え方を踏襲することとし、住民自治協議会に参加する市民や自治会、市民活動団体などあらゆる主体がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、市議会、行政と相互に補完、協力し合いながら、「まち・ひと・しごと創生」に取り組むこととします。

2. 人権の尊重

伊賀市人権尊重都市宣言では、市民が豊かで確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の輪を大きく広げていくことで、すべての市民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を目指しています。

本市における「まち・ひと・しごと創生」に関するすべての取組は、「伊賀市人権尊重都市宣言」に掲げる理念に基づくものであることを前提としており、人権意識や男女共同参画意識を基底にした人権施策の推進と常に連携しつつそれぞれの取組を進める必要があります。

また、一人ひとりの人権が尊重される人権文化豊かな社会では、各人が個性や能力を十分に発揮でき、社会全体としての創造力が高まり、地域活動の活発化など地域のポテンシャルに好影響を与えることも期待されます。

なお、結婚や出産は各個人の決定に基づくものであり、取組にあたっては特定の価値観を押し付けたりプレッシャーを与えたりすることがないよう特に配慮することとします。

3. 多文化共生社会の推進

本市は、市民における外国人住民の比率が約 5.1%（2017（平成 29）年 11 月末時点：住民基本台帳）で、全国的にも高い割合を占めています。また、外国人住民の定住化が進んでいることから、言語や生活習慣の違いなどの課題を解決するという視点だけではなく、外国人住民も地域社会の一員として活躍し、安心して生活できるよう環境を整備するなど、新たな視点も加味しながら「まち・ひと・しごと創生」を推進します。

3 基本的な考え方

I. 現状分析と課題

1. 人口動態

本市の人口動態の推移は、第1部「人口ビジョン」のp.4～p.21に記載しています。ここでは主に他自治体との相対的な比較により、本市の課題を検討します。

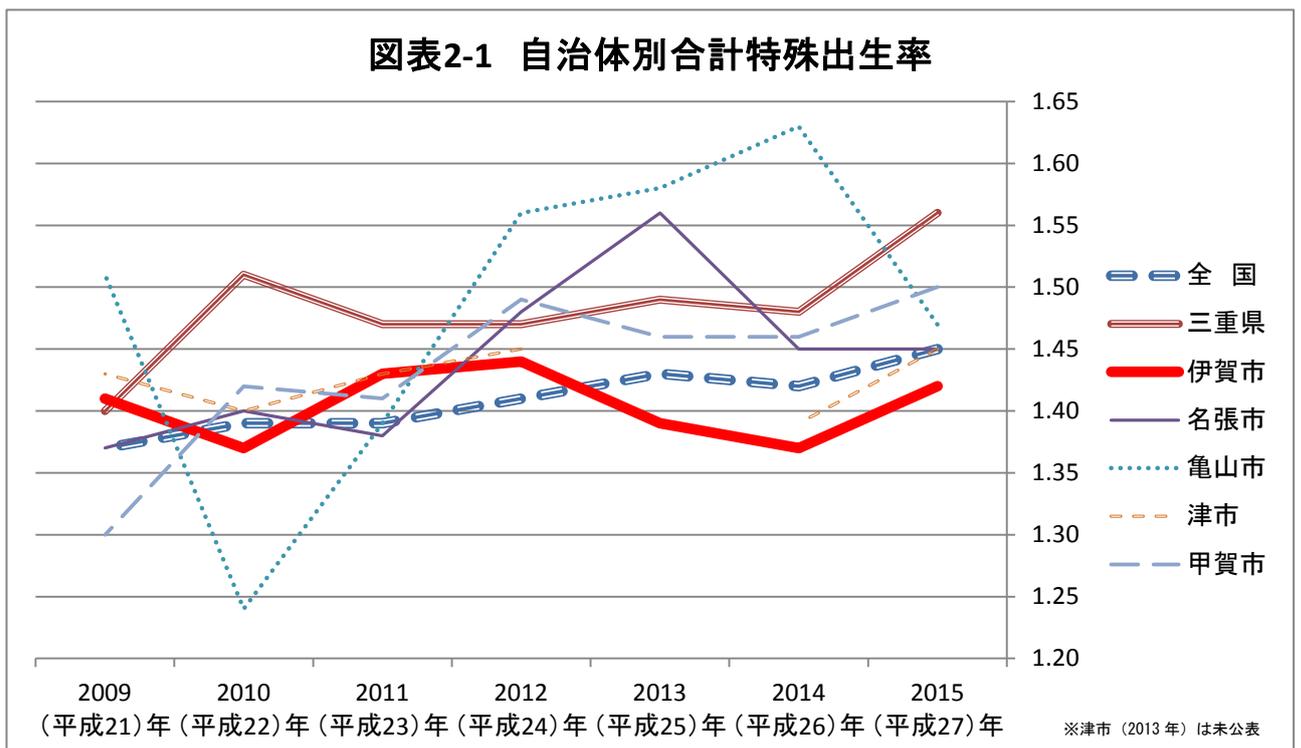
(1) 自然動態

伊賀市の傾向と対策

- ・ 若年女性（20～39歳）人口の割合が低い
→ 若年女性人口の増加
- ・ 未婚率が高い
→ 既婚率の向上

① 合計特殊出生率

近年合計特殊出生率の推移を見ると、全国平均、三重県平均及び近隣自治体が僅かながら上昇傾向にある一方、本市は横ばいが続いており、他市より低い状況が続いています。また、本市を含む近隣自治体はいずれも国民の希望出生率の1.8には届いていません。



※各保健所別年報

② 若年女性（20～39歳）人口比率

2015（平成 27）年の国勢調査における、本市の人口に占める若年女性の女性人口の割合は 9.29%で、5年前と比較して 1.36 ポイントのマイナスとなりました。三重県及び近隣自治体と比較して、本市の若年女性の割合が低い状況は変わっておらず、子どもの数の減少に大きな影響を与えていると言えます。

図表 2-2 女性人口の比率

	全人口 (A)	女性人口 (B)	女性割合 (B/A)	20～39歳女性の人口 (C)	20～39歳女性の割合 (C/A)	前回調査
全国	127,094,745	65,253,007	51.34%	13,793,716	10.85%	12.27%
三重県	1,815,865	932,349	51.34%	182,792	10.07%	11.48%
伊賀市	90,581	46,649	51.50%	8,419	9.29%	10.65%
名張市	78,795	40,887	51.89%	8,084	10.26%	11.75%
亀山市	50,254	25,028	49.80%	5,467	10.88%	12.56%
甲賀市	90,901	45,831	50.42%	9,479	10.43%	11.70%

③ 若年世代（20～39歳）の未婚率

2015（平成 27）年の国勢調査における若年世代（20～39歳）の未婚率は、男性 59.97%、女性 45.22%で、5年前と比較して男女とも上昇し、平均で 3.74 ポイント高くなっています。三重県及び近隣自治体と比較して、本市の男性の未婚率が高くなっている状況は変わりません。

図表 2-3 若年世代の未婚率

	合計			男性			女性		
	人口 (20～39歳)	未婚率	前回比	人口 (20～39歳)	未婚率	前回比	人口 (20～39歳)	未婚率	前回比
	うち未婚者			うち未婚者			うち未婚者		
全国	27,984,774	52.31%	0.21%	14,191,058	56.68%	-0.37%	13,793,716	47.82%	0.80%
	14,639,639			8,043,456			6,596,183		
三重県	373,650	51.23%	2.58%	190,858	56.63%	2.28%	182,792	45.60%	2.86%
	191,433			108,085			83,348		
伊賀市	17,972	53.06%	3.74%	9,553	59.97%	3.92%	8,419	45.22%	3.39%
	9,536			5,729			3,807		
名張市	16,105	50.53%	0.01%	8,021	55.38%	0.10%	8,084	45.72%	-0.17%
	8,138			4,442			3,696		
亀山市	11,594	46.18%	-0.87%	6,127	51.85%	-1.34%	5,467	39.82%	-0.05%
	5,354			3,177			2,177		
甲賀市	19,872	53.41%	2.32%	10,393	58.79%	2.01%	9,479	47.52%	2.50%
	10,614			6,110			4,504		

(2) 社会動態

伊賀市の傾向と対策

- ・ 子育て世帯の近隣自治体への転出が超過している
→ 転出の減少・転入の増加
- ・ 若者が卒業を機に転出している
→ 新卒者の地元（通勤可能圏）での就職率向上
→ 交通アクセスの向上（通勤・通学可能圏の拡大）
- ・ 定年後世代の転出が超過している
→ 転出の減少

この項では、2012（平成 24）年 7 月 9 日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行日以降の転入出データから、本市における社会動態の現状を分析します。

【抽出データ】

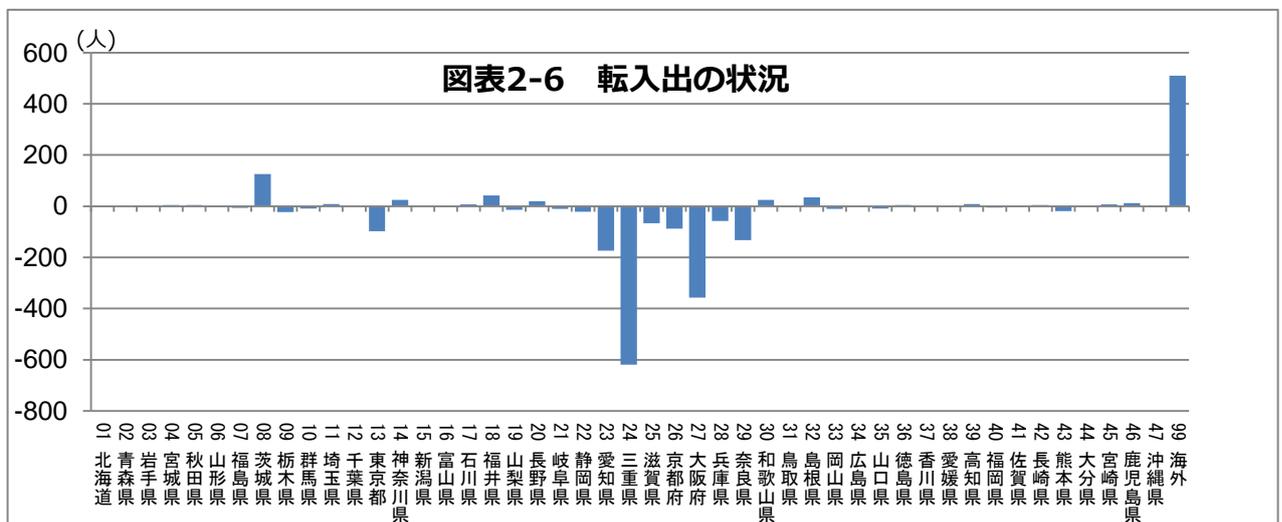
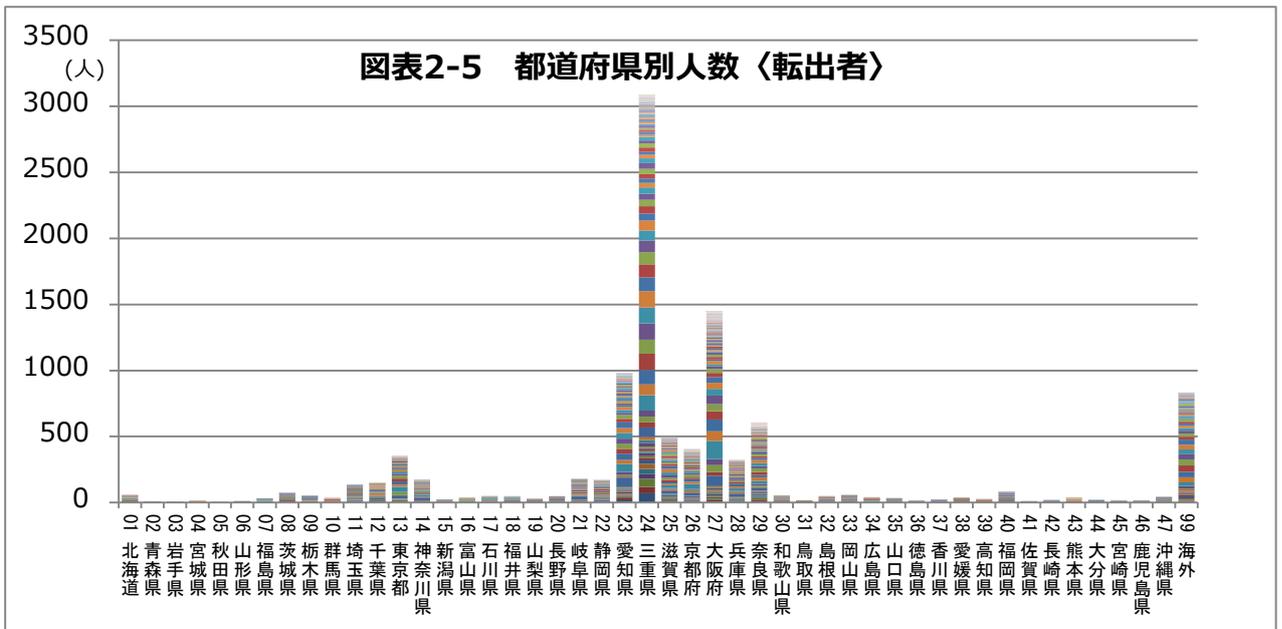
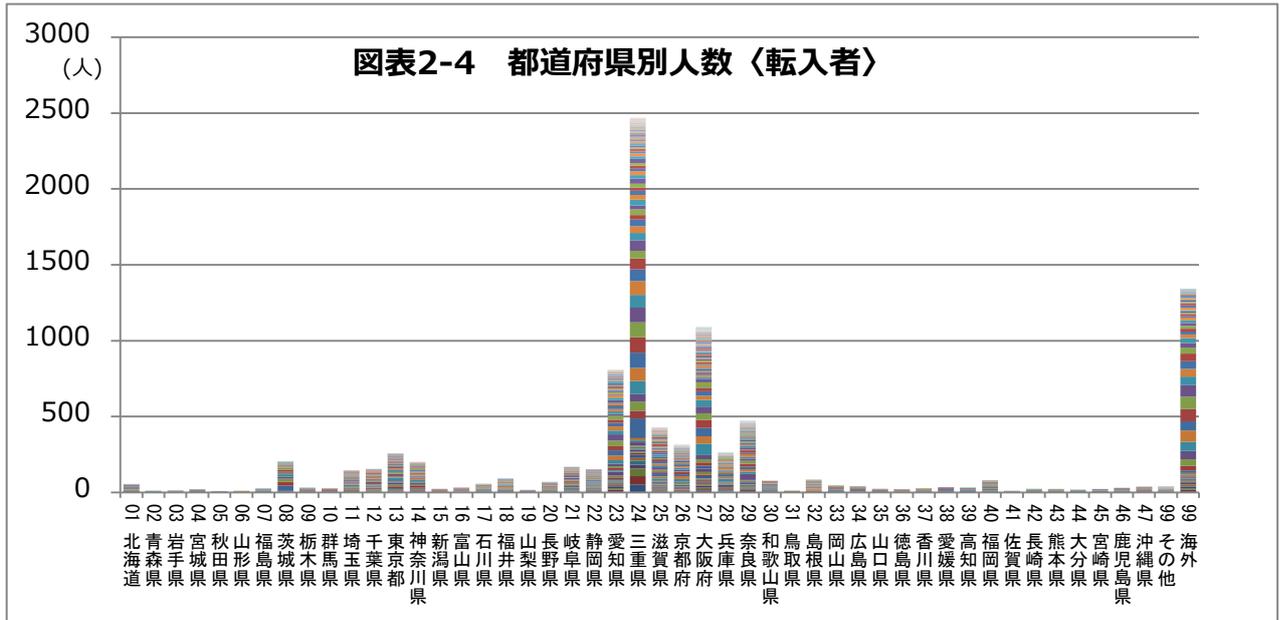
2012（平成 24）年 7 月 9 日から 2015（平成 27）年 5 月 31 日までの住民基本台帳における転入・転出記録（転入：9,607 件、転出 10,460 件）

① 都道府県別の転入出

本市における転入者と転出者の都道府県別の各割合は概ね同じであり、県内の移動が全体の 25～30%を占めています。次に、大阪府、愛知県、奈良県との間の移動が多く、全体的に転入者が多い都道府県に対しては転出者も多く、また転出超過数も多くなっています。

このことから、本市は特定の地域（都道府県）との間に一方的な転入出は見られないと言えますが、ほぼすべての地域（都道府県）に対して転出超過となっています。

一方で、海外からは転入超過となっており、本市の社会動態の大きなプラス要素となっています。

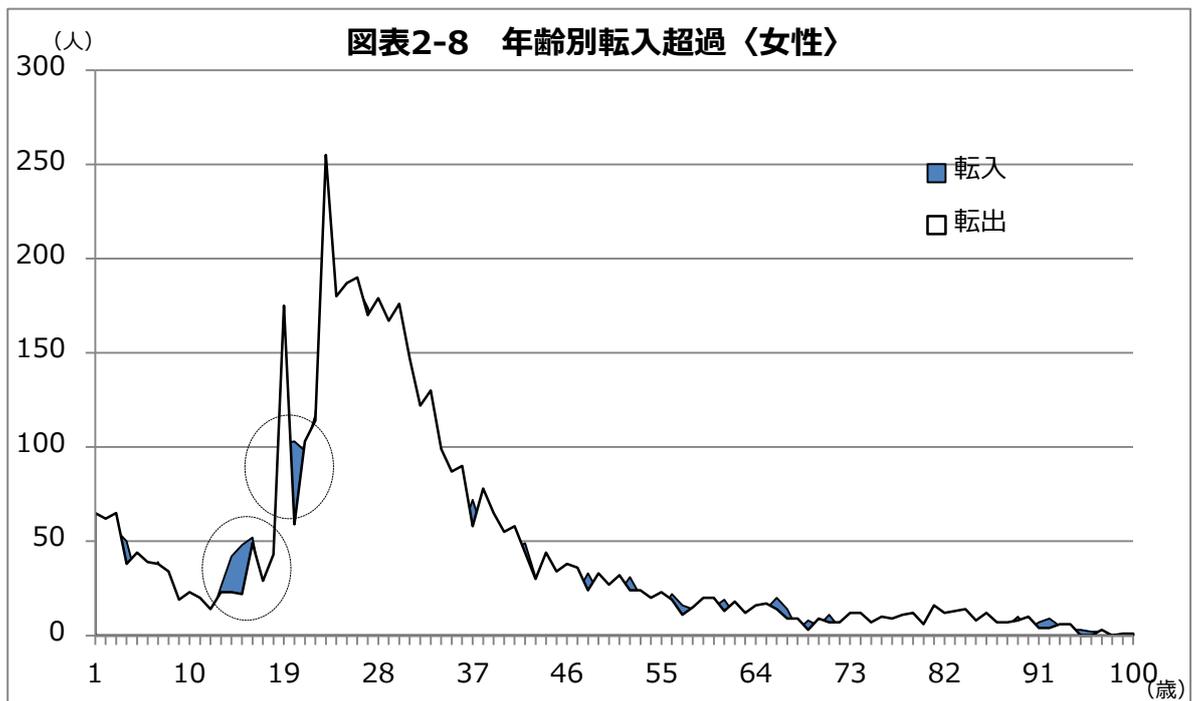
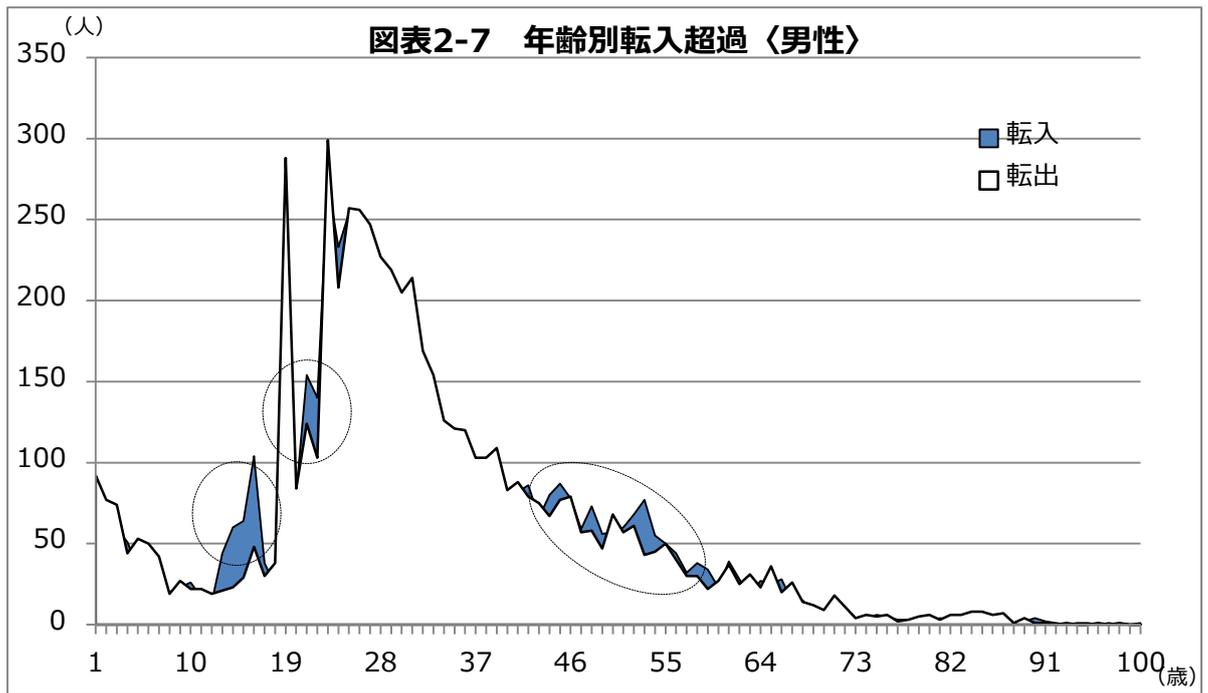


② 男女別年齢別の転入出

転入出者を男女別年齢別に分類することにより、転入出の要因を分析します。

i) 転入超過の世代

男女とも 12～15 歳にかけて、また僅かですが 19～21 歳において転入超過が見られます。また、40～60 歳頃の男性世代において転入超過の傾向が見られます。40 歳以降の転入が、男性しか見られないことから、単身赴任者の移動などが考えられます。

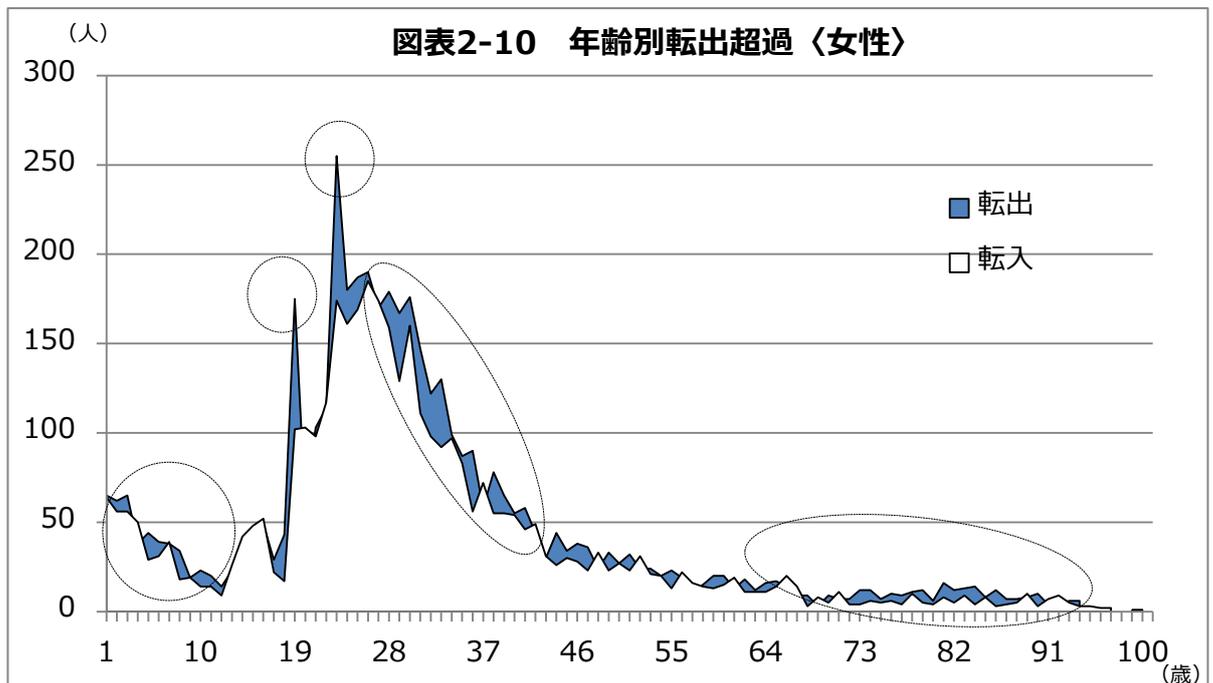
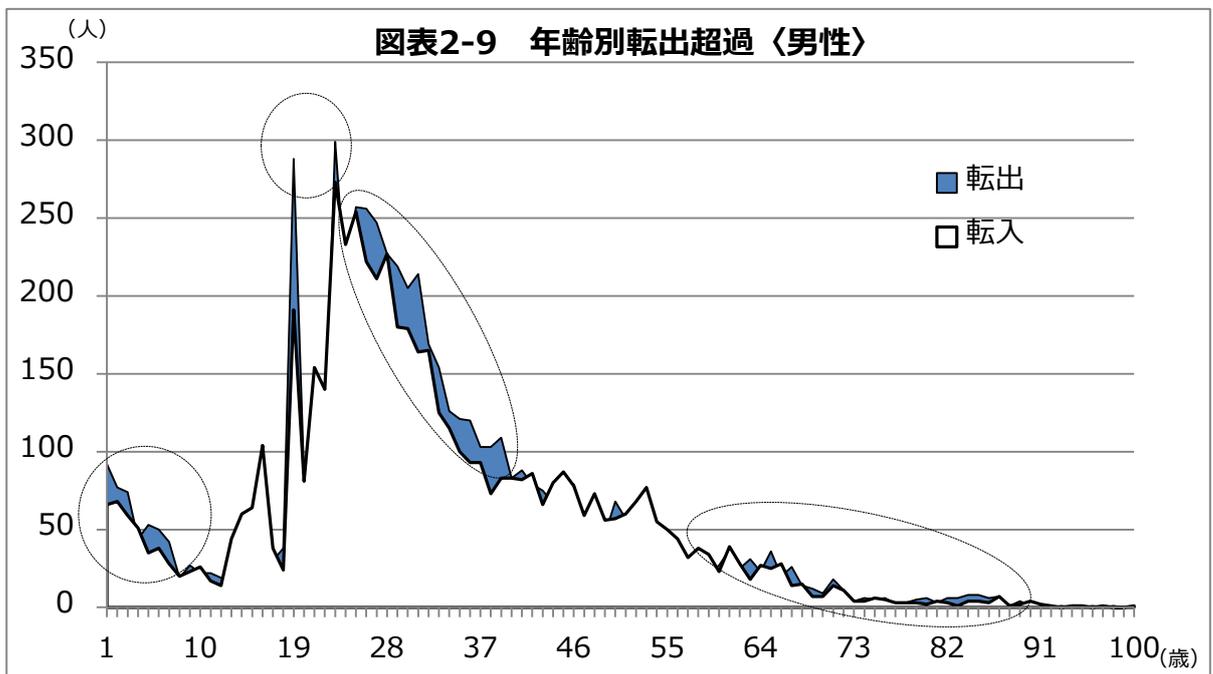


ii) 転出超過の世代

男女とも 18 歳と 22 歳の転出者が際立っています。また、24～40歳の世代と 10 歳以下の子どもの転出が目立っており、子育て世代の若年夫婦が本市から転出していることが考えられます。

また、60 歳以降の世代についても転出超過となっており、定年後の生活を市外に求めている市民が多いことがうかがえます。

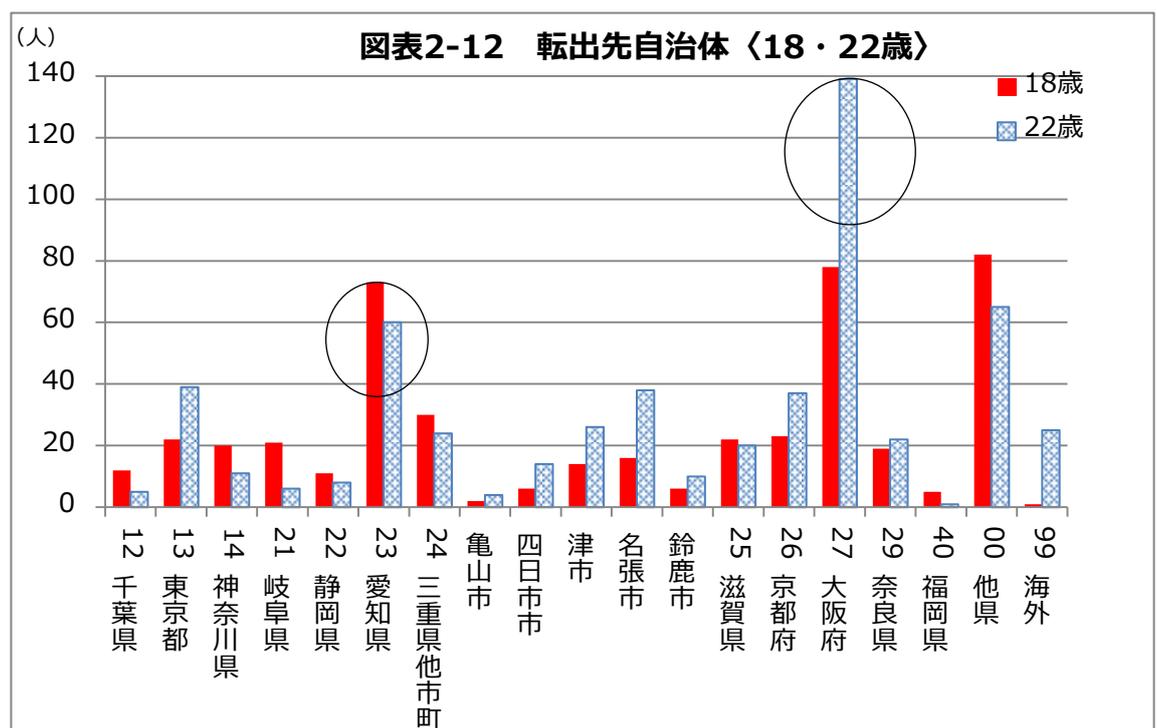
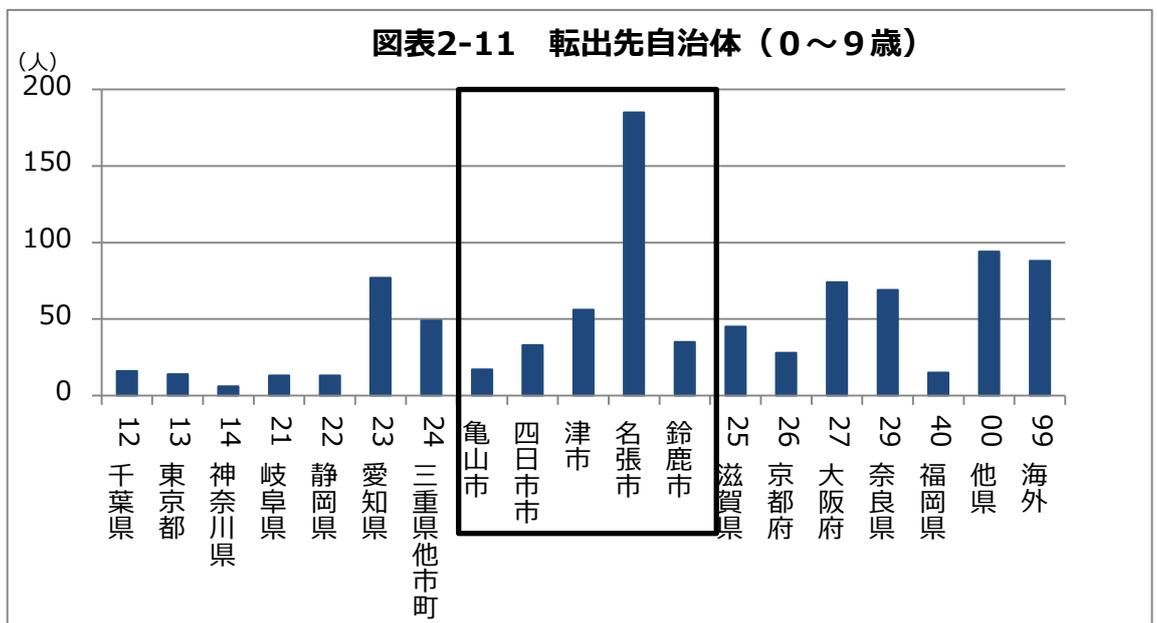
これらのことから、①18 歳、②22 歳、③24～40 歳、④定年後が主な転出超過の世代であると言えますが、それぞれの要因としては、①進学・就職、②就職、③④転居が考えられます。



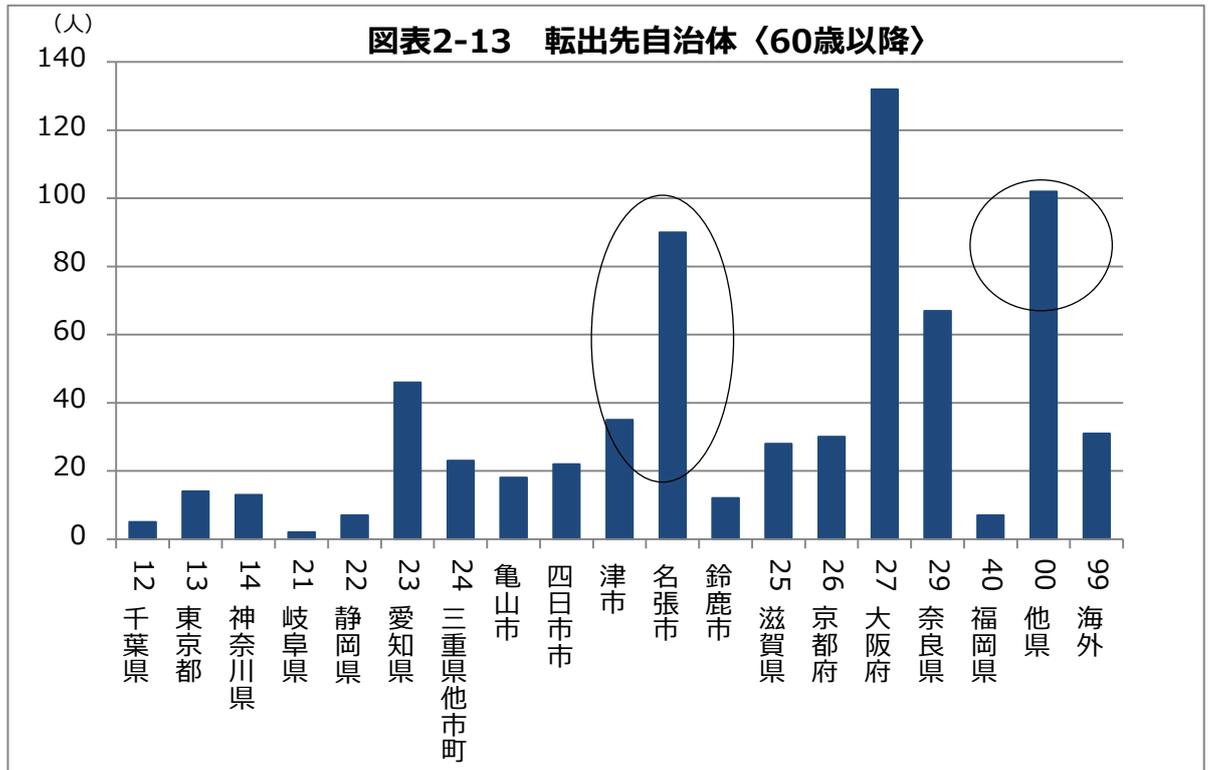
iii) 転出超過世代の移動先

0～9歳の転出者の主な移動先は県内の近隣自治体になっています。0～9歳の転出は、子育てや住環境を求める父母が子どもとともに世帯単位で移動している可能性が高く、社会減の非常に大きな要因であると言えます。

また、18歳・22歳の主な転出先は愛知県と大阪府です。それぞれの主な要因は、18歳が就学もしくは就職、22歳が就職であると想定されますが、就職時に大阪に移住する若者が特に多いことがわかります。



定年後世代（60歳以降）の転出先は大阪府をはじめ、多くの都道府県にわたっていますが、近隣自治体への転出も多く、若干の転出超過となっていることから、本市において安心して老後を過ごすことができる生活基盤を整えることも必要と言えます。



2. 地域経済産業分析

(1) 経済指標から見る伊賀市の状況

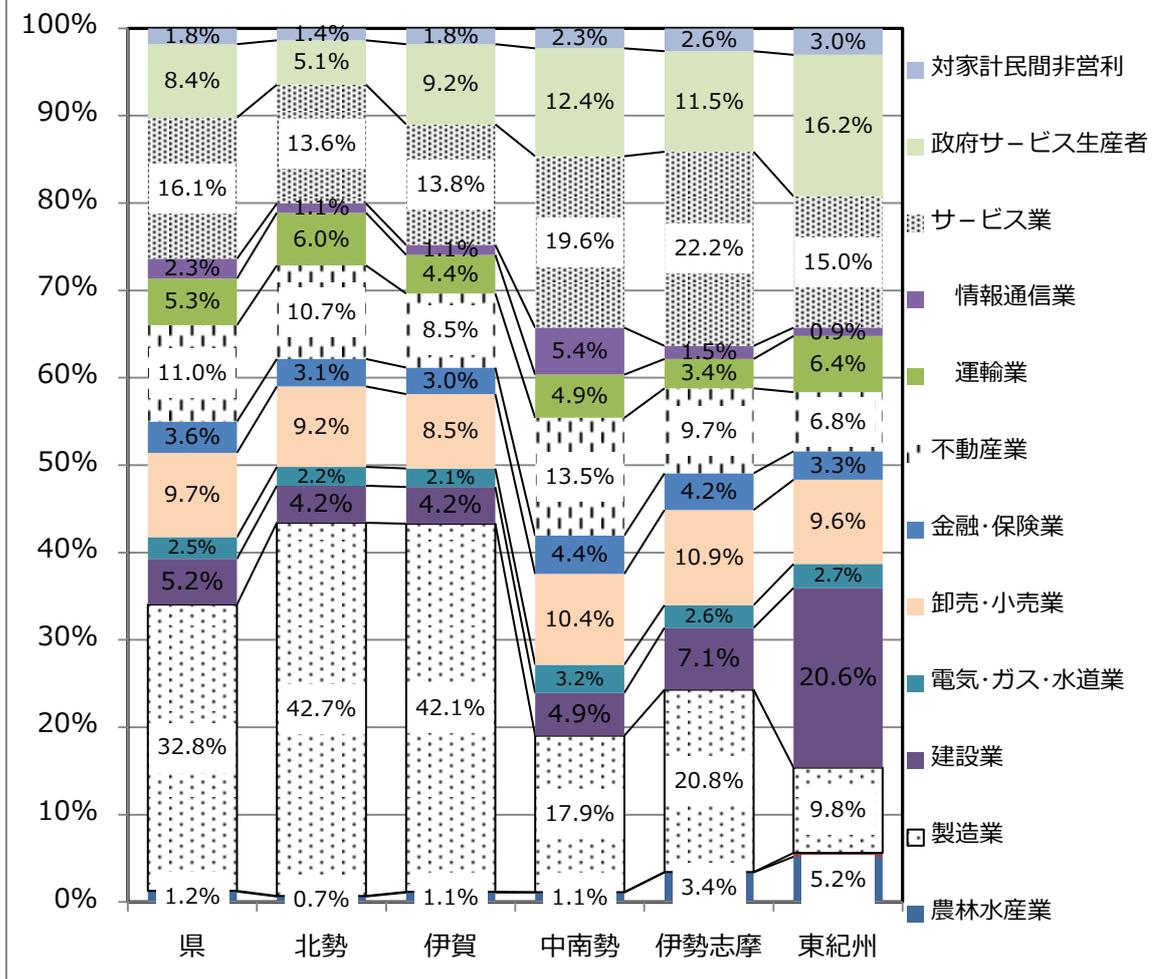
伊賀市の傾向と対策

- ・ 2次産業（製造業）が地域産業の大きな割合を占めている
 - 2次産業（製造業）の競争力強化
 - 特定の業種に過度に偏らない多様な産業構造づくり
- ・ 1次産業の生産額が低迷している
 - 生産額の回復

① 伊賀地域の産業構造

三重県内総生産額の約9%を占める伊賀地域（伊賀市・名張市）の産業構造は、県全体の約50%を占める北勢地域とほぼ同じ構造を有しており、地域内総生産の約42%を占める製造業が地域産業の中心となっています。

図表2-14 地域別産業別構成比（2012(平成24)年度総生産額）

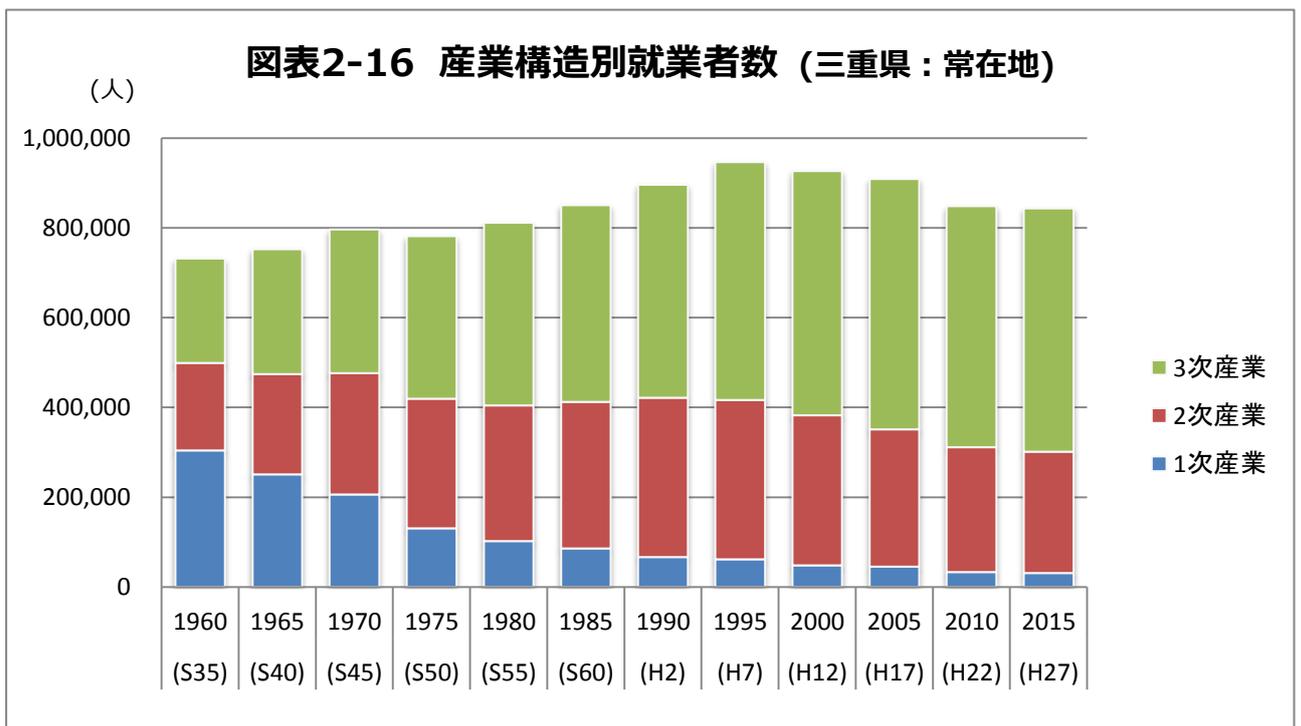
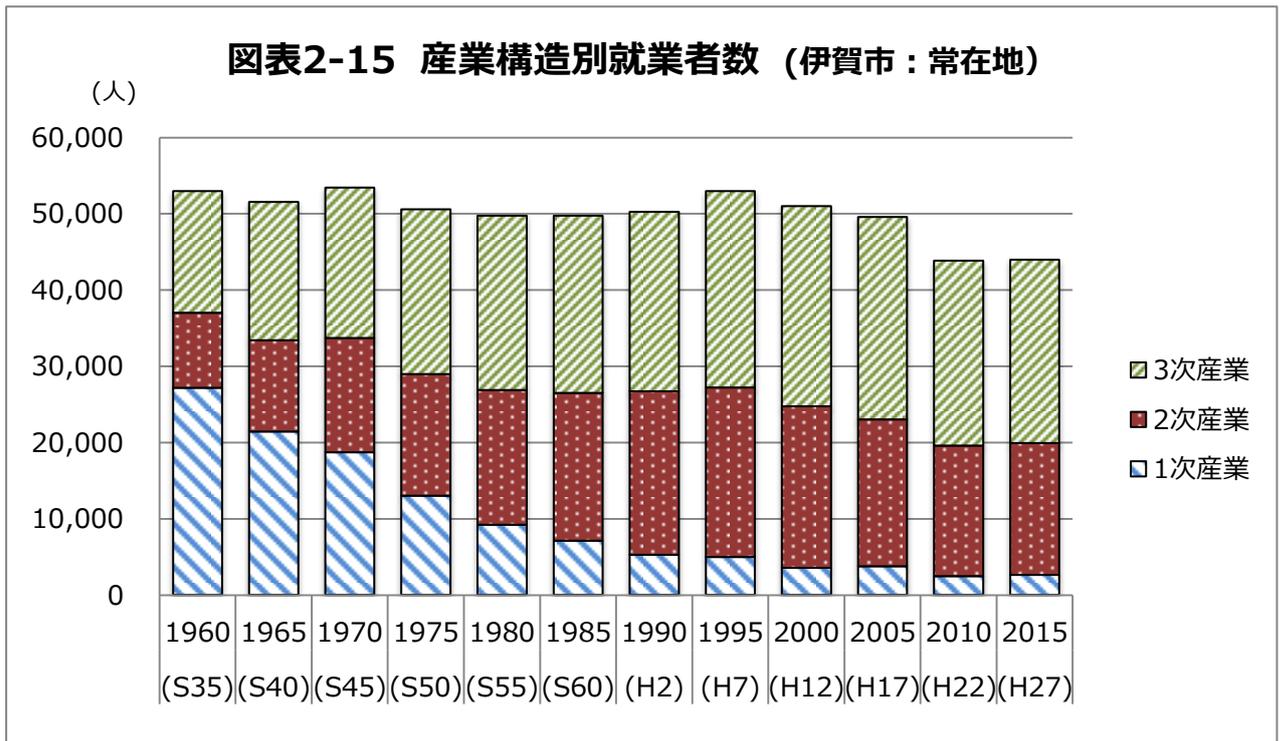


※平成24年度三重県の市町民経済計算

② 産業構造別人口の推移

本市では、1次産業の就業者数が50年で10分の1に減少しています。(約27,000人→2,400人)

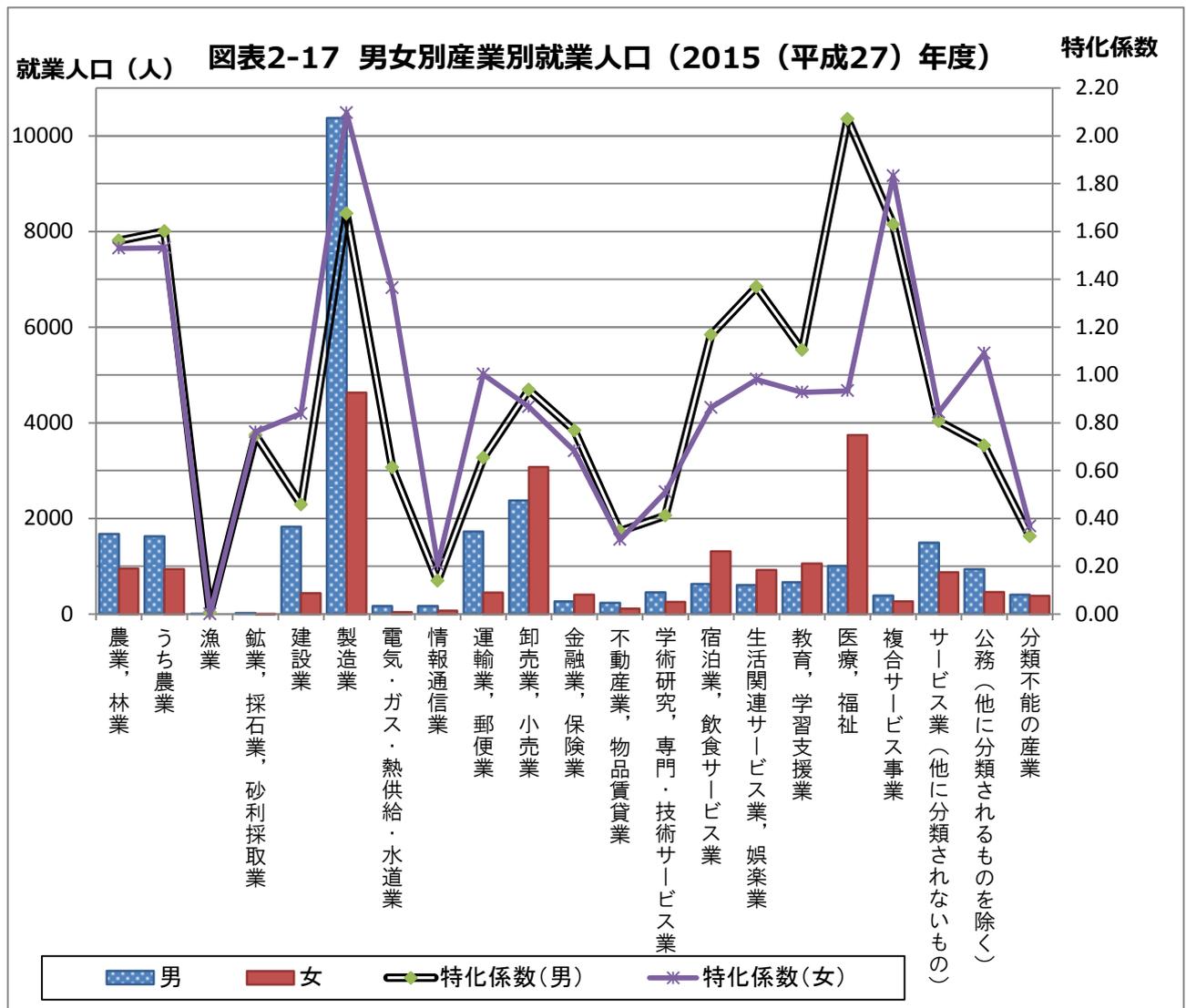
また、産業構造別人口の構成割合の変化は三重県とほぼ同じ推移をしており、リーマンショックの影響で2005(平成17)年から2010(平成22)年にかけて就業者が約5,700人(11.6%)も減少しましたが、その後わずかながら回復傾向にあります。



③ 男女別産業別人口

直近の各産業別人口の状況は、男女とも製造業の就業者が特に多く、次に卸売業・小売業となっており、女性の就業者は医療・福祉が多い傾向にあります。

また、全国の就業者比率に対する特化係数※（本市のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率）を前回調査と比較すると、男性の医療・福祉業が倍増（0.76→2.07）していることをはじめ、サービス業全般の値が上昇していることから、本市の産業別人口構造の偏重傾向は若干縮小していることが伺えますが、製造業に大きく依存している傾向は変わりません。



※平成27年国勢調査

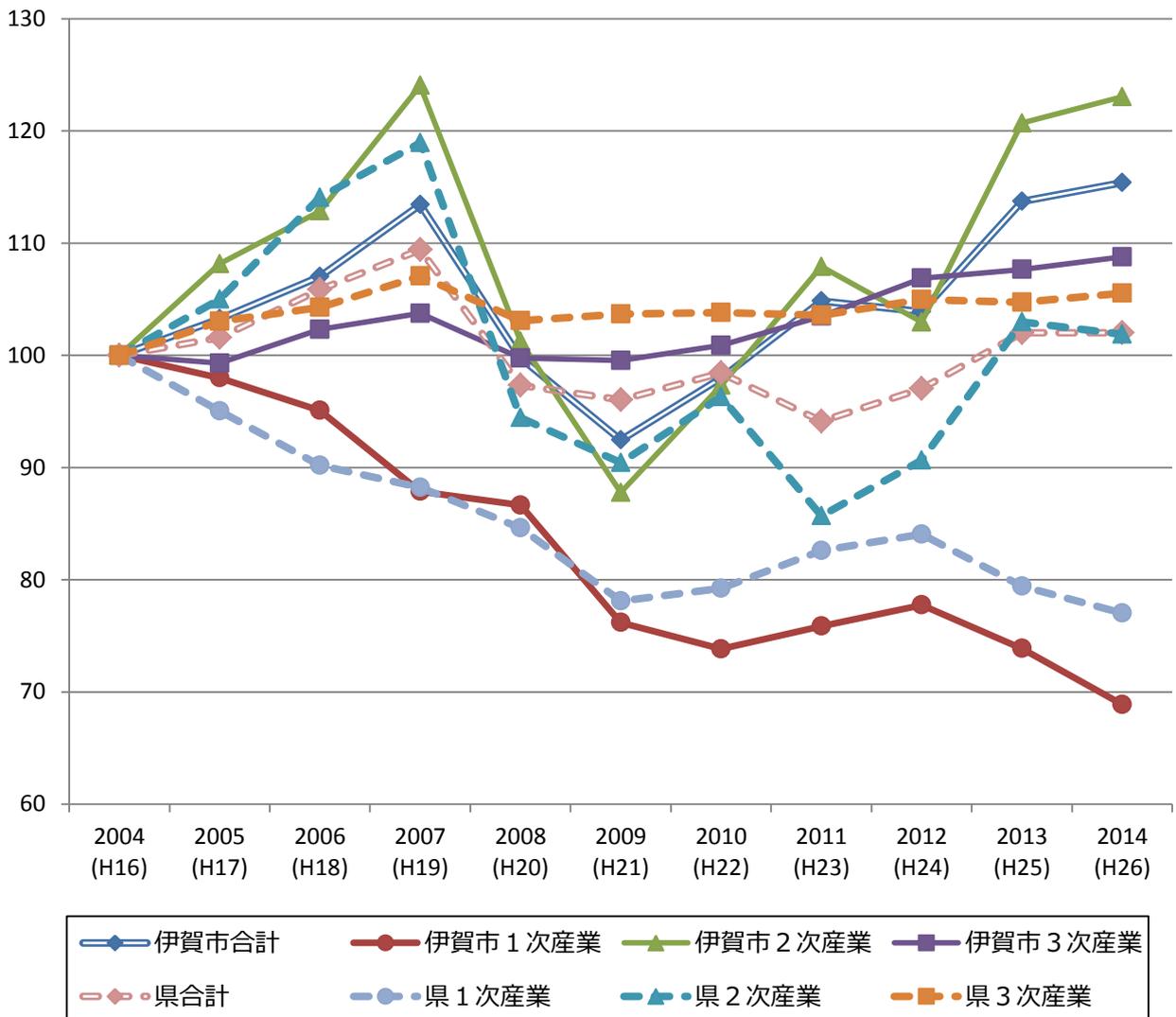
※特化係数：地域のある産業が全国と比べてどれだけ特化しているかを見る係数。
特化係数が1を上回ると全国と比べてその産業の就業者が多いと言える。

④ 近年の産業構造別地域内総生産の動き

リーマンショックの影響を受けた2008（平成20）年、三重県の経済成長率は前年比マイナス9.8%となり、全国都道府県の中で最大の減少幅を記録しました。本市の主要産業である2次産業の減少幅は三重県平均よりも更に大きく、総生産額も大きな影響を受けましたが、直近ではリーマンショック前を上回る状況まで急速に回復しています。

一方で、本市の1次産業の生産額は10年間で30%以上減少しており、県全体の1次産業と同じく2009（平成21）年度以降、一度持ち直しの傾向が見りましたが、近年は再び減少しています。

図表2-18 産業別生産額の推移
(2004(平成16)年を100とした推移)



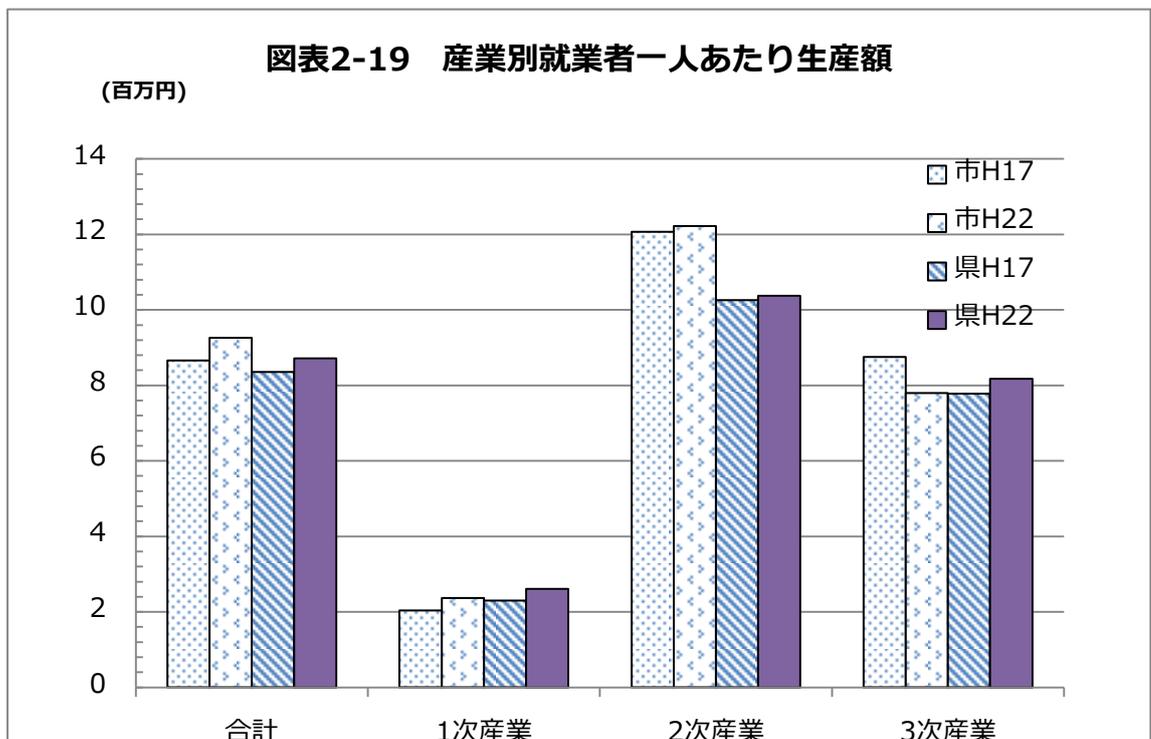
※三重県統計書・市町（村）累年統計表より作成

(2) 森林・農地の保全

伊賀市の傾向と対策

- ・ 市域の大半を山林・田畑が占めている
→ 山林・田畑の維持
- ・ 1次産業の担い手が不足している
→ 農林業がビジネスとして成り立つしくみづくり
- ・ 耕作放棄地が増加している
→ 中山間農地の維持

本市の面積約 558 km²のうち、山林・田畑の合計面積は約 425 km²で、全体の 76%を占めています。1次産業の就業者が急速に減少していることが、耕作放棄地の増加につながっています。水源の涵養機能の向上や農作物の鳥獣害対策など、中山間地域の生活基盤を維持する観点からも、地域の農林業を維持・活性化させていく必要がありますが、産業構造別一人あたりの生産額において、1次産業は相対的に極めて低いことが就業者減少の要因であると言えます。また、儲けだけでなく維持の観点から農林業に携わる人を増やすことも必要です。



※三重県統計書・市町(村)累年統計表より作成

(3) 観光立市としての潜在力

伊賀市の傾向と対策

- ・ 知名度が高く、地域資源に恵まれており、観光客が多い
 - 観光産業の活性化、裾野の拡大
 - 観光を軸とした「地域資源（まち）・交流人口（ひと）・ビジネス（しごと）」の創出

本市には、伊賀流忍者をはじめ、俳聖松尾芭蕉、横光利一など多数の文化人、伊賀焼、伊賀組紐などの伝統工芸品、伊賀米、伊賀牛などの農林産物、城下町や田園の景観など個性的で魅力的な資源が数多くあり、年間約250万人の観光客が訪れています。また、「伊賀」の全国的な知名度は非常に高く、本市が持つ対外的なポテンシャルは非常に高いと言えます。

交流人口を増加させ、定住人口の増加につなげていくためには、本市全体のイメージ向上のためのPR（シティプロモーション）が重要ですが、それらを推進する上で、地域の観光産業の活性化は非常に大きな役割を担っています。

3. 住民の意識

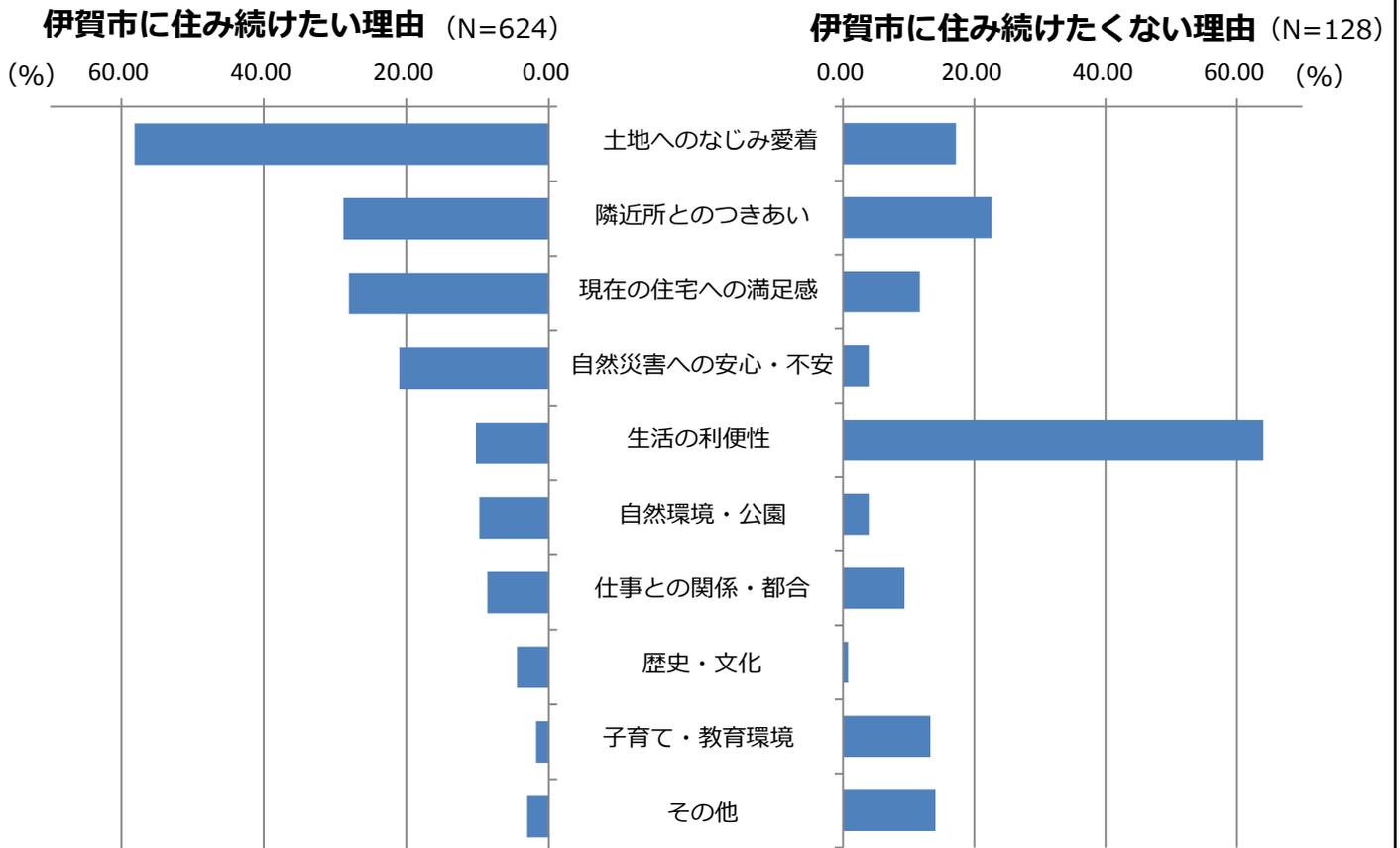
(1) まちづくりアンケート

伊賀市の傾向と対策

- ・ 定住を希望する市民の割合が約 7 割となっている
 - 生涯住みたいと思える人の増加
 - 住みたくないと思う原因の解消

「まちづくりアンケート※」では、伊賀市に住み続けたいと答えた人の割合が約 73%となっています。住みたい理由としては「土地になじみや愛着がある」「隣近所の人々の気心が知れているから」が多く、住みたくない理由は「生活上の不便」「隣近所の付き合いが難しいから」が多くなっています。（※条件等については、p.24 参照）

図表 2-20 住民の定住意識※



※まちづくりアンケート【問3：定住意識について】より作成

(住みたいまたは住み続けたくないと答えた市民が、その理由を2項目以内で選択)

(2) 中学生・高校生世代アンケート

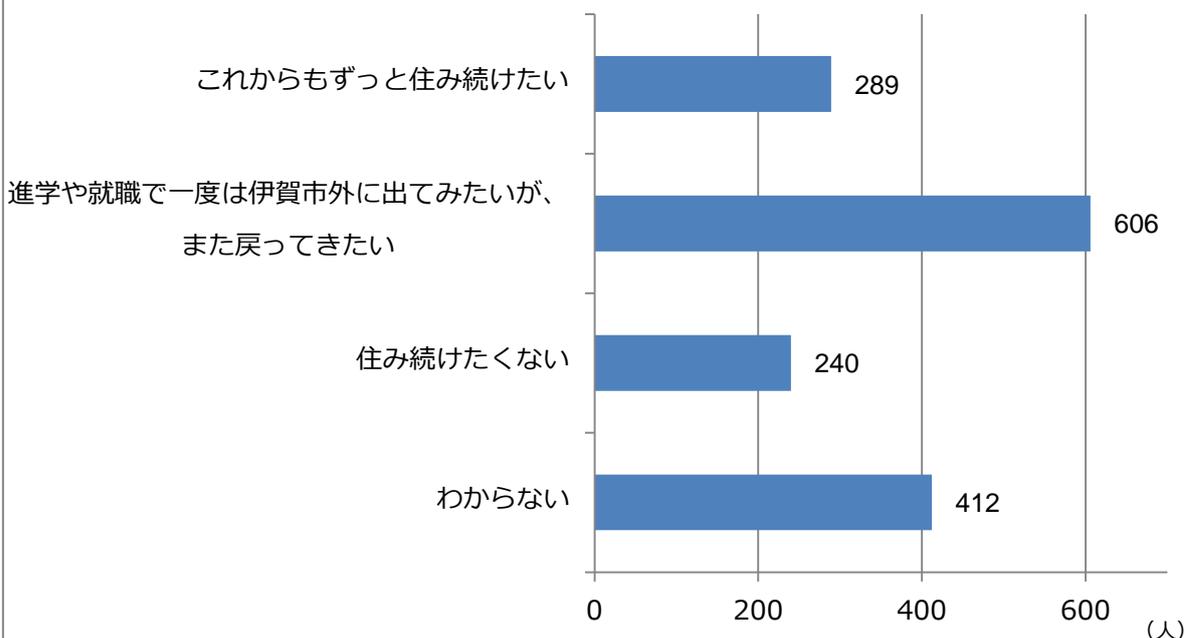
伊賀市の傾向と対策

- ・ 中高生の定住意識は低いものの、多くの中高生が「一度は市外に出てみたいが、また戻ってきたい」と思っている。

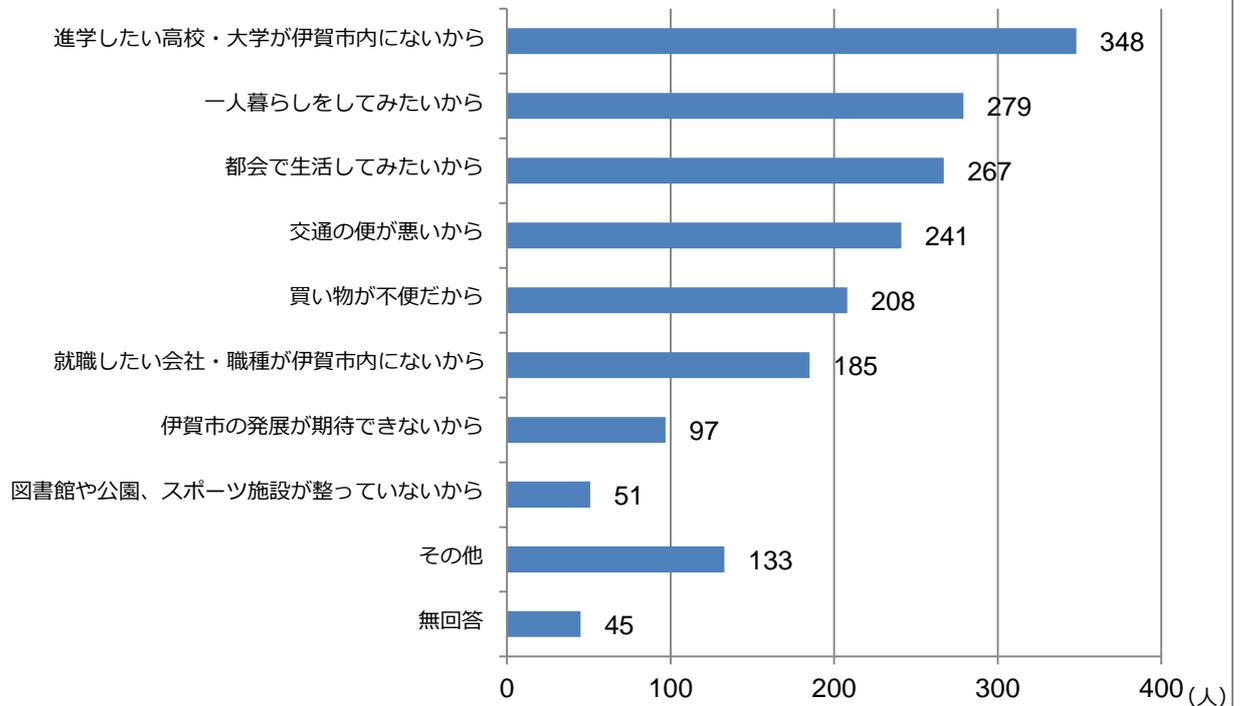
→ Uターンを実現するための若者にとって魅力ある就職先の創出

「中学生・高校生世代アンケート※」によると、定住を希望する中高生の割合は低いものの、希望しない中高生であっても、そのうちの多くは「一度は市外に出るが、また戻ってきたい」と考えています。また、住み続けたくない理由としては、「進学したい高校・大学がないから」「一人暮らしをしてみたいから」といった一時的な理由が多く、将来の就職先に関する調査では、「自分のやりたい仕事であること」「きちんと休みがとれること」「給料が高いこと」などが重視されていることから、こういった若者の希望に沿った魅力ある就職先を地域に創出することが、若者の定住やUターンにつながる重要な要素であるといえます。(※条件等については、p.27 参照)

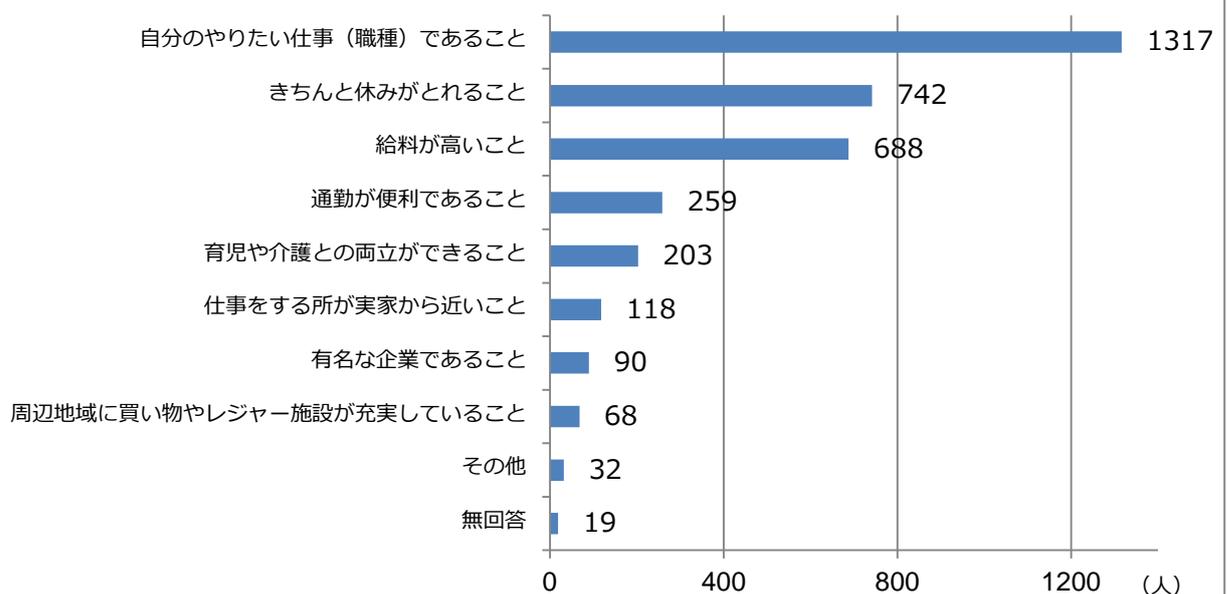
図表 2-21 中高生の定住意識



図表 2-22 **住み続けたくない理由** (複数回答可)



図表 2-23 **将来、就職する時に重視すること** (複数回答可)



Ⅱ. 「まち」「ひと」「しごと」の創生による課題の解決と好循環づくり

「まち・ひと・しごと創生」の最終目標は、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会を形成することです。そのためには、まず地域に魅力的で安定した「しごと」を創ることが必要です。「しごと」が確保されることで地域に「ひと」が定住・流入し、「ひと」がさらに地域で「しごと」を創り出します。これらの好循環を生み出すためには「ひと」が安心して住み続けることができ、「しごと」を創り出せる「まち」を形成していくことが必要です。

本市における地域の課題を解決し、「しごと」と「ひと」の好循環を生み続ける「まち」づくりを推進するため、以下の取組を総合的に実施します。

1. しごとの創生

地域産業を牽引する製造業の競争力を強化すると同時に、地域資源を活かした観光産業の活性化や裾野の拡大、農林業の6次産業化などにより各産業分野の課題を解決しながら産業構造の多様化を進めることで、地域に強じん安定した産業基盤をつくり、雇用の創出につなげます。また、住民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、創出された雇用と希望する就業形態のマッチングを支援するとともに、コミュニティビジネスなど内発型産業の起業促進を図ることにより、若者、女性、高齢者、障がい者などあらゆる人が希望する「しごと」に就けることを目指します。

しごとの創生に必要な要素

- ① 産業構造別の課題解決
 - ◇ 1次産業 担い手確保、生産性の向上、森林・農地の保全
 - ◇ 2次産業 高付加価値化、異業種参入等による競争力強化
 - ◇ 3次産業 地域資源を活かした観光産業の活性化と裾野の拡大
- ② 多様なライフスタイルに対応した就業の場の確保
- ③ 地域課題解決に向けた内発型ビジネスの起業風土・起業文化の醸成

2. ひとの創生

市民にとって、本市に住むことが「将来の心配材料」とならないよう、本市に住み・働く人々が、安心して子どもを産み育てることができるための支援を行います。また、独身者間の出会いや事業者間の情報共有、旅行者への市民のおもてなしなど、市内外のあらゆる人的交流に満ちたまちを目指しま

す。

近隣自治体及び三大都市圏への転出超過の流れに歯止めをかけるため、転入出の要因を絶えず分析し、効果的な対策を検討・実施することにより、社会増に向けた「新しい人の流れ」をつくります。

ひとの創生に必要な要素

- ① 結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援
- ② 女性が活躍できる社会の形成
- ③ 戦略的なシティープロモーションの推進などによる交流人口の増加
- ④ 移住希望者に対するサポート体制の充実

3. まちの創生

「しごとの創出」と「ひとの創出」により生み出された「新しい人の流れ」を持続させるためには、本市に生涯住み続けたいと思える環境づくりが必要です。地域ごとに生活に必要な機能を維持し、地域が地域の課題を解決できるしくみをつくることにより、安心して住み続けることができるまちを目指します。さらに、歴史と文化に育まれた郷土を愛する風土を醸成することにより、伊賀への愛着を持った人を市内外に増やし、本市に住むことへのモチベーションの向上を図ります。

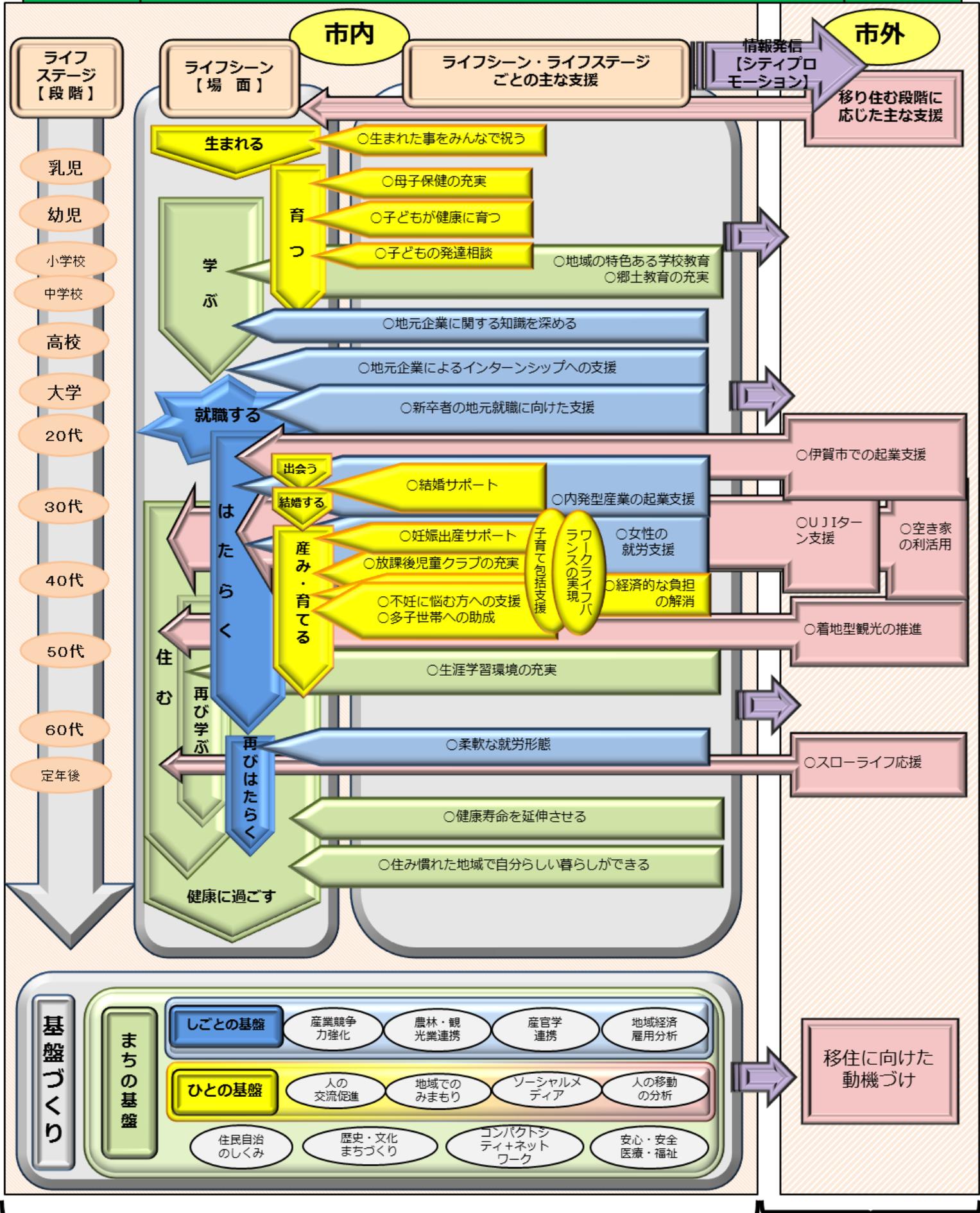
まちの創生に必要な要素

- ① 市民満足度の向上（医療介護福祉、住環境、安心安全）
- ② 問題解決能力を有した地域活動のしくみづくり
- ③ 郷土愛の醸成

4. 取組イメージ

伊賀市では、「まち」「ひと」「しごと」の創生による課題の解決と好循環づくりのため、対象となる「人」「時期」を明確にし、「まち・ひと・しごと創生」に取り組むこととします。

伊賀市における「まち」「ひと」「しごと」の創生に向けた取組イメージ



切れ目のない支援による転出者減少・出生数増



新たな人の流れの創出による転入者増

Ⅲ. 取組のテーマと目指すべき姿

1. 取組のテーマ

『来たい・住みたい・住み続けたい “伊 賀” づくり』 ～ライフシーン・ライフステージごとの支援と 移住・交流、シティプロモーションの推進～

本市の人口減少に歯止めをかけるためには、「来たい・住みたい・住み続けたい」と思われるまちづくりを進めることが必要です。

また、「まち」「ひと」「しごと」を創生するために必要な取組を検討していくと、取組の対象となるべき人の人生や成長の過程、出来事など、それぞれに必要なとなる時期があることがわかりました。

そこで、本市では、それぞれの取組をライフシーン、ライフステージごとに分類することにより、対象となる人や時期を明確にし、切れ目のない支援を行うとともに、戦略的なシティプロモーションを推進し、交流人口の増加や移住の促進を図ります。

2. 目指すべき姿

本市の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生」の実現にあたり、実施期間を5カ年とする本戦略後にあたる2020年に人口90,000人を維持することを総合戦略における本市の目指すべき姿とします。

2020年に目指すべき伊賀市の姿

◆ 人口 90,000 人 を維持

そのためには・・・

◆ 合計特殊出生率 1.4 → 1.6 に上昇

◆ 社会減少 400人/年 → 300人/年 に抑制

4 基本目標と基本的方向・政策パッケージ

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、以下の4つの基本目標を設定し、それぞれの取組を進めていきます。

また、4つの基本目標を達成するため、実施する各施策を「政策パッケージ」として類型化することにより、複数の施策による共通した成果（アウトカム）の発現を目指すとともに、成果目標に対する進捗状況について重要業績評価指標（KPI）で検証し、取組を改善するしくみ（PDCA サイクル）を確立し実行します。

「政策パッケージ」の内容については、総合戦略策定後に行う効果検証の結果や国・三重県の動向を踏まえ、適宜見直しを行っていくことにより、4つの基本目標の達成に向けた最善策を追求していきます。

4つの基本目標

1. **男女問わず希望どおり働くことができる“伊賀”にする**
2. **安心して子どもを産み、育てることができる“伊賀”にする**
3. **生涯住み続けたいと思える“伊賀”にする**
4. **来たい・住みたいと思われる“伊賀”にする**

《基本目標 1》 男女問わず希望どおり働くことができる“伊賀”にする

ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

基本的
方向

人口減少に歯止めをかけ、本市への新たな人の流れをつくるためには、地域において安定した経済基盤を維持することが必要です。

地元企業や大学等の多様な主体との連携や起業風土の醸成により、観光・農林業をはじめ本市の「潜在力（ポテンシャル）」を活かした産業を活性化させることにより、新たな雇用を確保すると同時に、UJIターン希望者、出産・子育てのために休職・離職した女性、高齢者など、就業を希望する人それぞれのライフスタイルに対応した職種や就業形態でのマッチングを図ることにより、あらゆる世代の就業率を向上させ、地域内の経済力・消費力の維持・向上を目指します。

課題

- 担い手の不足、森林・農地の荒廃（1次産業）
- 産業競争力の強化（2次産業）
- 産業構造の多様化（3次産業）
- 多様なライフスタイルに対応した就業の場の確保
- 地域ごとの自主的・自発的な課題解決

取組の視点

- 生産性の向上、6次産業化（1次産業）
- 高付加価値化、異業種参入（2次産業）
- 観光産業の活性化・裾野の拡大（3次産業）
- 雇用と就業のマッチング
- 内発型産業（コミュニティビジネス）の起業促進

KPI指標

	現状値（基準年度）	目標値（基準年度）
ア. 市内総生産額（産業分野）	ア. 423,935百万円（H24）	ア. 445,131百万円（H31）
イ. 就業率	イ. 95.5%（H22）	イ. 96.0%（H32）

確認方法

- ア. 三重県の市町民経済計算
- イ. 国勢調査

政策パッケージ

- 1 - ① **地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備**
- 1 - ② **地域産業の高付加価値化と内発型産業の創出**
- 1 - ③ **強じんて多様な産業構造の構築**
- 1 - ④ **就業、人材育成支援、雇用のマッチング**
- 1 - ⑤ **ICT等の利活用による地域の活性化**

《基本目標2》安心して子どもを産み、育てることができる“伊賀”にする

ライフシーン・ライフステージごとの支援②【出会う・結婚する・産む・育てる】

みえ県民意識調査（2014（平成26）年1月～2月）によると、県民の理想の子どもの数については、「2人」と答えた割合が最も多く（47.0%）、次に「3人」（43.5%）となっています。一方で、回答した県民の実際の子どもの平均人数は1.6人となっており、希望どおりに子どもを産み、育てることができていない状況がわかります。

基本的
方向

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるためには、各段階における様々な不安を取り除く必要があります。妊産婦やその家族が安心して産み、育てるための情報発信・相談支援の機能を強化するとともに、子育て包括支援センターを核とした子育て支援事業や保育所（園）での発達段階に応じた保育事業の充実を図ることなどにより、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階を切れ目なく支援します。

また、子育てを母親だけではなく家族、地域で共有できるような環境づくりを目指すことにより、女性の就業率向上を図るほかあらゆる分野における女性の活躍を促します。

課題

- 市民が希望する人数の子どもを産み、育てることができていない。
- 若年女性（20～39歳）人口の減少
- 晩婚化と未婚率の上昇

取組の視点

- 結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援
- 子育てしながら仕事ができる環境づくり
- 女性が活躍できる社会の形成

KPI指標

	現状値（基準年度）	目標値（基準年度）
ア. 安心して子どもを産み、育てられるまちづくりに対する満足度	ア. 28.2%（H26）	ア. 40.0%（H31）
イ. 若年世代（20～39歳）の未婚率	イ. 49.32%（H22）	イ. 47.0%（H32）

確認方法

- ア. 伊賀市まちづくりアンケート（市民意識調査）
- イ. 国勢調査

政策パッケージ

2－① 結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

2－② ワークライフバランスの実現（働き方改革）

《基本目標3》 生涯住み続けたいと思える“伊賀”にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

基本的
方向

伊賀市まちづくりアンケートにおける定住意識調査では、市民の約7割の方が「今のところに住み続けたい」と考えており、人口減少に歯止めをかけるためには、「このまちにずっと住み続けたい」と考える市民をさらに増やす取組が必要です。

地域の公共交通を維持し、歴史文化や風土と調和した災害に強い生活基盤の整備を進めるとともに、将来を支える子どもたちが充実した教育を受けることができ、市民が生涯にわたって学びの機会が持つことができる文化活動が充実したまちづくりに取り組み、本市への愛着心の醸成を図ります。（ふるさとづくりの推進）

また、自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、全国的にも比率の高い外国人住民が地域の一員として参画できる多文化共生社会の形成を推進します。

さらに、広域連携の観点から、定住自立圏構想、伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議（いこか連携推進プロジェクト）など、近隣自治体と連携し、伊賀地方（ビッグ伊賀）の人口減少対策にも取り組みます。

課題

- 定住を希望する市民の割合が約7割
- 就学・就職を機に転出する若者の増加
- 子育て世帯、高齢者の転出超過

取組の視点

- コンパクトシティ・プラス・ネットワーク、小さな拠点の形成
- 地域が地域の課題を解決できるしくみづくり
- 郷土愛の醸成
- 安心安全なまちづくり

KPI指標

	現状値（基準年度）	目標値（基準年度）
ア. 生涯伊賀市に住み続けたいと思う市民の割合	ア. 7割（H26）	ア. 8割（H31）
イ. 近隣自治体との社会増減（転入増・転出減）	イ. -200人（H23～H25年の3カ年平均）	イ. -150人（H28～H30の平均）
ウ. 連携する自治体全体での人口減少率	ウ. -1.4%（H17⇒H22）	ウ. -1.3%（H27⇒H32）

確認方法

- ア. 伊賀市まちづくりアンケート（市民意識調査）
- イ. 住民基本台帳
- ウ. 国勢調査

政策パッケージ

- 3-① **市民が主体となった伊賀流自治のしくみによるまちづくり**
- 3-② **多核連携型の都市構成と交通ネットワークの整備**
- 3-③ **健康で、安心な医療・介護が受けられ、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり**
- 3-④ **人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化**
- 3-⑤ **広域的な連携による経済・生活圏（ビッグ伊賀）の再形成**
- 3-⑥ **住民が地域防災の担い手となる環境の確保**
- 3-⑦ **郷土愛を育むまちづくり**

《基本目標4》 来たい・住みたいと思われる“伊賀”にする

【移住・交流、シティプロモーションの推進】

基本的
方向

本市への「新しい人の流れ」をつくるためには、「生涯住み続けたい」と思えるまちづくりの取組を移住希望者に対する支援事業と合わせて市外に広く情報発信することにより、「来たい、住んでみたい」と思われることが必要です。

移住希望者へのサポート体制の充実やワンストップ化など移住に関するコーディネートができる体制を整えると同時に、食や観光などの地域資源を活かした戦略的なシティプロモーションに取り組むことにより、域外からの人の流れを促進し、交流人口と移住希望者の増加を目指します。

課題

- 地域の担い手不足
- 魅力ある地域資源に関する効果的な情報発信

取組の視点

- 戦略的なシティプロモーション
- 移住希望者へのサポート体制の充実、ワンストップ化

KPI指標

ア. 3大都市圏からの転入者数
イ. 伊賀市の全国的な知名度順位
(認知度・情報接触度・魅力度・観光意欲度・居留意欲度・産品購入意欲度の平均順位)

現状値 (基準年度)

ア. 1,173人/年 (直近約3年間の状況)
イ. 258位
(229位・243位・293位・174位・303位・307位)

目標値 (基準年度)

ア. 1,200人/年
(H29~31平均)
イ. 200位 (H31)

確認方法

ア. 住民基本台帳
イ. 地域ブランド調査
(地域ブランド研究所)

政策パッケージ

4 - ① シティプロモーションの推進による新しい人の流れづくり

4 - ② 移住の促進

4 - ③ 産学官民連携による知の拠点形成

5 効果検証のしくみ

I. 行政総合マネジメントシステムの活用による評価

1. 施策評価

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略において取り組む施策については、第1次再生計画において実施している行政総合マネジメントシステムを活用することにより進捗状況や達成状況を把握し、効果的・効率的に施策を推進するとともに、施策を構成する各事業の改善につなげます。

2. 事務事業評価

個別の事務事業については、同システムによる事務事業評価シートのほか、まちづくりアンケートの結果や社会情勢等を勘案し、翌年度予算の策定に合わせてその内容や規模の見直しを行います。

II. 伊賀市総合計画審議会による評価

総合戦略を構成する基本目標及び政策パッケージについては、総合計画審議会において取組の進捗状況を評価し、内容の見直し含めて検討します。

III. まちづくりアンケートの活用

本市が市民を対象に継続的におこなっている「まちづくりアンケート」を活用することにより、市民の声を評価の内容に直接反映できるようにします。

6 伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定【中間見直し】

I. 改定主旨

1. 現在位置

2017（平成 29）年、本戦略は策定後 2 年が経過し計画期間の中間点を迎え、目標に対する進捗状況の確認などこれまでの取組における一定の総括や、今後取り組む事業の方向性の検討など目標達成に向けた PDCA サイクルの実施が求められる段階に差しかかりました。

2. 2015（平成 27）年度国勢調査

人口等基本集計（2016（平成 28）年 10 月 26 日公表）によると、本市の人口は 90,581 人となり、前回（平成 22 年度）比で 6,626 人の減となりました。人口ビジョンの根拠となった社人研（国立社会保障・人口問題研究所）将来推計人口（平成 27 年度推計値：93,213 人）と比較すると、2,632 人の減となり、本市における人口減少のスピードは、本戦略策定時の見込みよりも加速化、深刻化していることが明らかとなりました。

3. 策定後の取組

本戦略の策定以降、本市は地方創生関連交付金を活用するなどにより、まち・ひと・しごと創生に向けた事業を展開しており、（先行型交付金活用事業：18 事業、加速化交付金活用事業：4 事業、推進交付金活用事業：2 事業（2017（平成 29）年 10 月時点・実施計画書ベース））2016（平成 28）年 12 月には、平成 30 年度までの 3 年間を計画期間とする 2 つの地域再生計画の認定を受け、分野横断的な課題に対し一体的に取り組んでいるところです。（ひとが輝く地域が輝くためのシティプロモーション事業、U ターンを視野に入れた IGABITO（伊賀びと）育成促進事業）

また、2017（平成 29）年 2 月 22 日（忍者の日）には、本市が忍者発祥の地であることを認識し、忍者の歴史文化や精神を継承するとともに、忍者を活かした観光誘客やまちづくりを行うことを目指し、「忍者市」宣言を行いました。さらには、「上野天神祭のダンジリ行事」を含む「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録、芭蕉翁生誕の地として本市が参画する「俳句ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会」の発足、日本イコモス国内委員会による「伊賀上野城下町の文化的景観」の日本の 20 世紀遺産 20 選への選出、「勝手神社の神事踊」の重要無形民俗文化財指定など、本市が有する地域資源が、全国的・世界的な文化資源として幅広く認識されつつあります。

4. 地方創生の新展開に向けて

2017（平成 29）年 6 月、本市は第 2 次伊賀市総合計画に掲げる基本構想を実現するための根幹的な施策や事業を示す再生計画を、2020 年度までを期間とする新たな計画に改定しました。（第 2 次再生計画）

また、国が策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」では、中間年である 2017（平成 29）年度を「地方創生の新展開」と位置づけ、既存の取組を加速させるための新たな施策に取り組むとしています。

このように、本戦略に掲げる「来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」に向け、既存の取組みをさらに加速するとともに、世の中の変化に的確に対応し、新たな取組も検討していく必要があることから、2017（平成 29）年度に本戦略の改定を行いました。

II. 改定の基本的視点と具体的方向性

1. P D C A サイクルの的確な実施

（1）基礎データの更新

本戦略は、策定後 2 年が経過し策定時に活用した各種統計データの一部については、新たに直近の数値が公表されていることから、捕捉したデータを掲載する図表に反映させ、直近の数値を含む形に更新しました。

（2）KPI 指標の中間値の追加

本戦略では、17 の政策パッケージごとに KPI 指標を定め、目標値の達成に向け取り組んでいます。設定した指標ごとの現状値を、計画全体における「中間値」として把握し、目標達成に向けた進捗率を確認しました。

（3）政策パッケージの定性評価と方向性の見直し

(1)及び(2)の結果を踏まえ、各政策パッケージにおける現状課題を把握し、今後の取組の方向性を見直しました。

2. 第 2 次伊賀市総合計画との整合

（1）施策・事業例の見直し

本戦略は、政策パッケージごとに実施する各施策を第 2 次伊賀市総合計画第 1 次再生計画の各施策に紐づけることにより、行政総合マネジメントシステムを活用した評価を可能にできました。

2017（平成 29）年 6 月、同マネジメントシステムによる評価の対

象となる施策・事業の体系を示す再生計画が、第2次計画に改定されたことから、今後も引き続き本戦略の実行性を担保するとともに、PDCAサイクルに基づく効果的な事業を実施するため、政策パッケージごとの「施策と事業例」を第2次再生計画に掲げる施策・基本事業に基づく体系に見直しました。

Ⅲ. 将来を見据えた重点課題

1. 横断的な課題に対する取組

(1) 「ええやん！伊賀」プロジェクトの推進【相乗効果の発揮】

第2次再生計画では、施策を横断的に組み合わせることで相乗効果を生み出しながら、ガバナンスの視点（伊賀流自治の視点）に基づき、市民、地域、市それぞれが力を発揮することで、4年間でめざす姿の実現を図るための「ええやん！伊賀」プロジェクトを掲げています。

本戦略においても、関係する各主体と情報を共有し連携を図りながら、「ええやん！伊賀」プロジェクトと連動する施策・事業を重点的に取り組めます。

(2) 市の認知度向上とブランドイメージの構築【選ばれる自治体へ】

本市では、2016（平成28）年度に伊賀市営業本部を組織し、伊賀ブランド「IGAMONO」の認定品及び認定事業者の拡大に努めるとともに、3大都市圏におけるプロモーション活動など、認知度・ブランドイメージ向上に向けた取組を積極的に進めています。また、ひとが輝く地域が輝くためのシティプロモーション事業（地域再生計画：2016（平成28）年12月内閣府認定）において策定した伊賀市シティプロモーション指針では、忍者を核としたまち全体のブランド化を重点取組としています。今後も、本市の認知度向上に向け、忍者をはじめとしたコンテンツを活用したブランド戦略を重点的に取り組めます。

(3) 地域に根付く人材（IGABITO）の育成・確保【持続性の確保】

Uターンを視野に入れたIGAMONO（伊賀者）育成促進事業（地域再生計画：2016（平成28）年12月内閣府認定）では、「自らが地域の担い手となり、より良い“伊賀”を創る意識と実行力を持った若者を育てる」をテーマに、市内高等学校や地域の各主体（産官学金労言）とともにIGABITO（伊賀びと）育成の取組を推進しています。

今後も、シティプロモーション活動との連動やソーシャルビジネス

化など、事業範囲を学校教育の枠に留めず、さらに拡大させながら進めていきます。

(4) 柔軟かつ機動的な組織体制の構築【市内資源の有効活用】

前述の(1)～(3)の取組を持続的に推進するためには、市内の資源（ヒトモノカネ）の有効活用が必要です。営業本部、創生本部プロジェクトチームなど市内横断的な組織を柔軟に組織・運用するとともに、効果的な情報発信（PR 活動）を行うための広報機能の強化を図ります。

「ええやん！伊賀」プロジェクト（第2次再生計画における横断的な取り組み）

	プロジェクト	目標の実現に向けた取り組み	
1	<p style="text-align: center;"><u>子どもは伊賀の宝</u></p> <p>将来を担う子どもたちを、市民みんなで育む まちって「ええやん！」</p>	①	地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成
		②	平和・人権・多様性の周知啓発
		③	子育て世代への経済的支援の充実 (子ども医療費の窓口無料化など)
		④	子育て世代への社会的支援の充実
2	<p style="text-align: center;"><u>誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり</u></p> <p>市民の誰もが自慢でき、市外の人たちに選んでもらえるまちって「ええやん！」</p>	①	市の魅力を生かしたシティプロモーションの推進
		②	移住・交流の促進
		③	市の特長を生かした企業誘致
		④	あらゆる多様性を尊重する共生社会の実現
3	<p style="text-align: center;"><u>住み続けたい伊賀づくり</u></p> <p>いくつになっても、安心・安全な環境で住みつづけられるまちって「ええやん！」</p>	①	上野総合市民病院と病院・医院、地域との連携強化
		②	地域包括ケアシステムの構築
		③	高齢者の移動支援
		④	公共交通を生かしたまちづくり
		⑤	下水道事業の推進
4	<p style="text-align: center;"><u>にぎわいを取り戻す</u></p> <p>歴史・文化や伝統産業など、地域の魅力があふれるまちって「ええやん！」</p>	①	現庁舎地を中心とした賑わいづくり
		②	農林畜産業の強化と菜の花プロジェクトの推進
		③	歴史・文化を活かしたまちづくり

IV. 政策パッケージ別計画

【2018（平成30）年度 ～ 2019（平成31）年度】

テーマ	基本目標	政策パッケージ	番号	再生計画の施策名	事業名	担当課	ええやんプロジェクト				重点課題				
							子どもは伊賀の宝	誇れる選ばれる	住み続けたい	賑わい	認知・ブランド向上	I G A B I T O 育成			
【就職する・はたらく】	ライフシーン・ライフステージごとの支援①	1-①	地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備	①	進行管理	総合計画等の適切な進行管理	総合政策課								
			1-②	地域産業の高付加価値化と内発型産業の創出	①	商工業	商工業活性化支援事業	商工労働課							○
		②			商工業	中小企業・小規模企業振興事業	商工労働課								
		③			産業立地	産学官連携新産業創出事業	商工労働課							○	
		④			起業支援	創業支援事業計画の実施	商工労働課								
		1-③	強じんて多様な産業構造の構築	①	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	観光戦略課		○					○	
				②	観光	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	観光戦略課		○		○				○
				③	農業	高付加価値化の促進	農林振興課					○	○	○	
				④	農業	担い手農家・集落営農等への支援	農林振興課								
				⑤	農業	有害鳥獣被害への対策	農林振興課								
				⑥	農業	畜産振興事業	農林振興課						○	○	
				⑦	農業	農業・農村の多面的機能維持向上への支援	農村整備課								
				⑧	森林保全林業	間伐等の森林施策の促進	農林振興課								
				⑨	森林保全林業	木材の利用促進	農林振興課						○		
				⑩	森林保全林業	担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進	農林振興課								
1-④	就業、人材育成支援、雇用のマッチング	①	産業立地	企業立地促進事業	商工労働課 産業集積開発課		○								
		②	雇用・就業	高齢者、若年者の職業相談事業	商工労働課										
		③	雇用・就業	障がい者、女性の就労支援	商工労働課										
		④	雇用・就業	人材育成等の促進	商工労働課								○		
1-⑤	ICT等の利活用による地域の活性化	①	情報化	行政事務の情報化の推進	広聴情報課										
【出会う・結婚する・産む・育てる】	安心して子どもを産み、育てることができる“伊賀”にする	2-①	結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	①	子育て・少子化対策	子育て相談支援事業	こども未来課 健康推進課	○							
				②	子育て・少子化対策	子育て支援対策事業	こども未来課（ほか）	○							
				③	子育て・少子化対策	少子化対策事業	こども未来課 健康推進課	○							
				④	学校教育	地域とともに学校マニフェスト推進事業	学校教育課								
				⑤	学校教育	学力向上等推進事業	学校教育課								
				⑥	学校教育	人権同和教育推進事業	学校教育課	○							
				⑦	学校教育	キャリア教育推進事業	学校教育課								
				⑧	学校教育	児童生徒支援事業	学校教育課								
		2-②	ワークライフバランスの実現（働き方改革）	①	男女共同参画	ワーク・ライフ・バランスの推進	人権政策・男女共同参画課	○							
【学ぶ・住む・健康に過ごす】	生涯住み続けたいと思える“伊賀”にする	3-①	市民が主体となった伊賀流自治のしくみによるまちづくり	①	地域内分権	自治基本条例の周知・啓発	総合政策課								
				②	地域内分権	連携・協働によるまちづくりの推進	総合政策課							○	
				③	住民自治	住民自治促進事業	地域づくり推進課								
				④	市民活動	市民活動支援事業	地域づくり推進課							○	
		3-②	多核連携型の都市構成と交通ネットワークの整備	①	中心市街地活性化	街なみ環境整備事業・市街地整備推進事業	中心市街地推進課								
				②	中心市街地活性化	中心市街地活性化事業	中心市街地推進課				○	○			
				③	商工業	商工業活性化支援事業	商工労働課							○	
				④	都市政策	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	都市計画課				○				
				⑤	都市政策	良好な景観形成の促進	都市計画課								
				⑥	道路	道路改良事業	建設1課・2課 都市計画課								
				⑦	公共交通	地域バス交通確保維持事業	交通政策課				○				
				⑧	公共交通	鉄道網整備促進事業	交通政策課				○				
				⑨	公共交通	伊賀線活性化促進事業	交通政策課				○				
				⑩	上下水道	下水道事業	上下水道部				○				
		3-③	健康で、安心な医療・介護が受けられ、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	①	健康づくり	健康相談事業	健康推進課								
②	健康づくり			健康教育事業	健康推進課										
③	健康づくり			健康診査事業	健康推進課										
④	健康づくり			健康増進事業	健康推進課										
⑤	医療			救急医療体制整備事業	医療福祉政策課										

テーマ	基本目標	政策パッケージ	番号	再生計画の施策名	事業名	担当課	ええやんプロジェクト				重点課題			
							子どもは伊賀の宝	誇れる選ばれる	住み続けたい	賑わい	認知・ブランド向上	I G A B I T O 育成		
			⑥	医療	在宅医療の促進	医療福祉政策課								
			⑦	医療	地域医療体制の推進	医療福祉政策課			○					
			⑧	障がい者支援	障がい者福祉施設整備、医療費助成事業	障がい福祉課 保険年金課								
			⑨	高齢者支援	介護保険サービス	介護高齢福祉課								
			⑩	高齢者支援	地域自立生活支援事業	介護高齢福祉課 地域包括支援センター								
			⑪	社会福祉・地域福祉	地域福祉推進事業	医療福祉政策課								
			⑫	福祉総合相談	福祉総合相談	介護高齢福祉課 地域包括支援センター								
			3-④	人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	① 財政運営	公有資産の有効活用	管財課							
					② 住環境整備	空き家の適正管理の推進	市民生活課			○				
			3-⑤	広域的な連携による経済・生活圏（ビッグ伊賀）の再形成	① 広域連携	広域連携の推進	総合政策課							
					② 広域連携	定住自立圏推進事業	総合政策課							
			3-⑥	住民が地域防災の担い手となる環境の確保	① 危機管理	自主防災組織活性化促進事業	総合危機管理課							
				② 消防・救急	非常備消防体制の強化	消防総務課								
		3-⑦	郷土愛を育むまちづくり	①	学校教育	地域とともに学校マニフェスト推進事業	学校教育課							
				②	学校教育	学力向上等推進事業	学校教育課							
				③	学校教育	キャリア教育推進事業	学校教育課	○						○
				④	学校教育	児童生徒支援事業	学校教育課							
				⑤	生涯学習	生涯学習推進事業	生涯学習課							○
				⑥	生涯学習	図書館活動推進事業	上野図書館				○			
				⑦	生涯学習	子ども読書活動推進事業	生涯学習課 上野図書館	○						
⑧	生涯学習			公民館活動事業	生涯学習課	○								
⑨	青少年育成			青少年健全育成事業	生涯学習課	○								
⑩	多文化共生			多文化交流の促進	市民生活課		○					○		
⑪	多文化共生			外国人住民支援の充実	市民生活課		○							
⑫	文化・芸術			文化・芸術振興事業	文化交流課				○					
⑬	文化・芸術			文化施設維持管理事業	文化交流課									
⑭	文化・芸術			芭蕉翁顕彰事業	文化交流課					○				
⑮	歴史・文化遺産			文化財保護事業	文化財課					○				
⑯	歴史・文化遺産			歴史まちづくり事業	文化財課					○				
⑰	歴史・文化遺産			歴史資料の整理・保存・管理事業	総務課									
⑱	スポーツ			スポーツ振興事業	スポーツ振興課									
⑲	スポーツ	スポーツ施設整備・維持管理事業	スポーツ振興課											
⑳	スポーツ	三重とこわか国体推進事業	スポーツ振興課											
移住・交流、シティプロモーションの推進	来たい・住みたいと思われる“伊賀”にする	4-①	シティプロモーションの推進による新しい人の流れづくり	①	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	観光戦略課					○		
				②	観光	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	観光戦略課				○			○
				③	広聴広報	広聴機能の充実	広聴情報課							
				④	広聴広報	広報活動の充実	広聴情報課							○ ○
				⑤	広聴広報	シティプロモーションの推進	広聴情報課	○						○ ○
		4-②	移住の促進	①	住民自治	移住・交流促進事業	地域づくり推進課	○					○ ○	
				②	雇用・就業	人材育成等の促進	商工労働課							
				③	農業	担い手農家・集落営農等への支援	農林振興課							
				④	森林保全林業	担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進	農林振興課							
				⑤	起業支援	創業支援事業計画の実施	商工労働課							
				⑥	住環境整備	空き家の適正管理の推進	市民生活課			○				
		4-③	産学官民連携による知の拠点形成	①	域学連携	産学官連携の推進	総合政策課						○ ○	
				②	産業立地	産学官連携新産業創出事業	商工労働課							
				③	域学連携	高大連携事業の促進	総合政策課	○						○ ○

《基本目標1》男女問わず希望どおり働くことができる伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策

1-①

地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

概要

地域経済を活性化させ、雇用を創造するには、地域の特性を踏まえた「戦略的な」取組を進めていく必要があります。

三重県の「みえ産業振興戦略」を勘案するとともに、「地域経済分析システム（RESAS）」を活用しながら、地域の多様な主体の知見を広く取り入れるなど、戦略的な取組を企画・実施できる体制づくりを目指します。

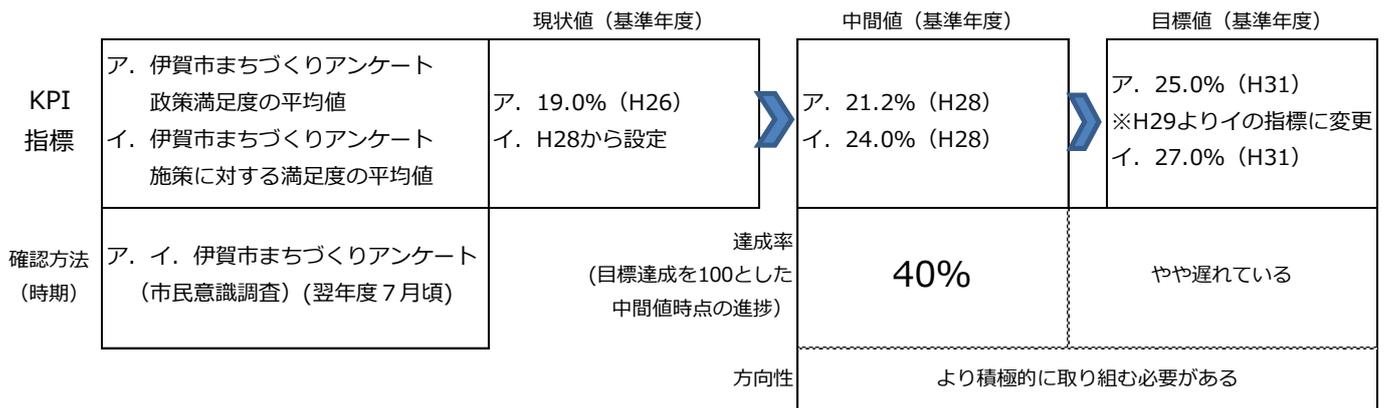
また、総合戦略の策定後は、客観的データに基づく分析を行うなど、経済・雇用関連施策のPDCAサイクルを確立します。

課題

- ビッグデータ等の活用不足
- 経済・雇用分野での部課横断的な検討体制の不足
- 経済・雇用分野での各主体と連携した戦略的な取組の不足

取組の視点

- 地域の主体と連携したPDCAサイクルの確立
- 経済・雇用分野における戦略的な企画・立案体制の構築



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7-2-⑤	進行管理・行政マネジメント	総合計画等の適切な進行管理	総合政策課
市民へ再生計画の進捗状況をわかりやすい内容で公表するとともに、市民の意識を把握し、伊賀市総合計画審議会での政策・施策の評価・検証も踏まえ、総合計画の進行管理や関連する総合戦略の進行管理を行います。				

《基本目標1》男女問わず希望どおり働けることができる伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策

1-②

地域産業の高付加価値化と内発型産業の創出

概要

経済がグローバル化し、地域間・企業間の競争が激化する中、多様化するニーズを的確にとらえた付加価値の高い商品・サービスを創出することが求められています。

産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」等の活用により、本市の主要産業である製造業における商品の高付加価値化を図るとともに、成長が見込まれる医療、福祉分野への市内企業の参入拡大を推進します。

また、本市には全国に誇れる数多くの産品が存在します。これらを「伊賀ブランド」として確立することにより、新たな販路を開拓するしくみをつくります。

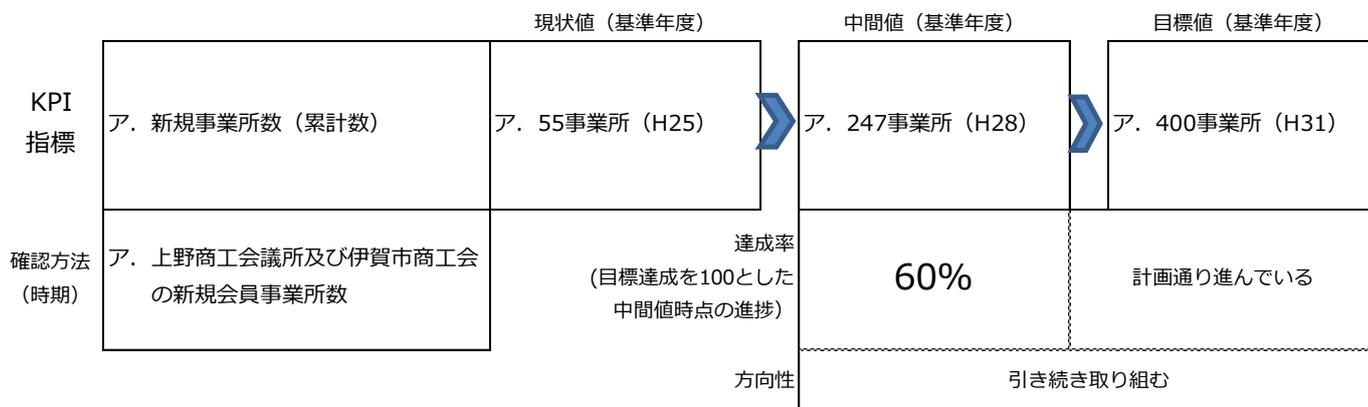
市民の価値観の多様化・高度化が進む中、行政だけではニーズに合ったきめ細かなサービスの提供が困難なため、地域社会の抱える課題の解決につながるビジネスにチャレンジする地域住民や企業、団体等を育成する必要があることから、資金調達や起業相談をはじめとしたソーシャルビジネス・コミュニティビジネスに取り組む団体等へ支援など、内発型の産業の活性化を図り、多様な就業形態に対応した雇用を創出します。

課題

●地域内産業競争力の低下

取組の視点

- 高付加価値を生み出す仕組みづくり
- 内発型産業の創出



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	3-3-②	商工業	商工業活性化支援事業	商工労働課
重点取組	中心市街地や地域の拠点において、賑わいを創出するための意欲ある商店街等の販促活動を支援するとともに、空き店舗等を活用して魅力ある集客施設を開業する事業者や、既存店舗の機能強化や販売促進に取り組む事業者に対し支援を実施します。 事業者の意欲を高揚させ、新たな事業展開の創出を図るため、優良な伊賀産品とその生産等に携わる事業者を伊賀ブランドとして認定し、優先してPR・推奨し販路拡大をめざします。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-3-②	商工業	中小企業・小規模企業振興事業	商工労働課
<p>中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上を図るため、日本政策金融公庫経営改善貸付制度の資金利用者への利子補給補助や小規模事業資金融資制度の資金利用者へ保証料補助を行うとともに、その経営コンサルティング機能を担う上野商工会議所や伊賀市商工会へ支援を実施します。</p> <p>伊賀地域みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会において、商工関係団体や金融機関、大学等と連携し、具体的な振興施策等の検討を進めます。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	3-4-①	産業立地	産学官連携新産業創出事業	商工労働課
重点 取組	産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を活用し、既存産業の高度化や新産業の創出を促進します。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	3-6-①	起業支援	創業支援事業計画の実施	商工労働課
<p>2015（平成27）年5月に経済産業省の認定を受けた産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に基づいた支援を実施します。</p> <p>伊賀地域の商工団体等との連絡機関である「伊賀流創業応援隊」を組織し、各機関との情報共有を行うとともに、市に相談窓口を設置し必要な支援についての紹介を行います。</p>				

《基本目標1》男女問わず希望どおり働くことができる伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策

1-③

強んで多様な産業構造の構築

概要

地域の雇用を安定して維持していくためには、特定の業種に過度に偏らない強んで多様な産業構造の構築が必要です。

第1次再生計画に「重点プロジェクト」として位置づけている『観光・農林業連携プロジェクト』における5つの取組を地域の多様な主体と連携し実施することにより、観光分野・農林業分野の産業を強化し、本市の主要産業である製造業とのバランスの取れた産業構造を目指します。

また、政策1-①による地域の特性を踏まえた経済・雇用分野における戦略や企画に基づき、地域産業の強化・雇用の創出につながる新たなプロジェクトや施策の実施を推進します。

課題

- 3次産業の伸び悩み
- 農林業の活力低下

取組の視点

- 観光を軸とした3次産業の成長
- 農林業の活性化

KPI
指標

	現状値 (基準年度)	中間値 (基準年度)	目標値 (基準年度)
ア. 宿泊・飲食サービス業の売上高 イ. 生活関連サービス・娯楽業の売上高 ウ. 農業産出額 (粗生産額)	ア. 8,355百万円 (H24) イ. 32,373百万円 (H24) ウ. 1,086千万円 (H18)	未公表 (H29年度未予定)	ア. 8,522百万円 (H32) イ. 33,020百万円 (H32) ウ. 1,086千万円 (H31)
確認方法 (時期)	ア. 経済センサス (活動調査) イ. 三重県HPみえDataBox経済基盤	達成率 (目標達成を100とした 中間値時点の進捗)	計画通り進んでいる (関連する統計指標から類推)
		- %	
		方向性	引き続き取り組む

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
1	3-1-①	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	観光戦略課
重点 取組	本市の多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産を、さまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を行います。			
事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-1-①	観光	地域全体で観光客を受け入れる 態勢づくり	観光戦略課
重点 取組	事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域が潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行います。			
事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	3-2-①	農業	高付加価値化の促進	農林振興課
重点 取組	伊賀米、伊賀牛をはじめとする農産物等のブランド力を上げるとともに、6次産業化などの新しいビジネスモデルの導入を支援するなど、農業所得の確保に向けた取り組みを進めます。 環境保全に効果の高い営農活動を実現する農業者に対して支援を行うなど、高付加価値化の取り組みを推進し、地域活性化につなげます。特に「伊賀市菜の花プロジェクト」を推進し、循環型社会のモデルを構築していきます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
4	3-2-①	農業	担い手農家・集落営農等への支援	農林振興課
<p>集落の農地を集落ぐるみで維持管理し、経営発展をめざす集落営農組織等の生産活動を支援するなど集落営農組織の強化に向けた取り組みを進めます。また、認定新規就農者や認定農業者を支援し優良農地の集積と高度利用を進めます。</p> <p>中山間地域では中山間地域等直接支払事業への取り組みを支援します。</p> <p>新規就農者確保に向けて、関係団体との連携により支援体制を構築するなど就農しやすい環境を整備します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
5	3-2-①	農業	有害鳥獣被害への対策	農林振興課
<p>鳥獣害対策は、集落ぐるみの取り組みが重要であることから、集落ぐるみで有害鳥獣の侵入を防ぎ、被害を防除、軽減する取り組みを支援し、農業経営の安定化、住環境の向上を図ります。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
6	3-2-①	農業	畜産振興事業	農林振興課
重点 取組	<p>畜産農家の経営の安定化を図るとともに、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病の防疫対策の徹底と伊賀牛の肉質向上対策に取り組み、伊賀牛のブランド化をさらに進め、畜産振興に努めます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
7	3-2-①	農業	農業・農村の多面的機能維持向上への支援	農村整備課
<p>「安全・安心な食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため多面的機能支払交付金事業などにより地域の共同活動を支援します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
8	3-2-②	森林保全・林業	間伐等の森林施業の促進	農林振興課
<p>森林の多面的機能の発揮と森林資源の継続的利用ができるよう、間伐及び間伐にかかる搬出に対し助成を行うなど、森林施業の促進を図ります。また、地域住民の暮らしにかかわりの深い森林保全、特に里山林の整備や保全活動を支援します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
9	3-2-②	森林保全・林業	木材の利用促進	農林振興課
重点 取組	<p>木材価格の低迷に対応するため、流通システムの検討と木材資源をすべて有効に利用するための木質バイオマス利用を推進します。</p> <p>公共施設への伊賀産材の利用推進をはじめとして、木材の地域内利用を促進します。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
10	3-2-②	森林保全・林業	担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進	農林振興課
<p>団地化等による施業の合理化が進められるよう、森林の境界明確化や森林経営計画の作成に対し支援を行い、林業経営を担う認定林業事業者等の育成に取り組みます。</p>				

《基本目標1》男女問わず希望どおり働くことができる伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策

1-④

就業、人材育成支援、雇用のマッチング

概要

伊賀地域の雇用情勢は、有効求人倍率は改善の傾向にあるものの、労働力需給のミスマッチや非正規雇用の増加傾向がみられます。一方で、企業においては人材の流動化により、企業内での人材育成力が弱まり、人材の不足感が高まっていると言われています。

インターンシップや合同就職セミナーの充実及び大学進学を希望している高校生に対する地元企業の周知を図ることにより、地元企業への就職率を向上させるとともに、多様な就業形態を必要とする女性、障がい者、中高年齢者などが希望する仕事に就けるようにするための職業能力の開発や就業へのマッチング支援を行うことにより、就業率の向上を目指します。

また、人口減少に伴って増え続ける地域課題の解決や活力維持の観点から、地域産業（農・林・商・工業）における後継者や新たな担い手の発掘、人材育成（技術）を支援することにより、「地域をつくる人」を育てます。

課題

- 労働力需給のミスマッチ
- 人材育成力の低下

取組の視点

- 就労支援体制の確立
- 人材育成支援

KPI
指標

	現状値（基準年度）	中間値（基準年度）	目標値（基準年度）
ア. 就業率（1－完全失業率）	ア. 95.5%（H22）	未公表 （H29年度未予定）	ア. 96.0%（H32）
確認方法 （時期）	ア. 国勢調査（翌々年度）	達成率 （目標達成を100とした 中間値時点の進捗）	計画通り進んでいる （関連する統計指標から類推）
		- %	
		方向性	引き続き取り組む

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
1	3-4-①	産業立地	企業立地促進事業	商工労働課、産業集積開発課
重点 取組	高付加価値産業の形成を図るため、既存の民間遊休地等への企業誘致を推進するとともに、民間主導の産業用地開発をサポートし、産業の活性化を促進します。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-5-①	雇用・就業	高齢者、若年者の職業相談事業	商工労働課
	高齢者職業相談やシルバー人材センターの事業活動への支援を通じて、高齢者の就業を促進します。 若年者に対しては関係機関と連携し、「いが若者サポートステーション」での自立訓練、就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	3-5-①	雇用・就業	障がい者、女性の就労支援	商工労働課
<p>障がい者の雇用促進を企業に働きかけるとともに、市内定着に向けたハローワークの就職面接会や就職情報の提供を行います。 女性が働き続けることができるよう、企業での職場環境づくりの取り組みを普及・啓発します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	3-5-①	雇用・就業	人材育成等の促進	商工労働課
<p>非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施する事業主に対して、国の助成金制度の周知、広報を行います。 地元での就職を希望する学生や求職者に対し、市内企業との情報交換の場として「合同就職セミナー」を開催します。</p>				

《基本目標1》男女問わず希望どおり働ける伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援①【就職する・はたらく】

政策

1-⑤

ICT等の利活用による地域の活性化

概要

本市は市全域において民間ケーブルテレビ会社によるブロードバンド網が整備されていることや、地理的に近畿圏と中部圏のほぼ中央に位置し、名阪国道が市の中央を通っていることなどから、次世代物流システムなどICT産業の拠点としての可能性を有しているといえます。

また、重点施策である観光分野においても、近年増加する外国人観光客への対応などにおいて、ICTの利活用が新たなビジネスや付加価値をもたらす可能性は高いといえます。

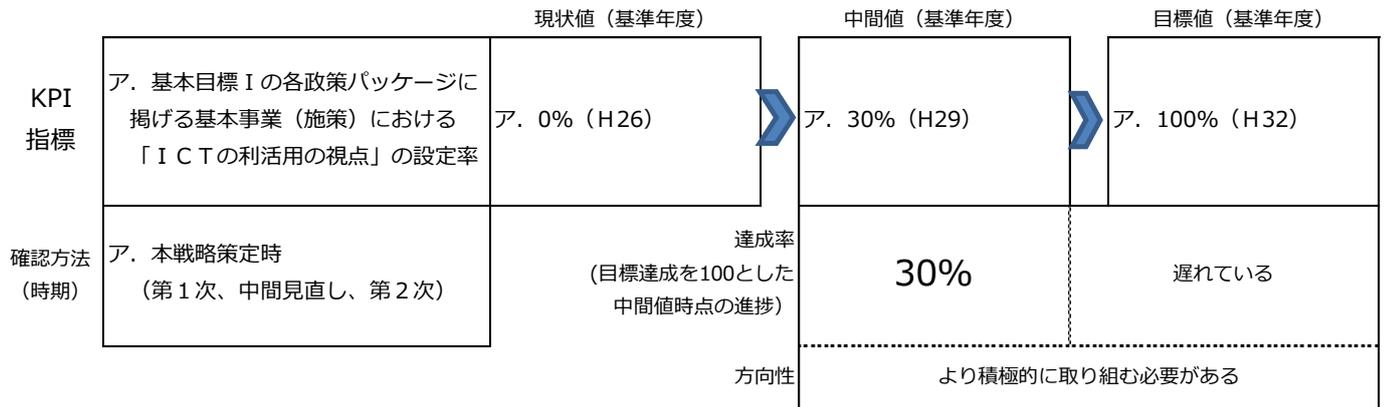
このように、ICTの戦略的な利活用が地域産業にもたらす効果については、非常に高い可能性を秘めているといえることから、今後の各施策、事業の実施・検討において「ICTの利活用」を一つの重要な視点として掲げておくことにより、新たな付加価値や効率化をもたらす、地域経済の活性化や雇用の創出につなげることを目指します。

課題

●各分野の取組における「ICTの利活用」の視点の不足

取組の視点

○基本目標1におけるそれぞれの取組の実施・検討において、「ICTの利活用」を重要な視点として位置づける。



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7-2-④	情報化	行政事務の情報化の推進	広聴情報課
<p>行政サービスの高度化、行政運営の効率化、情報セキュリティの向上をめざして次のとおり情報化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法に対応するため関係システムの改修・構築を行います。 ・内部情報系システムの更新までの措置として、使用するOSの仮想化を行います。 ・総務省の方針に従い情報システムの強靱化対策(ネットワークの分離・基幹系システムへの二重認証導入)を実施します。 ・内部情報系システムについて、公会計導入に合わせ新システムの導入を進めます。 				

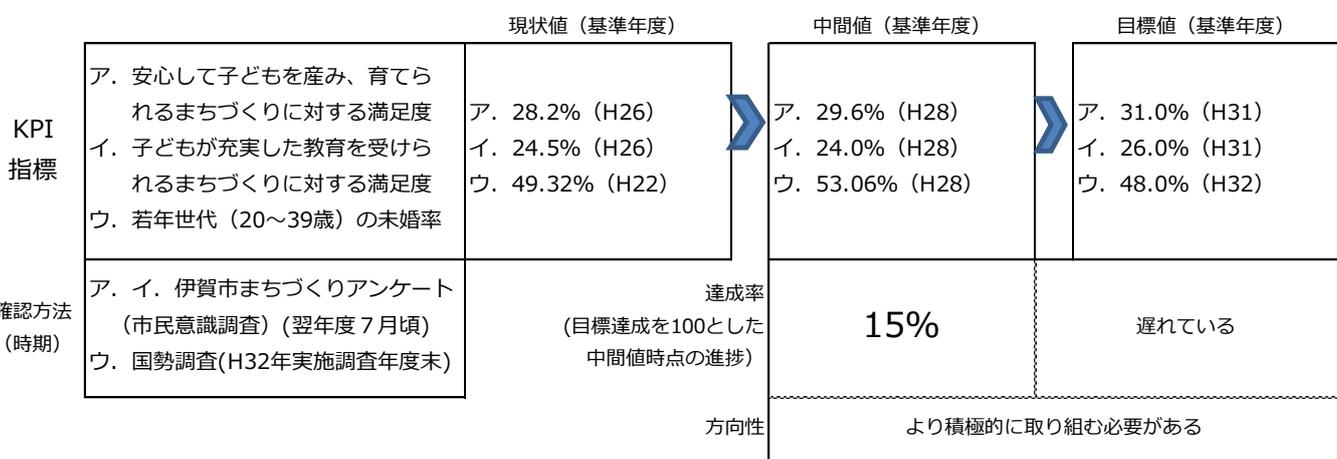
《基本目標2》安心して子どもを産み、育てることができる伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援②【出会う・結婚する・産む・育てる】

政策 **2-①** **結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援**

概要
 核家族化の進行などにより、妊娠から出産、子育てについて不安や悩みを感じている人が増加しています。相談体制の充実や経済的な負担の軽減など、切れ目のない総合的な支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます。
 また、「出会いがない」「理想の相手に出会えていない」と感じる未婚者の割合が高いことから、民間企業や商工会議所などと連携し、出会い・結婚サポートに関する取組を進めます。

課題
 ●子育てに関して不安や悩みを感じる人の増加
 ●出会いの場が少ないことによる未婚率の上昇

取組の視点
 ○妊娠から出産、子育てに至るまでの不安や悩みの解消
 ○出会いの場の機会拡大



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	1-3-①	子育て・少子化対策	子育て相談支援事業	こども未来課・健康推進課
重点取組	子育て等において不安や悩みを抱える保護者、ひとり親、また、支援が必要な児童や保護者等の悩みに対し、保健師、家庭児童相談員、女性相談員、母子父子自立支援員等専門職が相談を受け付け、こども発達支援センターや子育て包括支援センターと連携し、必要な支援機関へつなぐことにより、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない適切な支援を行います。 H29年度から女性統括相談員を新たに配置し、相談体制を強化するとともに、上野南公園に「にんにんパーク」を設置し、平日、仕事等で子育ての相談ができない保護者に相談の場を提供するとともに、同公園芝生広場で幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣を身に付けることを目的とした「からだそだて事業」プログラムを実施しています。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	1-3-①	子育て・少子化対策	子育て支援対策事業	こども未来課・保育幼稚園課 健康推進課・保険年金課
重点取組	児童手当・児童扶養手当等の支給、放課後児童クラブ・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業・子育て支援ヘルパー派遣事業などの子育て支援事業を行うとともに、保育所(園)・幼稚園を運営することにより、仕事と子育てを両立できる支援体制を整えていきます。 また、2015(平成27)年度から、市内全保育所(園)・幼稚園・認定こども園において、幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣を身に付けることを目的とした「からだそだて事業」に取り組んでいます。(忍者の動きをモチーフにした「走る・跳ぶ・投げる・支える等」の動作) こんには赤ちゃん訪問や乳幼児相談、母子保健型利用者支援事業「にんにんサポート」、各種教室等を通じて子育てへの支援を実施していきます。 子ども医療費等の助成については、2018(平成30)年度から、就学前児童を対象に所得制限を撤廃し、医療機関等の窓口での支払いを無料化することで、安心して医療が受けられる体制を整え、子育て世代を重点的に支援していきます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	1-3-①	子育て・少子化対策	少子化対策事業	こども未来課・健康推進課
重点取組	<p>結婚を希望する人に対する「であい」から「結婚」へのきっかけづくりのお手伝いなど、結婚へのサポート事業を行います。結婚サポート事業を実施する団体に対し、助成を行います。</p> <p>2018（平成30）年度以降は、2017（平成29）年度に策定する「伊賀市結婚支援実施計画」に基づき事業を進めます。</p> <p>不妊治療への助成や妊婦健康診査費用助成により、経済的負担の軽減を行うとともに、母親及び家族に対し妊娠中からの切れ目のない支援を行います。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
4	5-3-①	学校教育	地域とともに学校マニフェスト推進事業 (学校経営品質向上事業)	学校教育課
	<p>確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱に、子どもたちの自立をめざすために取り組むべき努力目標、具体的な取り組み内容等を学校（園）マニフェストとして作成し、保護者や地域の方に公表し、評価を受け、改善を行い、学校（園）経営の質の向上に努め、保護者・地域に信頼される学校・幼稚園づくりをめざします。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
5	5-3-①	学校教育	学力向上等推進事業	学校教育課
	<p>確かな学力の形成を図り、子どもたちの進路保障に努めます。学力向上に向けては、伊賀市学力向上プロジェクト委員会機能の強化、教職員研修体制の充実、教育アドバイザーの派遣を行うことで、教師の授業力や児童生徒の学習意欲の向上に努めます。また、「家庭学習・読書の手引き」を活用し、保護者と連携して、学力向上の取り組みを推進します。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
6	5-3-①	学校教育	人権同和教育推進事業	学校教育課
重点取組	<p>部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さず、多様性を尊重し合える実践的な児童生徒の育成に向けて、各校・幼稚園における子どもや地域の実態をとらえながら、幼稚園・小中学校の系統的な学習を推進します。</p> <p>人権講演会や研修会の実施など、教職員一人ひとりが自らの人権意識や感性を磨く研修の機会を大切に、差別のない、人権が尊重される学校・幼稚園づくりをめざします。あわせて、取り組みを保護者・地域住民にも発信し、啓発に努めます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
7	5-3-①	学校教育	キャリア教育推進事業	学校教育課
	<p>児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面するさまざまな課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じて実施します。</p> <p>郷土教育を推進し、本市の素晴らしさを語り、ふるさと伊賀を担うことができる力を育てるため、郷土教材を作成し、地域人材等を有効に活用します。</p> <p>主権者意識を養うとともに、社会の形成に参画していく意識を高めるよう、主権者教育を進めます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
8	5-3-①	学校教育	児童生徒支援事業	学校教育課
	<p>障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。また、こども発達支援センターと連携しながら、適切な支援や望ましい就学指導をめざします。さらに、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、学校・学級に応じた教育支援員の配置に努めます。</p> <p>「伊賀市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期解決に向け、学校・家庭・地域が連携していじめ問題に対応します。</p> <p>いじめやネットトラブル等の問題行動を早期に把握し、関係機関との連携及び教職員の共通理解を図り、指導体制を確立して指導にあたります。また、教育相談等を通じて共感的理解に努め、児童生徒の持つ生活課題を正しく把握し、その早期解決に努めます。</p>			

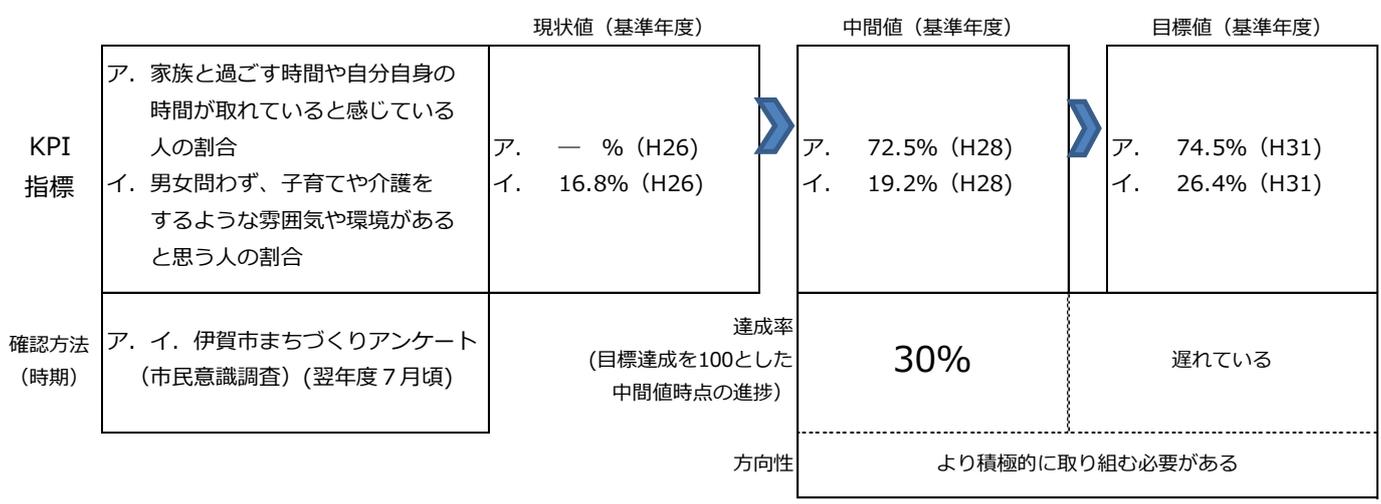
《基本目標2》安心して子どもを産み、育てることができる伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援②【出会う・結婚する・産む・育てる】

政策 **2-②** **ワークライフバランスの実現（働き方改革）**

概要 みえ県民意識調査によると、父親の育児参画に対する考え方について、若い世代ほど積極的な参加を希望しています。
市内事業者に対して働き方改革を通じて仕事と家庭生活の両立支援を推進し、男女問わず子育てや介護を担うことができる雰囲気や環境があると思えるまちづくりを目指すことにより、若い世代が望むワークライフバランスを実現します。

課題 ●父親の育児参画に対する事業所側の協力が不十分
●女性の社会的地位が低い

取組の視点 ○事業所側の意識改革
○固定的な性別役割分担意識の払拭



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	5-2-①	男女共同参画	ワーク・ライフ・バランスの推進	人権政策・男女共同参画課
重点取組	事業者に対し、企業訪問やイクボス講座などのセミナー開催時に、働き方改革を通じた、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援にかかる制度の定着及び利用促進について働きかけます。 家庭生活において仕事と生活が両立できるよう、男女の固定的役割分担意識の解消に向けた研修会などを実施します。			

《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策 **3-①** **市民が主体となった伊賀流自治のしくみによるまちづくり**

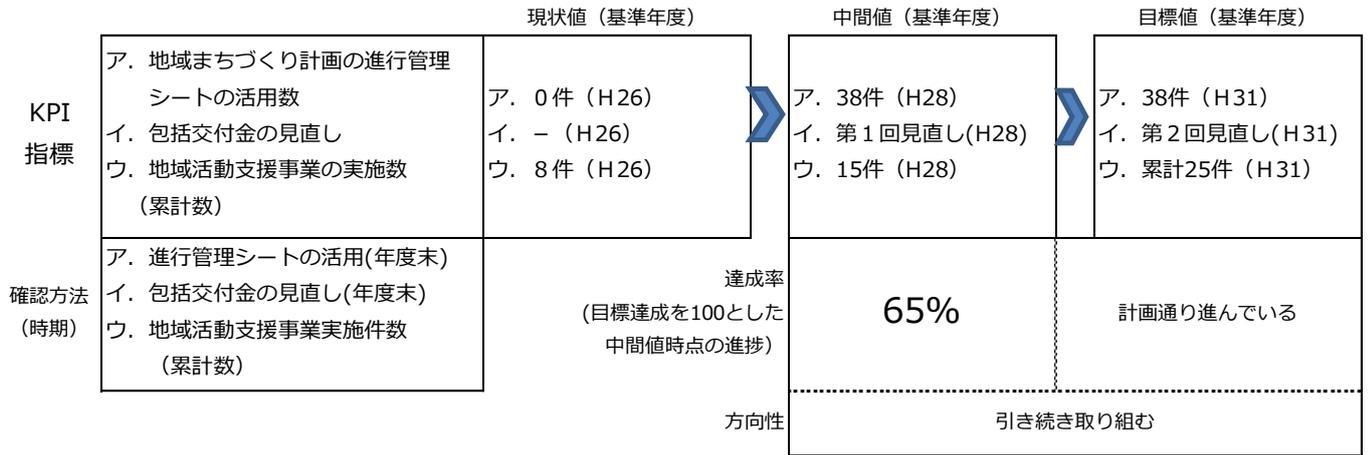
概要 本市には全国に先駆けて取り組んでいる自治基本条例に基づく市民主体によるまちづくり（伊賀流自治）のしくみがあります。中山間地域におけるコミュニティの維持など各地域の課題に対して、住民自らが責任を持ち、自ら考えることにより解決していくため、行政をはじめ各機関が連携しサポートするしくみを推進することにより、地域の活力を維持し持続可能な地域を形成します。

課題

- 地域まちづくり計画の進行管理ができていない
- 包括交付金の見直しができていない
- 地域活動支援事業の活用が少ない

取組の視点

- 地域まちづくり計画の進行管理シートを作成し地域課題の解決に向けたしくみを推進する
- 包括交付金の見直し
- 地域活動支援事業の推進



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7-1-①	地域内分権	自治基本条例の周知・啓発	総合政策課
本市のまちづくりの基本となる伊賀市自治基本条例について、その内容をより多くの市民等へ周知・啓発を行います。また、条例運用上の課題や社会経済情勢等を踏まえ、伊賀市自治基本条例の見直しを行います。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	7-1-①	地域内分権	連携・協働によるまちづくりの推進	総合政策課
重点取組	市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政など、地域を支える多様な主体がガバナンスによるまちづくりを行うため各団体等への支援を行うとともに、各主体との情報共有を進めるため、市政懇談会の開催や出前講座などを行います。市と各住民自治協議会等が協働し、策定した各支所単位の地区振興計画については、自治組織や関係団体等と連携し、計画の進行管理や見直しを行います。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	6-4-①	住民自治	住民自治促進事業	地域づくり推進課
<p>住民自治協議会が持続可能な活動を行うため、組織の基盤強化と「地域まちづくり計画」の見直し等を目的とした研修会を実施します。あわせて、「地域担当職員」、「地域包括交付金」などの、行政からの人的・財政的支援のあり方を検討します。</p> <p>行政の地域窓口としている地区市民センターについては、住民自治活動拠点となる自治センターとして、指定管理者制度の導入をめざします。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	6-3-①	市民活動	市民活動支援事業	地域づくり推進課
重点 取組	<p>市民の自主的なまちづくり活動を支援し、個性的で魅力あふれる地域づくりを推進するため、「地域活動支援事業」の実施と、成果報告会において効果等を検証し制度の充実に努めます。</p> <p>また、市民活動団体が安定的、継続的に活動していけるよう、法人化やコミュニティビジネス、団体の組織、事業、資金調達力等の基盤の強化の支援を進めます。</p>			

《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策

3-②

多核連携型の都市構成と交通ネットワークの整備

概要

人口減少、少子高齢化が進み、社会情勢も大きく変化するなか、これまでの拡大・成長に下支えされたまちづくりのシステムを見直し、高密度で効率的なコンパクトなまちづくりと公共交通等とが組み合わせられた将来的に持続可能な都市構成にすることが求められています。本市特有の自然環境や都市の姿を継承し、医療・福祉・子育て・商業等の生活サービスを提供する都市機能の集約と地域特性に応じたコミュニティの確保に向けたその周辺部への居住の誘導による地域拠点の形成、そして地域を支える多様な連携と交通ネットワークの構築を一体的に推進することが重要です。

城下町のたたずまいを残す本市の広域的拠点である中心市街地は、歴史や文化の集積地であるとともに、市内地域拠点との交流の場となります。まちづくり会社や中心市街地活性化協議会などと連携し、ハイトピア伊賀や駅前広場などの施設をはじめ、まちなみの保全、町家の利活用など地域の資源を活かした伊賀の魅力発信を行うことにより、地域商業を守り育て、市内地域拠点との連携による新たな起業の場・機会を提供すると同時に、それらを結ぶ交通インフラの維持に向けて、利用促進施策の実施や各種交通機関の効率的、効果的な運用・支援に取り組めます。

課題

- 空き店舗の増加による商業基盤の低下、商店数の減少
- 中心市街地と周辺地域との交流の希薄化
- 鉄道、バスの利用者が少なく、路線の維持等に経費がかかっている

取組の視点

- 空き店舗を活用した魅力ある店舗の創出、新たな起業者支援
- 城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成
- 魅力ある中心市街地と地域拠点とを結ぶ交通ネットワークの整備
- 伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく交通施策の推進

	現状値（基準年度）	中間値（基準年度）	目標値（基準年度）	
KPI指標	ア. 中心市街地の歩行者・自転車通行量 イ. 商業活性化重点軸（上野市駅前及び本町通周辺）の小売年間販売額 ウ. 公共交通機関の利用者数 i. 市内バス年間利用者数 ii. 市内鉄道駅年間利用者数	ア. 4,421人（H27） イ. 2,515百万円（H27） ウ. i. 693,100人 ii. 3,045,710人（H27）	ア. 4,827人（H28） イ. 2,326百万円（H28） ウ. i. 650,504人 ii. 2,994,331人（H28）	ア. 4,600人（H32） イ. 2,550百万円（H32） ウ. i. 720,000人 ii. 3,252,000人（H32）
確認方法（時期）	ア. 歩行者・自転車通行量調査（年度末） イ. 小売年間販売額調査（翌年度8月頃） ウ. 各交通事業者による実績報告（翌年度）	達成率 （目標達成を100とした中間値時点の進捗）	25%	遅れている
		方向性	より積極的に取り組む必要がある	

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	3-3-①	中心市街地活性化	街なみ環境整備事業・市街地整備推進事業	中心市街地推進課
歴史的な町並みに調和した道路美装化や、コミュニティ施設の整備等、訪れる人や市民が楽しくなる空間づくりを行います。また、町家の保全や活用に取り組むことで歴史的な城下町のたたずまいを守ります。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-3-①	中心市街地活性化	中心市街地活性化事業	中心市街地推進課
重点取組	伊賀市中心市街地活性化基本計画の認定に際し設立された㈱まちづくり伊賀上野や中心市街地活性化協議会と連携しながら、民間主体の核となる活性化事業の掘り起こしをサポートし、第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の認定を含めた国・県等の支援を有効に活用しながら中心市街地の活性化に取り組みます。また、これと連携して、現庁舎地を平日・休日・昼夜を問わず賑わいの核となるような施設の検討を推進します。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	3-3-②	商工業	商工業活性化支援事業	商工労働課
重点取組	中心市街地や地域の拠点において、賑わいを創出するための意欲ある商店街等の販促活動を支援するとともに、空き店舗等を活用して魅力ある集客施設を開業する事業者や、既存店舗の機能強化や販売促進に取り組む事業者に対し支援を実施します。事業者の意欲を高揚させ、新たな事業展開の創出を図るため、優良な伊賀産品とその生産等に携わる事業者を伊賀ブランドとして認定し、優先してPR・推奨し販路拡大をめざします。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
4	4-1-①	都市政策	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	都市計画課
重点取組	上野市街地とその周辺を広域的拠点とし、交通結節点や各地域の日常生活の中心拠点である支所周辺を地域拠点として位置づけ、これらを公共交通等で結ぶことにより、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な「多核連携型の都市構成」をめざします。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
5	4-1-①	都市政策	良好な景観形成の促進	都市計画課
重点取組	景観に関する市民意識の高揚を図ります。 本市の魅力の一つとして活用するため、自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざします。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
6	4-2-①	道路	道路改良事業	建設1課、建設2課、都市計画課
重点取組	工事コスト縮減に努め、重要度や優先順位を的確に判断し、住民のニーズとのバランスをとりながら道路整備の進捗を図ります。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
7	4-2-②	公共交通	地域バス交通確保維持事業	交通政策課
重点取組	高齢者や障がいのある人などの移動制約者を含むすべての人が安全・安心かつ公平に移動できるよう、交通事業者や地域と連携し安定的で持続可能な交通サービスの提供により、市民の生活交通確保に努めます。 本市が自主運行するバス事業については、利用実態やニーズに合わせた運行ダイヤやルートとするなど効率的な運行を図ります。交通事業者や行政による交通サービスを補完するしくみとして、地域運行バスなどの新たな運行方法の導入を推進します。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
8	4-2-②	公共交通	鉄道網整備促進事業	交通政策課
重点 取組	<p>J R 関西本線亀山加茂間、J R 草津線の線区及び沿線地域の活性化のため、沿線地域のまちづくりと連動し、電化及び複線化整備、自己充電型バッテリー車両の導入実験、駅施設の整備、交通系 IC カード の導入など、幹線鉄道としての機能向上をめざし、関係自治体や整備促進団体、鉄道事業者等と連携しながら取り組みます。</p> <p>近鉄大阪線は、運行ダイヤ改善等利便性確保のため、鉄道事業者への働きかけと連携協力を努めます。</p> <p>リニア中央新幹線の建設促進は、当市の将来にその効果が十分発揮されるよう、建設促進団体や関係自治体等と連携して取り組みます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
9	4-2-②	公共交通	伊賀線活性化促進事業	交通政策課
重点 取組	<p>伊賀線を永続的に維持していくため、市が鉄道事業の主体の一つとして参画します。このことにより、観光施策や土地利用施策など伊賀線を市のまちづくり施策の中で活かす取り組み、四十九町地内への新駅整備、関連する他の鉄道路線やバス路線とのネットワーク形成と機能強化などによる需要創出や利用促進を図ります。</p> <p>市民や地域の各主体と連携し、伊賀線を守り育てるマイルール意識の醸成を図ります。</p>			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
10	2-3-②	上下水道	下水道事業	上下水道部
重点 取組	<p>生活排水処理施設整備率のさらなる向上をめざし、それぞれの地域特性に対応した整備手法（伊賀市生活排水処理施設整備計画）により整備を進めます。</p> <p>公共用水域の水質を保全するため、施設的良好な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化、機能強化を図ります。あわせて、集合処理認可区域以外の地域においては、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進します。</p> <p>経営面では、下水道事業についても2017（平成29）年度から地方公営企業法の適用を受け、上下水道事業の経営基盤の強化を図ります。</p>			

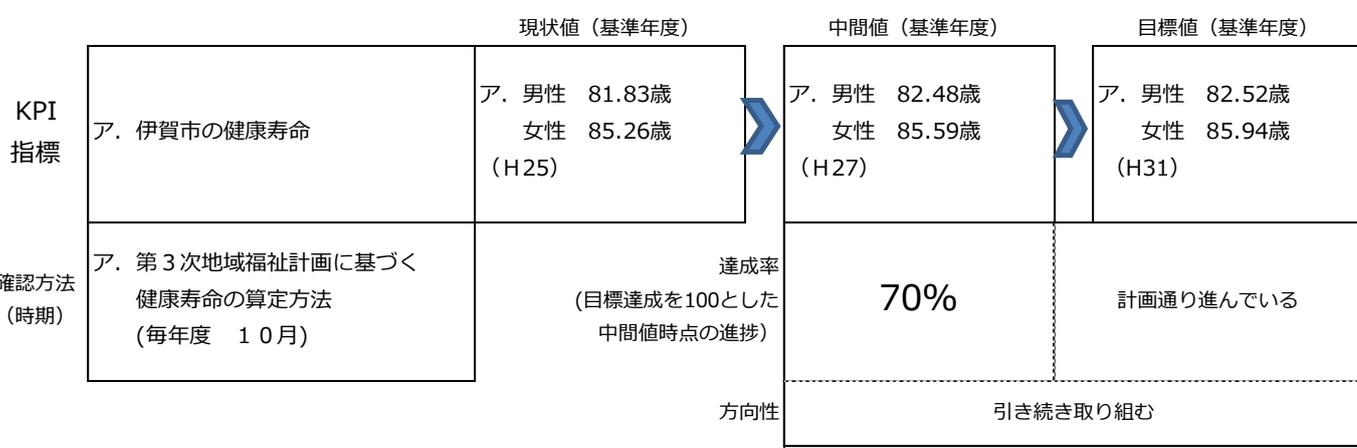
《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策 **3-③** 健康で、安心な医療・介護が受けられ、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

概要 全ての市民が心身ともに健康で自分らしく暮らし続けるため、保健・医療・福祉分野の専門職が連携し、必要な医療・介護が必要な時期に必要なサービス量が提供される体制を目指します。また、市民の健康意識を醸成し、健康づくりや介護予防などに関する諸活動を促進することにより、健康寿命の延伸を図ります。

課題 ●全国平均よりも健康寿命が短い

取組の視点 ○ライフステージごとの生活習慣病などへの取組



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	1-1-①	健康づくり	健康相談事業	健康推進課
市民一人ひとりの心身の健康に関する相談に応じ、必要な助言や指導を行います。その際、個別面接、電話相談、家庭訪問など市民のニーズに応じて、気軽に相談ができる体制をつくります。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	1-1-①	健康づくり	健康教育事業	健康推進課
すべての市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、出前講座や健康教育・講座を通じて、生活習慣病予防、運動・食育・歯と口腔、こころの健康などに関する知識の普及や情報提供を行います。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	1-1-①	健康づくり	健康診査事業	健康推進課
疾病の早期発見・早期治療のため健康診断や各種がん検診等を受診できるよう健(検)診機会の拡大を図ります。また、健(検)診の目的や必要性について広く周知・啓発していくとともに、健(検)診を受けやすい環境整備に努めます。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	1-1-①	健康づくり	健康増進事業	健康推進課
市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って健康的な生活習慣を身に付け実践につながる取り組みができるよう、地域・団体や企業などと連携し、健康づくりを推進します。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
5	1-1-②	医療	救急医療体制整備事業	医療福祉政策課
市民が安心して適切な医療が受けられるよう、関係機関への支援や定期的な協議を行い、地域完結型の一次救急・二次救急医療体制の維持・確保を図ります。 救急医療や応急処置、健康づくり、メンタルヘルスなどの相談に24時間対応する救急・健康相談ダイヤル24事業により、市民の安心を高めます。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
6	1-1-②	医療	在宅医療の促進	医療福祉政策課
地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・福祉ニーズのある人が、在宅で暮らし続けられるように、医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー・社会福祉法人などの専門職と行政で構成する「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を立ち上げ、2025年問題や在宅患者支援のしくみづくりの検討を進めています。 平成29年度から、“お薬手帳”を活用した在宅患者サポートを実施しています。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
7	1-1-②	医療	地域医療体制の推進	医療福祉政策課
重点 取組	少子高齢化、人口減少が進むなか、医療ニーズの急増が見込まれる2025年の医療、介護需要量や提供量の推移などを調査研究し、市民が安心して2025年を迎えられる多職種連携による地域医療のしくみづくりを進めます。 2017（平成29）年10月に、2025年に対応できる地域医療へシフトするための施策を「伊賀市地域医療戦略2025」としてまとめました。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
8	1-2-②	障がい者支援	障がい者福祉施設整備、医療費助成事業	障がい福祉課・保険年金課
障がいのある人が、住み慣れた本市において、自分らしく安心して生活できるように、障がい福祉施設の整備等に関する支援、社会参加の推進をめざしている当事者団体への助成を行います。 福祉医療費助成制度では、障がい者（児）が必要に応じ、安心して適切な医療が受けられるよう、医療費の助成を行い制度の充実と適正化を進めます。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
9	1-2-③	高齢者支援	介護保険サービス	介護高齢福祉課
介護保険サービス事業者によるサービスに加えて地域サロンなど地域住民による見守りや趣味やスポーツを通じて行う健康づくりなどを充実させ、軽度者への支援を行います。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
10	1-2-③	高齢者支援	地域自立生活支援事業	介護高齢福祉課 地域包括支援センター
<p>高齢になっても認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の理解と予防策・加齢による心と身体の変化等に関する研修会を開催し、高齢者自身が加齢による変化を受け入れ、自身の課題を前向きにとらえるとともに、地域住民による見守り体制の強化に努めます。また、調理が困難な高齢者には、配食サービスによる栄養改善と合わせた見守り支援を行います。高齢者虐待防止法の周知を図るために、専門職や民生委員児童委員等を対象とした研修会を開催します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
11	1-2-⑤	社会福祉・地域福祉	地域福祉推進事業	医療福祉政策課
<p>制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を推進しています。</p> <p>地域の生活課題解決に向けた検討の場となる協議体の設置は、伊賀市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となって住民自治協議会単位で進めており、引き続き、社会福祉法第109条により地域福祉活動を行う社会福祉協議会への財政支援を行い、福祉のまちづくりを推進していきます。</p>				

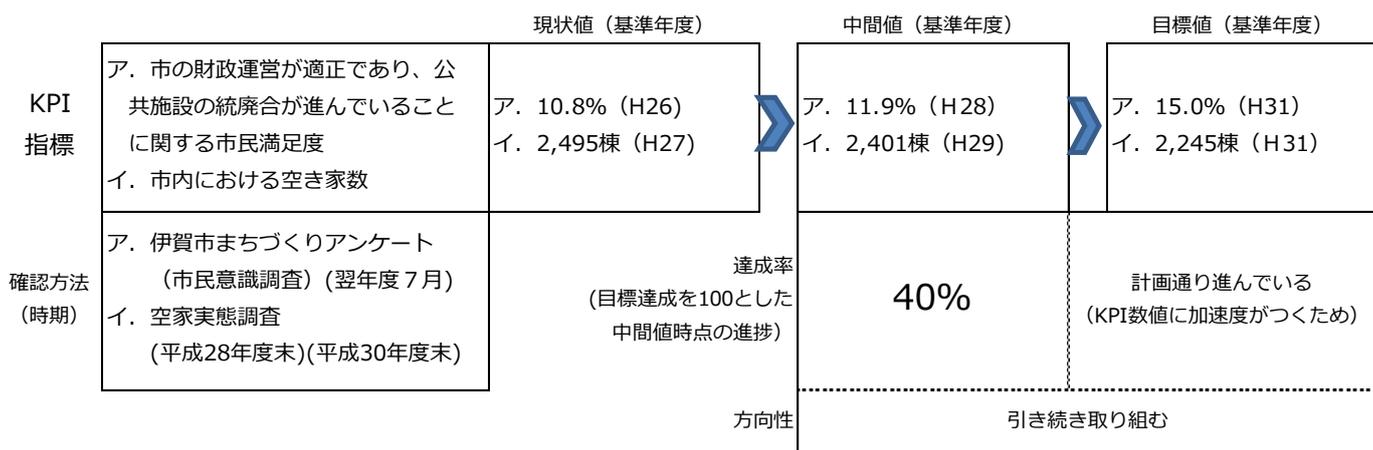
事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
12	1-2-①	福祉総合相談	福祉総合相談	地域包括支援センター 福祉相談調整課
<p>近年、社会的孤立を背景として、介護や障がい、子育てといったことにとどまらず、世帯全体の生活困窮やひきこもりなど、住まいや雇用に関することを含め、困りごとの複雑化がすすんでいます。</p> <p>このため、平成28年度から相談支援包括化推進員を配置し世帯の複合課題に丸ごと対応できる福祉総合相談支援体制の強化を図っています。複合課題に対応するための研修を計画的に実施し、担当職員の対応力向上を図ります。</p> <p>また、行政各課がお互いの役割についての理解を深め連携を強化し、市役所全体での対応力向上のため、関係各課からなる事例検討会を定期的に開催します。</p> <p>地域ケア会議への医療職種の参画を推進し「保健・医療・福祉の連携検討会」や多職種事例検討会等の機会を利用し、医療職種との連携の強化を図ります。</p>				

政策 **3-④** **人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化**

概要 本市は「他市と比較して施設の保有量が多く、老朽化が進行している」「人口減少と少子高齢化が一層進行していく」「施設の更新費が増大していく」という現状認識の下、「公共施設最適化方針」に基づく「公共施設最適化計画」により、3R（Reduce：総量の縮減、Remix：機能の複合化、Run：運営の適正化）の考え方に立った施設の最適化を図りながら、新たな施設の整備においてはPPP/PFI等による効率化に向けた幅広い検討を行っていきます。

また、市内の空き家問題等の民有資産における課題に対して、空家対策特別措置法の施行に伴う地域生活環境の維持保全の観点からの適正管理の取組に加え、関係団体や地域との連携による空き家バンク制度やリノベーション支援などの取組、さらに空き家を地域資源として捉え地域活性化の資源として利活用するため、部課横断的な体制づくりや新たな施策の検討を行います。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●合併に伴う類似・余裕施設の老朽化 ●適切な管理の行われていない空き家の増加 	取組の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の総量縮減 ○空き家対策の推進 ○地域活性化の資源として活用
-----------	---	--------------	---



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7-2-①	財政運営	公有資産の有効活用	管財課
伊賀市公共施設最適化計画に基づく実行計画を遂行し、施設の最適な配置と管理運営に努めます。 公有財産については、将来の必要性を十分に見極めたうえで、普通財産の売却処分や、貸付による有効利用を推進します。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	4-1-②	住環境整備	空き家の適正管理の推進	市民生活課
重点取組	特定空家等と判定されたものについては、法に基づき措置を行います。 放置空き家を減らすため、空き家化の予防や空き家の適正管理について啓発を行うとともに、空き家の利活用を促進します。 また、歴史的・文化的な町並みの保存・継承の観点から、民間活力などを活用して歴史・地域・観光資源でもある空き家の再生を進めます。			

《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策 **3-⑤** 広域的な連携による経済・生活圏（ビッグ伊賀）の再形成

人口減少社会において、すべての都市機能を1つの自治体で保有することが難しくなっていることから、広域的な視点により、複数の自治体で都市機能の役割分担を行いながら、圏域全体で人口のダム機能を保持する必要があります。

概要 これまでから取り組んでいる名張市との広域行政連携に加え、伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議（いこか連携推進プロジェクト）における取組や、本市を中心市とする定住自立圏の形成推進など、近隣自治体との連携を強化し、圏域での人口減少対策に取り組みます。

課題 ●すべての都市機能を1つの自治体で保有することが難しくなっている。
 ●都道府県、市町村間の行政界の垣根

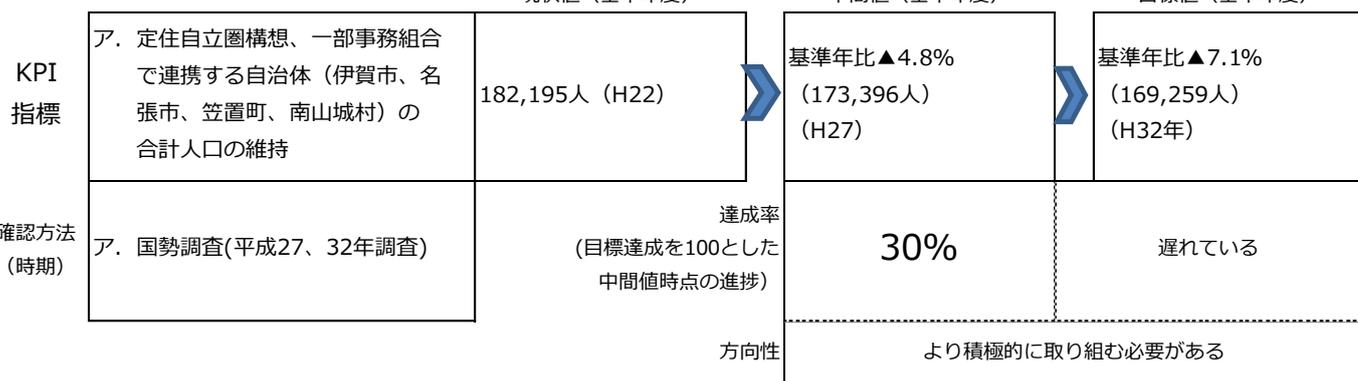
取組の視点

○広域的な視野に立ち、近隣自治体間で人口のダム機能を保持する
 ○行政区域を越えた交流・連携

現状値（基準年度）

中間値（基準年度）

目標値（基準年度）



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	7-2-③	広域連携	広域連携の推進	総合政策課
伊賀圏域全体の生活・経済機能を高め、持続可能なまちづくりに向けて設置している、名張市との一部事務組合については、両市の意向や社会経済情勢などを踏まえ、広域連携のあり方等を検討します。 各自自治体の政策課題等に対応するため、県境を越えて連携し、設置している「伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議」では、具体的な連携事業の実施など、取り組みを深化させるため、各自自治体との連携・調整を進めます。				

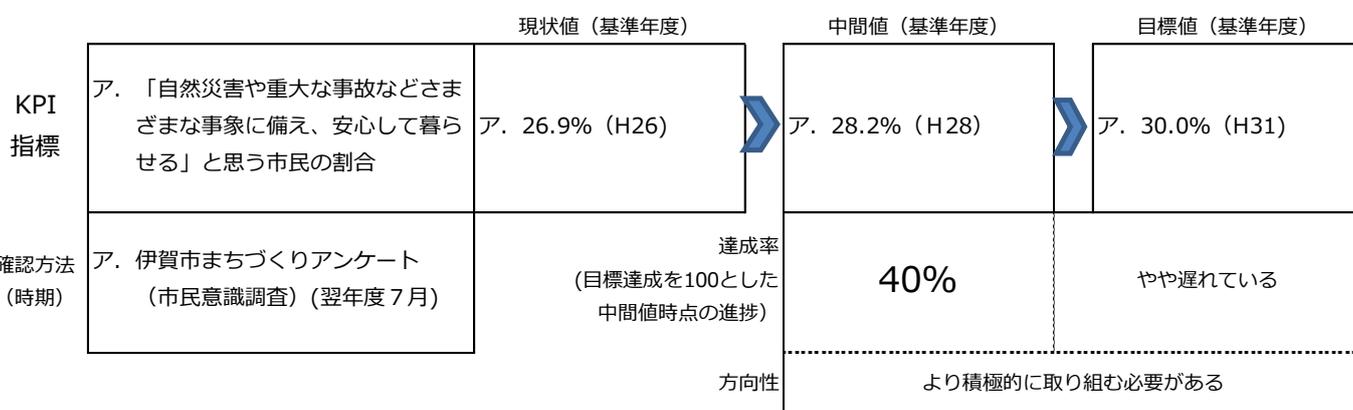
事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	7-2-③	広域連携	定住自立圏推進事業	総合政策課
本市を中心市とした定住自立圏の推進については、圏域全体における人口ダムの形成を推進するため、京都府笠置町、南山城村と締結した定住自立圏形成協定に基づく「伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン」により、連携・協働して各種施策に取り組みます。さらに他の近隣市町村に対しては、圏域形成への参画について引き続き働きかけます。				

《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策 **3-⑥** **住民が地域防災の担い手となる環境の確保**

概要 人口減少、高齢化社会の進展に伴う、災害等に対する地域コミュニティの弱体化が課題となっており、地域の消防団や自主防災組織の役割が重要性を増しています。ICTなどの新しい技術や伊賀流自治のしくみを活用しながら、住民による地域の防災体制を維持・向上させることにより、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

課題	●人口減少、高齢化等による災害等に対する地域コミュニティの弱体化 ●地域住民の担い手不足	取組の視点	○地域住民による地域防災体制の維持・向上 ○消防団や自主防災組織の組織力の向上
----	---	-------	--



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	2-1-①	危機管理	自主防災組織活性化促進事業	総合危機管理課
自主防災組織の結成時の防災資機材の貸与や、平常時の訓練等の活動経費を補助することや防災訓練等の指導・支援活動を行うことによって組織の活性化を促進し、子どもを含めて地域の防災力を向上させ、減災の効果につなげます。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	2-1-②	消防・救急	非常備消防体制の強化	消防総務課
消防団を中核とした地域防災力の向上を図るため、消防団員の装備品や資機材を計画的に整備するとともに、適正な人員を確保しつつ、処遇改善などを図る計画を検討し、消防団への入団を促進します。				

《基本目標3》生涯住み続けたいと思える伊賀にする
 ライフシーン・ライフステージごとの支援③ 【学ぶ・住む・健康に過ごす】

政策 **3-⑦** 文化スポーツ振興、生涯学習環境と郷土愛の醸成

概要

本市に「住み続けたい」という意識を醸成するためには、「伊賀のすばらしさを理解し、伊賀を好きになること」が重要です。そのため、市内公立小中学校においては、伊賀の自然、歴史、文化を体系的に学ぶ「ふるさと教育」の充実を図り、生涯学習においても、「ふるさと伊賀」を深く学ぶ機会を創出し、地域づくりを担う人材の養成を図ります。また、知識・情報の拠点として市民が気軽に集い、交流できる新しい図書館を整備します。

外国人比率が高い当市の特性に応じ、多文化共生社会の推進のため、拠点施設での活動促進や外国人が地域の一員として参画し地域活性化につながるよう体制づくりを進めます。

俳聖芭蕉生誕の地として、世界に向けた情報発信拠点の整備を図るとともに、伊賀ならではの文化事業を推進します。また、他地域に誇れる市内スポーツ活動の支援や当市を会場として開催される第76回国民体育大会への取組を進めます。

課題

- 「ふるさと教育」教材の整備
- 教育カリキュラムの作成と指導者研修
- 地域づくりを担う人材育成のための知識・情報・交流の拠点の整備

取組の視点

○郷土愛、帰属意識を醸成するためのしくみづくり

	現状値 (基準年度)	中間値 (基準年度)	目標値 (基準年度)
KPI 指標	ア. 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」児童・生徒の割合 小6 45.3% 中3 36.9% イ. 「生涯にわたって学びの機会がもてる」に対する市民満足度 18.0% ウ. 「文化活動やスポーツ活動が活発である」に対する市民満足度 32.9% エ. 「文化の違いを尊重し、多文化が共生する」に対する市民満足度 22.2% (H26)	ア. 小6 39.3% 中3 34.0% (H29) イ. 17.9% ウ. 33.5% エ. 27.2% (H28)	ア. 小6 55% 中3 50% (H32) イ. 25.0% ウ. 40.0% エ. 30.0% (H31)
確認方法 (時期)	ア. 全国学力・学習状況調査 (質問44) (毎年度8月末 (全国学力調査公表時)) イ. ウ. エ. 伊賀市まちづくりアンケート (市民意識調査) (翌年度7月)	達成率 (目標達成を100とした中間値時点の進捗) 20%	遅れている
方向性	より積極的に取り組む必要がある		

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	5-3-①	学校教育	地域とともに学校マニフェスト推進事業 (学校経営品質向上事業)	学校教育課
確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱に、子どもたちの自立をめざすために取り組むべき努力目標、具体的な取り組み内容等を学校(園)マニフェストとして作成し、保護者や地域の方に公表し、評価を受け、改善を行い、学校(園)経営の質の向上に努め、保護者・地域に信頼される学校・幼稚園づくりをめざします。				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	5-3-①	学校教育	学力向上等推進事業	学校教育課
<p>確かな学力の形成を図り、子どもたちの進路保障に努めます。学力向上に向けては、伊賀市学力向上プロジェクト委員会機能の強化、教職員研修体制の充実、教育アドバイザーの派遣を行うことで、教師の授業力や児童生徒の学習意欲の向上に努めます。また、「家庭学習・読書の手引き」を活用し、保護者と連携して、学力向上の取り組みを推進します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	5-3-①	学校教育	キャリア教育推進事業	学校教育課
重点取組	<p>児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面するさまざまな課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じて実施します。</p> <p>郷土教育を推進し、本市の素晴らしさを語り、ふるさと伊賀を担うことができる力を育てるため、郷土教材を作成し、地域人材等を有効に活用します。</p> <p>主権者意識を養うとともに、社会の形成に参画していく意識を高めるよう、主権者教育を進めます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
4	5-3-①	学校教育	児童生徒支援事業	学校教育課
<p>障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。また、こども発達支援センターと連携しながら、適切な支援や望ましい就学指導をめざします。さらに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、学校・学級に応じた教育支援員の配置に努めます。</p> <p>「伊賀市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期解決に向け、学校・家庭・地域が連携していじめ問題に対応します。</p> <p>いじめやネットトラブル等の問題行動を早期に把握し、関係機関との連携及び教職員の共通理解を図り、指導体制を確立して指導にあたります。また、教育相談等を通じて共感的理解に努め、児童生徒の持つ生活課題を正しく把握し、その早期解決に努めます。</p>				

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
5	5-4-①	生涯学習	生涯学習推進事業	生涯学習課
重点取組	<p>若者の社会参画として成人式の運営、中間層世代の参画を促すための初めての講師サポート事業、まちづくりにおける人材育成を目的にした生涯学習大学の開催など市民の学習意欲・社会参画に応じた学習・参画の機会を提供します。また、まちの活性化につなげるため、産学官の連携を推進し、多様な学習機会の提供に努めます。</p>			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
6	5-4-①	生涯学習	図書館活動推進事業	上野図書館
重点取組	<p>図書館の役割や重要性について市民の理解が深まるよう、図書館を利用したイベントなどを企画し、市民のニーズを的確に把握しながら、新しい図書館の整備・充実に向けた市民意識の向上を図り、その実現をめざします。</p>			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
7	5-4-①	生涯学習	子ども読書活動推進事業	生涯学習課・上野図書館
重点 取組	家庭や図書館、学校等のそれぞれが連携し合うことで、子どもが自ら進んで読書に親しめる環境を整えます。また、市内で活動する読み聞かせボランティアグループの育成や支援に取り組みます。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
8	5-4-①	生涯学習	公民館活動事業	生涯学習課
重点 取組	公民館活動のあり方（中央館・地区館・分館）を見直し、市内全域での時代に即した施設運営を進め、市民ニーズに合わせた学習機会や発表の場を提供するとともに、地域で活躍する人材を育成するなど事業推進を行うことにより地域教育力の高揚を図ります。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
9	5-4-②	青少年育成	青少年健全育成事業	生涯学習課
重点 取組	<p>「輝け！いがっ子憲章」の啓発を行います。</p> <p>家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成のため、放課後子ども教室などの地域事業や生涯学習センターの活用などによって子どもの居場所づくりや環境づくりを促進します。また、子どもの居場所づくり等により、家庭及び地域における教育力の向上に努めます。</p> <p>大人が変われば子どもも変わるを基本として、青少年育成団体の活動を支援し、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持った青少年の育成を推進します。</p>			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
10	6-1-①	多文化共生	多文化交流の促進	市民生活課
重点 取組	伊賀市国際交流協会やNPO等と連携し、多文化理解を深めるための講座やイベント等を実施します。また、多文化共生社会を推進するサポーターと協力し、地域や学校等での多文化交流を促進します。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
11	6-1-①	多文化共生	外国人住民支援の充実	市民生活課
重点 取組	伊賀市多文化共生センターにおいて、多言語での相談や生活支援を行うほか、必要な情報を集約し、発信するなど外国人住民への支援の充実を図ります。また、多文化共生にかかる日本人の相談窓口としての機能を充実させ、人や文化の交流を促進します。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
12	6-2-①	文化・芸術	文化・芸術振興事業	文化交流課
重点取組	だれもが気軽に文化芸術を楽しめるよう、機会の充実、市民美術展覧会や市民文化祭の運営を行い、市民の文化・芸術意識の向上を図ります。 市民、芸術団体の活動支援を行い、文化芸術活動の担い手の育成を進めます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
13	6-2-①	文化・芸術	文化施設維持管理事業	文化交流課
	文化芸術活動の拠点となる文化会館などの施設の適切な管理運営を行い、活動内容の向上や施設環境の維持向上に努めます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
14	6-2-①	文化・芸術	芭蕉翁顕彰事業	文化交流課
重点取組	芭蕉翁の顕彰と、芭蕉文学と俳句文芸の調査研究・継承・啓発を行うとともに、俳句の文化的価値を世界へ発信する取り組みを進めます。 芭蕉翁の生誕地として、市民に親しまれ、まちづくりにつながる事業や芭蕉翁記念館の運営を行います。また、人づくり・まちづくりにつながる新芭蕉翁記念館の整備・充実を進めます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
15	6-2-②	歴史・文化遺産	文化財保護事業	文化財課
重点取組	開発にかかわる埋蔵文化財は、発掘調査を実施し記録保存を図ります。 一般文化財は、調査により記録化を図り、保存すべきものを指定・登録します。 史跡は文化財の価値をより高めるために、環境整備や史跡整備、修理を行います。 無形（民俗）文化財は、後継者の育成と道具の修理等を支援します。 有形文化財は、管理者と協議のもと防犯・防災を推進していきます。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
16	6-2-②	歴史・文化遺産	歴史まちづくり事業	文化財課
重点取組	上野城下町、観音提寺と大和街道島ヶ原宿、大村神社と初瀬街道阿保宿の3つの重点区域において、歴史的風致形成建造物を指定し修景助成や、ポケットパーク、まち巡り拠点、古民家再生、道路美化化による歩行者空間の整備など、周辺の歴史的な風致の維持向上に努めます。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
17	6-2-②	歴史・文化遺産	歴史資料の整理・保存・管理事業	総務課
伊賀市史編さんの過程で収集した歴史資料及び市内各施設に残る合併前の公文書等を整理し、将来にわたって活用できるようにするため、公文書館等を設置するなど、保存・管理体制の整備に取り組みます。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
18	6-2-③	スポーツ	スポーツ振興事業	スポーツ振興課
地域が主体となった気軽に楽しむスポーツを推進するため、スポーツ推進委員活動やスポーツ組織・団体活動の支援を行い、生涯を通じて健康な心と体を育みます。 種目別の競技スポーツ活動を奨励するとともに、市民参加型スポーツイベントの開催や魅せるスポーツ活動への支援を行います。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
19	6-2-③	スポーツ	スポーツ施設整備・維持管理事業	スポーツ振興課
伊賀市公共施設最適化計画に基づき、持続可能なスポーツ施設整備を計画的に行います。 スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう維持管理の充実に努めるとともに、必要な修繕・改修を計画的に行います。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
20	6-2-③	スポーツ	三重とこわか国体推進事業	スポーツ振興課
三重とこわか国体（第76回国民体育大会）の開催に向けた準備を進めます。				

《基本目標4》来たい・住みたいと思われる伊賀にする
【移住・交流、シティプロモーションの推進】

政策

4-①

シティプロモーションの推進による新しい人の流れづくり

概要

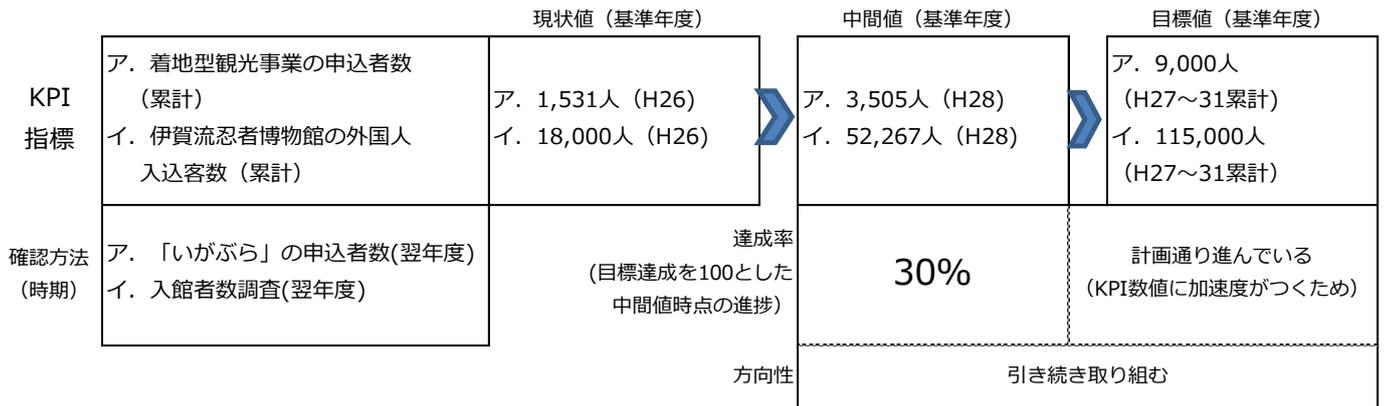
本市への移住者・定住者を増加させるためには、まず伊賀市を知り、訪れる方を増やす必要があります。「観光立市」を掲げる本市は、食・歴史・文化をはじめ、全国に誇るべき多くの地域資源に満ちていることから、おもてなしの心や地域資源を再認識する気運を市民全体で醸成する取組を推進します。それらに加え、基本目標1～3の取組による伊賀市の「まち・ひと・しごと創生」のパッケージを戦略的に発信していくことにより、本市のイメージ向上を図り、交流人口の増加につなげます。

課題

- 情報発信ツールの活用不足
- 行政と民間の横断的な受け入れ体制の不足
- インバウンド受け入れ体制の不備

取組の視点

- 情報発信ツールの整備と活用
- 着地型観光の推進
- インバウンドの誘客を図るための情報発信と、観光案内及びWi-Fi環境の整備



具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	3-1-①	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	観光戦略課
重点取組	本市の多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産を、さまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を行います。			
事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-1-①	観光	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	観光戦略課
重点取組	事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域が潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行います。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	7-1-②	広聴広報	広聴機能の充実	広聴情報課
<p>新たな広聴手法を研究し、市民がより一層市政に参加できる機会の創出を図ります。</p> <p>ホームページのお問い合わせ機能（参声広場）等を活用し、市民の声とそれに対する市の考えをホームページ上で公開して情報を共有しつつ市政への反映を推進します。</p> <p>伊賀市まちづくりアンケートをはじめ、各種アンケートを実施するとともに、ニーズを的確に把握するための手法の改善に取り組みます。</p> <p>各種計画策定等においてパブリックコメントを実施し、市政に市民の声を反映します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	7-1-②	広聴広報	広報活動の充実	広聴情報課
重点 取組	<p>情報通信技術の利活用により必要な行政情報や行政サービスを市民が等しく受けることができるよう、情報通信環境の整備を促進します。</p> <p>広報いが市、行政情報番組、ホームページ、SNSなどの多様な広報メディアやさまざまな手法により、効果的に市内外に向けた情報発信を行います。</p> <p>すべての画面での多言語対応や文字サイズの拡大機能の付与など、だれにでも利用しやすいホームページに改修し、アクセシビリティのさらなる向上と情報発信機能の強化を図ります。</p>			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
5	7-1-②	広聴広報	シティプロモーションの推進	広聴情報課
重点 取組	<p>多様なメディアやツール、手法を戦略的に組み合わせてシティプロモーションを実施することで本市の知名度やイメージを向上させるとともに、選ばれるまちとしての本市のイメージ・ブランドを確立し、さらなる魅力度向上をめざします。</p> <p>戦略的なシティプロモーションを実施するため推進計画を策定します。</p>			

《基本目標4》来たい・住みたいと思われる伊賀にする
【移住・交流、シティプロモーションの推進】

政策	4-②	移住の促進
----	------------	--------------

概要	<p>「交流」を「移住・定住」につなげていくためには、移住を希望する人が必要とする支援（ニーズ）を的確に把握し、情報を発信する必要があります。</p> <p>支援策を移住者のライフシーンごとに検討すると同時に、ワンストップ相談窓口を設置するなど、オーダーメイドの支援を行うことにより、移住者の増加につなげます。また、住居の確保の点から、空き家バンク物件のマッチングを進めます。</p>
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信ツールの未活用 ●移住相談窓口未設置 ●空き家バンク物件の充実 	取組の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信ツールの整備と活用 ○移住相談窓口の設置・運営 ○空き家の利活用促進
----	--	-------	---

		現状値（基準年度）	中間値（基準年度）	目標値（基準年度）
KPI 指標	ア. 移住相談窓口の設置・運営 イ. 移住相談件数（延べ件数） ウ. 移住者数（H28-31累計） エ. 空き家バンク物件成約数	ア. -（H26） イ. -（H26） ウ. -（H26） エ. -（H26）	ア. 設置（H28） イ. 364件（H28） ウ. 32人（H28） エ. 7件（H28）	ア. 設置完了（H28） イ. 400件（H31） ウ. 120人（H31） エ. 60件（H31）
確認方法 （時期）	ア. 相談窓口の設置（年度） イ. 移住相談件数の集計（年度末） ウ. 移住者数の集計（年度末） エ. 空き家バンク物件成約数（年度末）	達成率 （目標達成を100とした 中間値時点の進捗）		
		60%		計画通り進んでいる
		方向性 引き続き、より積極的に取り組む		

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
1	6-4-①	住民自治	移住・交流促進事業	地域づくり推進課
重点 取組	移住相談についてのワンストップ 窓口を設置し、多様な相談に対応できる体制を構築します。また、東京や大阪などでの移住相談会のほか、伊賀市体験セミナーを開催し、移住者や交流人口の増加を促します。 住民自治協議会と協働で、地域課題の解決や地域振興の活動を行う、「地域おこし協力隊」の募集を行い、地域の活性化を図るとともに、将来的な隊員の定住をめざします。			

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-5-①	雇用・就業	人材育成等の促進	商工労働課
非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施する事業主に対して、国の助成金制度の周知、広報を行います。 地元での就職を希望する学生や求職者に対し、伊賀管内企業との情報交換の場として「合同就職セミナー」を開催します。				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
3	3-2-①	農業	担い手農家・集落営農等への支援	農林振興課
<p>集落の農地を集落ぐるみで維持管理し、経営発展をめざす集落営農組織等の生産活動を支援するなど集落営農組織の強化に向けた取り組みを進めます。また、認定新規就農者や認定農業者を支援し優良農地の集積と高度利用を進めます。</p> <p>中山間地域では中山間地域等直接支払事業 への取り組みを支援します。</p> <p>新規就農者確保に向けて、関係団体との連携により支援体制を構築するなど就農しやすい環境を整備します。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
4	3-2-②	森林保全・林業	担い手の育成支援と森林施業地の 団地化の促進	農林振興課
<p>団地化等による施業の合理化が進められるよう、森林の境界明確化や森林経営計画の作成に対し支援を行い、林業経営を担う認定林業事業体等の育成に取り組みます。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
5	3-6-①	起業支援	創業支援事業計画の実施	商工労働課
<p>2015（平成27）年5月に経済産業省の認定を受けた産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に基づいた支援を実施します。</p> <p>伊賀地域の商工団体等との連絡機関である「伊賀流創業応援忍び隊」を組織し、各機関との情報共有を行うとともに、市に相談窓口を設置し必要な支援についての紹介を行います。</p>				

事業番号	第2次再生計画の 位置づけ	施策	事業名	担当課
6	4-1-②	住環境整備	空き家の適正管理の推進	市民生活課
重点 取組	<p>特定空家等と判定されたものについては、法に基づき措置を行います。</p> <p>空き家化の予防や空き家の適正管理について啓発を行うとともに、伊賀流空き家バンクを通して空き家の利活用を促進します。</p>			

《基本目標4》 来たい・住みたいと思われる伊賀にする
【移住・交流、シティプロモーションの推進】

政策	4-③	産学官民連携による知の拠点形成
----	------------	------------------------

概要	市内に三重大学との産学官民連携による研究拠点・活動拠点を有することから、これらの拠点施設を核として地域産業の強化や地域課題の解決に向けた取組に大学の研究者や学生が参画することにより、地域での新たな産業や雇用の創出を図ると同時に、これからの地域を担う若者の輩出を目指します。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな地域課題が未発掘 ●内発型産業の創出が弱い 	取組の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題に対応した調査研究 ○地域資源を活用した新たな商品やサービスの創出
----	--	-------	---

	現状値 (基準年度)	中間値 (基準年度)	目標値 (基準年度)	
KPI 指標	ア. 三重大学と連携した地域課題の解決に向けた取組件数 イ. 技術の高度化、新製品、新技術の研究に向けた取組件数	ア. 14回 (H26) イ. 14件 (H26)	ア. 14回 (H28) イ. 15件 (H28)	ア. 15回 (H31) イ. 15件 (H31)
確認方法 (時期)	ア. 三重大学伊賀連携フィールド主催市民講座開催件数(翌年度) イ. ゆめテクノ伊賀での共同研究件数(翌年度)	達成率 (目標達成を100とした中間値時点の進捗) 50%		計画通り進んでいる
	方向性 引き続き、より積極的に取り組む			

具体的な取組内容

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
1	6-3-②	域学連携	産学官連携の推進	総合政策課
重点取組	三重大学が設置する三重大学地域拠点伊賀サテライトと連携・協力し、市内外での教育・文化・研究の推進を図るとともに、本市のまちづくりについての研究活動を行います。さらに、同大学に加え、多様な知見を本市のまちづくりにつなげていくため、他の大学等との連携・協力を推進します。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
2	3-4-①	産業立地	産学官連携新産業創出事業	商工労働課
	産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を活用し、既存産業の高度化や新産業の創出を促進します。			

事業番号	第2次再生計画の位置づけ	施策	事業名	担当課
3	6-3-②	域学連携	高大連携事業の促進	総合政策課
重点取組	高等教育機関と連携し、市内中・高校生が本市のまちづくりに参画できるしくみをつくります。			

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（主な用語の説明）

用語	説明
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報・通信に関する技術の総称。 従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われているが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。
Iターン	人口還流現象のひとつ。 出身地とは別の地方、特に都市部から田舎に移り住むこと。
Jターン	人口還流現象のひとつ。 地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や、中規模な都市に戻り定住すること。
Uターン	人口還流現象のひとつ。 地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る現象。 アルファベットの「U」の字を描くような人の流れ（移動）となることに由来。
6次産業	農業者等が農畜産物等の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態。 経営の多角化により、これまで第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業の活性化を図ること。
イクボス	男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。 子育てに積極的に関わる男性を「イクメン」と呼ぶことから派生した言葉。 「イクメン」を職場で支援するために、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーを指す。
インキュベーション	英語で「（卵などが）ふ化する」の意味。 新しく設立された企業などに対して、国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、起業家の育成や新しいビジネスを支援すること。
コミュニティビジネス	地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法を活用して取り組むこと。 地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待されている。
ストックマネジメント	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。 多様化する現在の需要に対して、既存建築物の計画的な保全、保全実施結果の評価、保全関連技術の体系化などが求められており、ただ単純に、古くなったという理由から施設を解体して新築（改築）を繰り返す、いわゆる「スクラップ&ビルド」とは違う考え方。 この手法を活用することで、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設にとってどれがよりよい方法なのかを判断することが可能となる。

リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となった2008（平成20）年9月に起こったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などのこと。
リノベーション	中古住宅に対し、機能や価値を再生させるために包括的な改修を行い、現代のライフスタイルに合った住まいによみがえらせること。
ワークライフバランス	仕事と家庭の両立・調和という意味で用いられる。 やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す取り組みのこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。 複数存在する算出方法のうち、平成24年度厚生労働省科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」の算定プログラムを活用し算出。 【65歳からの平均余命】 - 【介護等が必要な期間】
重要業績評価指標（KPI）	Key Performance Indicatorの略。 企業等の目標の達成度合いを計る定量的な指標。 目標の実現に向けて、業務プロセスが適切に実施されているかどうかをモニタリングする目的で設定される業績評価指標のうち、特に重要なもの。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。 地域に暮らす住民同士が、差別し合うことなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支えあって暮らしていくこと。
地域経済分析システム（RESAS）	Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの頭文字。 経済産業省が開発したビッグデータを活用した地域経済の見える化システム。 「産業マップ」「観光マップ」「人口マップ」「自治体比較マップ」の4つで構成されている。
着地型観光	参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。 観光事業者だけでなく、観光客の受け入れ先の事業者や農業者、NPO、自治協議会組織等も独自のおもてなしプログラムを考案することができ、従来のいわゆる「発地型観光」と比べて、地域振興につながることを期待されている。
補完性の原則	決定や自治などをできるかぎり小さい単位でおこない、できないことのみをより大きな単位の団体に補完していくという概念。